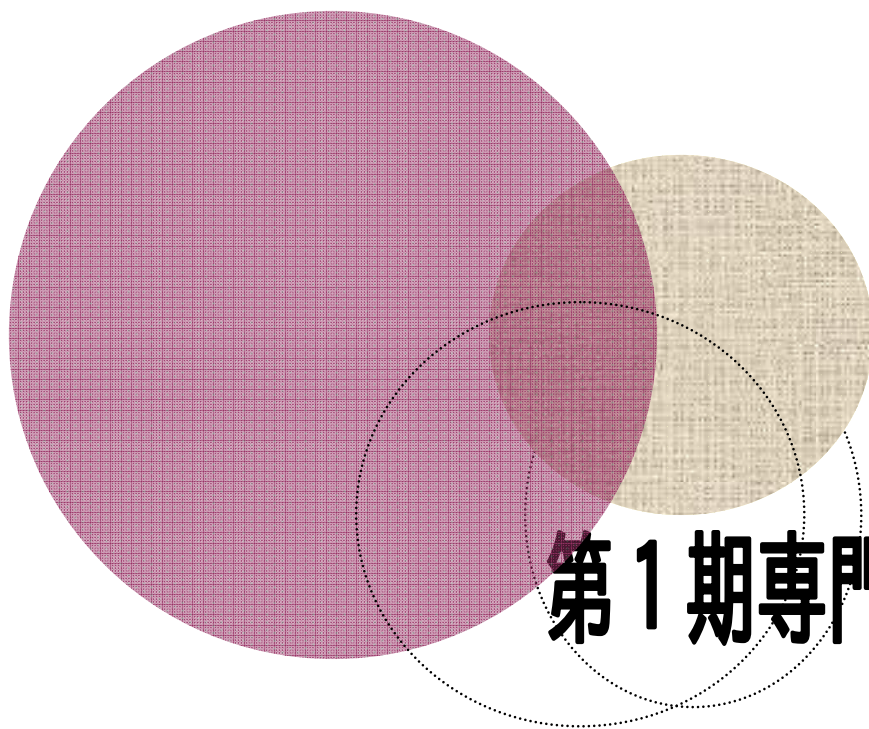




都市政策研究
第1期専門研究報告書

岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性
—地区市民協議会のあゆみから—

2012 年 岸和田市

【発刊にあたって】

本市では、平成 9 年度から市の抱える政策課題を客観的・専門的な立場から明らかにするため、長期にわたり独立した組織で政策研究を行ってまいりましたが、高度化する都市問題や自治体を取り巻く行財政環境の変化を受け、効率的・効果的な組織体制を図るべく平成 21 年度からは政策企画課内に研究部門を設置することになりました。

これからの地方自治体は、厳しい行財政運営の中で、住民ニーズを的確に把握した上で政策課題を掘り起こし、個別分野を越えた課題解決が期待されています。そのためには、複雑化した政策課題に的確に対応できる高度な専門知識や能力が求められることとなります。

本市の都市政策研究には長い歴史があり、政策形成や組織運営に関する専門的知見を得るために、これまでも様々なテーマに取り組んでまいりました。今回、報告させていただきます第 1 期専門研究についても、そのような役割を期待しております。

第 1 期専門研究は、平成 21 年度から 3 カ年にわたって、「岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性（地域内分権、市民自治、市民主権）」をテーマに実施されています。今回は、市民が主体のまちづくりを念頭に、地区市民協議会の歴史を整理することで本市におけるコミュニティ政策の変遷を明らかにし、他都市事例から先進的な取り組みを紹介しております。次年度以降も、今回の成果を基に、新しい視点を加えた調査研究を実施していく予定です。

これからも引き続き、地域課題を総合的な観点から解決するために調査研究の充実を図り、将来的な政策づくりに努めてまいります。

岸和田市企画調整部政策企画課長

梶野 省治

目次

発刊にあたって

目次	1
----	---

専門研究報告	3
--------	---

はじめに	4
------	---

* 団体名略称一覧	8
-----------	---

・岸和田における市と地域との関係づくり—機能別協議会組織の設置に注目して

(1) 校区青少年問題協議会の設置 :1951 - 71(昭和 26 - 46)年

■ はじめに	9
■ 岸和田市町会連合会の発足	9
■ 岸和田市青少年問題協議会の発足と青少年指導員制度	11
■ 青少年指導振興会の指定	15
■ 青少年対策としての地域組織づくり—校区青少年問題協議会の設置	16
■ おわりに	20

(2) 地区市民協議会の構想と設置 :1971 - 89(昭和 46 - 平成元)年

■ はじめに	21
■ 城北地区モデル・コミュニティ指定	21
■ 岸和田市のコミュニティづくり構想	25
■ 市内の推進体制の整備	31
■ 地域との合意	33
■ 校区青少年問題協議会の包括	34
■ おわりに	36

(3) 地区市民協議会と地区福祉委員会との関係の模索 :1978 - 2005(昭和 53 - 平成 17)年

■ はじめに	37
■ コミュニティの形成と社会福祉—地区福祉委員会設置の意図	37
■ 小地域ネットワーク活動と地域福祉の推進	42
■ 地区福祉委員会検討委員会の設置	45
■ おわりに	48

(4) 地区市民協議会の現在 :2005 - 2010(平成 17 - 22)年

■ はじめに	50
■ 地区市民協議会による地域運営	50
■ 『第二次総合計画』以降の市のコミュニティづくり	55
■ 市と地域との関係—地区市民協議会を中心に	57
■ コミュニティ活動と地区市民協議会	61
■ おわりに	65

・他都市事例からのインプリケーション—今後のコミュニティ支援のあり方

(1) 岸和田市における市と地域との関係

.....	66
-------	----

(2) 他都市におけるコミュニティ支援のとりくみ—事例紹介

■ 校区コミュニティ協議会を核としたコミュニティ支援—大阪府枚方市	67
■ 自治会組織を核としたコミュニティ支援—大阪府堺市中央区	72

おわりに	77
■ 岸和田市のコミュニティづくりについての参考文献・資料一覧	79

巻末資料	85
------------	----

【専門研究報告】

岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性
(地域内分権、市民自治、市民主権)

—地区市民協議会のあゆみから—

(専門研究員)
入江 智恵子

はじめに

岸和田市では、小学校区毎に住民自治の推進を目的とした組織である「地区市民協議会（以下、市民協と略）」が設置されている。これは、1980（昭和55）年策定の『岸和田市第一次総合計画』の中で打ち出されたもので、市民協が既存の地域活動団体同士の情報共有の場、地域ごとの「コミュニティ計画」づくりの母体となり、市民協を媒介して行政と地域との関係を一本化することがその狙いであった。公民協働の仕組みづくりの端緒ともいえる市民協の設置は、地域の実情を考慮しながら進められ、2000（平成12）年に24番目の市民協が設置されたことで、市内の全小学校区を網羅するものとなった。第一次総合計画で謳われた地域ごとの「コミュニティ計画」づくりを柱とするまちづくりは、1960年代以降の急速な都市化の下で、既存の地域コミュニティの解体と崩壊が進むことを危惧した国の対応として提案されたものでもある。岸和田市でコミュニティづくりが始められたのも、自治省による城北地区のモデル・コミュニティ指定（1971・昭和46年）がひとつのきっかけであった。

一方、地方分権の推進が謳われる今日においては、1960年代（昭和40年代）とは異なる文脈で改めて地域コミュニティへの関心が高まっている。その特徴は「まちづくり条例」や「自治基本条例」の策定とセットで、地域の自律を促す地域自治組織の設置が進められているということである。地域の社会資本の整備に関わる分野から始められた行政への「住民参加」は、公民協働の理念のもとで、今や福祉や環境をはじめとするあらゆる分野で推進されるようになってきている。このような流れの中で、（地域自治組織を伴う）地域コミュニティもまた、「新しい公共」を実現する主体として定義し直されている。

現在、岸和田市の全小学校区に設置されている市民協は、地域自治組織というよりも小学校区単位のコミュニティ活動を行う地域内連携組織である。これはそもそも地域自治組織として整備されたわけではなかったことによる。地域の自主的なコミュニティ活動（校区の運動会や清掃活動など）は市民協を中心に実施されており、これまでの活動の積み重ねの中で、夏祭りやマラソン大会といった地域独自の企画が生み出されている地域もある。しかし、後述するように、さまざまな要因により市民協の実態は関係者以外にはみえにくいものになっている。したがって、まずは市民協の実態の把握が必要である。その上で、時代に即した地域と行政との関係とはどのようなものか、あるいは、市民協が昨今議論されている地域自治組織としての機能を担うものになりうるのか等について検討されなければならない。本報告書では、このような課題に応えるために、市民協の設置を柱とした岸和田市のコミュニティ支援について、その歴史と課題を整理する。

岸和田における市と地域との関係づくりの歴史は、1951（昭和26）年の「岸和田市自治振興連絡会」の設立からみていくことができる（表1）。岸和田市における市と町会・自治会との協力関係は、戦後一時解散した地縁組織が再建されていく過程で作られた。その後に組織された地域団体や小学校区単位で設置された協議会組織もこの流れを引き継いでいる。1970（昭和45）年に設置された「校区青少年問題協議会（以下、校区青少協と略）」、1978（昭和53）年から設置された「地区福祉委員会」、1980（昭和55）年から設置された市民協は、表2にあるように、いずれも町会・自治会を中心とした地区内のほぼ同じ地域団体で構成されるものである。市はこれらの地

域団体の集合体を制度的な「地域コミュニティ」と規定し、さまざまな依頼や働きかけ、支援を行ってきたのである。

表 1 3 協議会関連年表

年	社会教育（生涯学習）	住民自治	地域福祉
1950 (昭和 25)			■岸和田市社会福祉協議会(岸和田市社協)設立
1951 (昭和 26)		岸和田市自治振興委員会設立(「岸和田市町会連合会(町会連合会)」に改称(1958年))	
1954 (昭和 29)	岸和田市青少年問題協議会(市青少協)設立 「青少年指導員制度」発足		
1963 (昭和 38)	岸和田市青少年指導員協議会(市青指協)設立		
1964 (昭和 39)	“青少年指導振興会”の指定(～1968年)		
1970 (昭和 45)	小学校区青少年問題協議会(校区青少協)設立:19小学校区		
1971 (昭和 46)	青少年指導振興会が校区青少協に統合	○城北地区がモデル・コミュニティ指定(自治省)～1973年	
1973 (昭和 48)		「城北コミュニティ振興連絡協議会」発足(第1号)	
1976 (昭和 51)		『岸和田市コミュニティ計画(基礎調査編・基本構想編・分析編)』	
1977 (昭和 52)		『岸和田市総合計画・基本構想』	
1978 (昭和 53)			新条地区福祉委員会設置(第1号)
1979 (昭和 54)		『岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料』	旭地区福祉委員会設置(第2号)
1980 (昭和 55)		『第一次総合計画』 「大芝連合運営協議会」発足(第2号)	
1982 (昭和 57)		町会連合会コミュニティ小委員会の設置	
1984 (昭和 59)		『コミュニティづくりの基本方策・』	
1985 (昭和 60)			『岸和田市社協発展計画(答申)』
1989 (平成元)		『コミュニティづくり地区白書基礎資料まちづくりカルテ』	
1991 (平成 3)		『第二次総合計画』	
1998 (平成 10)			小地域ネットワーク推進活動事業開始
2000 (平成 12)		全小学校区に市民協設置完了	全小学校区に地区福祉委員会設置完了 『地域福祉活動推進計画』
2001 (平成 13)		『第三次総合計画』	
2005 (平成 17)		『岸和田市自治基本条例』施行 『公民協働推進の指針』	
2006 (平成 18)			地区福祉委員会検討委員会
2008 (平成 20)			『第2次岸和田市社協発展強化計画』

出所) 各種資料より作成。

表 2 構成団体比較(例)：地区市民協議会—地区福祉委員会—校区青少年問題協議会

校区青少年問題協議会	地区市民協議会	地区福祉委員会
校区連合会	校区連合会	校区連合会
	町会・自治会	町会・自治会
	岸和田市老人クラブ連合会	岸和田市老人クラブ連合会
	各町老人クラブ	各町老人クラブ
婦人会の代表	連合婦人会	連合婦人会
	岸和田市子供会連合会	
子供会指導者の代表	各町子ども会	各町子ども会
青年団の代表	各町青年団	各町青年団
	各町少年団	
体育指導員の代表	岸和田市体育指導員協議会	
青少年指導員の代表	岸和田市青少年指導員協議会	岸和田市青少年指導員協議会
民生児童委員の代表	岸和田市民生委員児童委員協議会	岸和田市民生委員児童委員協議会
	岸和田市交通指導員会	岸和田市交通指導員会
	校区青少年問題協議会	
	岸和田市人権協会(校区推進委員会)	
	水防団	水防団
保護司の代表	岸和田地区保護司会	岸和田地区保護司会
防犯協議会市部長	岸和田市防犯協議会	岸和田市防犯協議会
	社会福祉協議会(地区福祉委員会、小地域ネットワーク活動推進委員会)	
	幼稚園	
小学校校長、中学校校長	小学校、中学校	小学校、中学校
PTA の代表	PTA 協議会(小学校、中学校)	PTA 協議会(小学校、中学校)

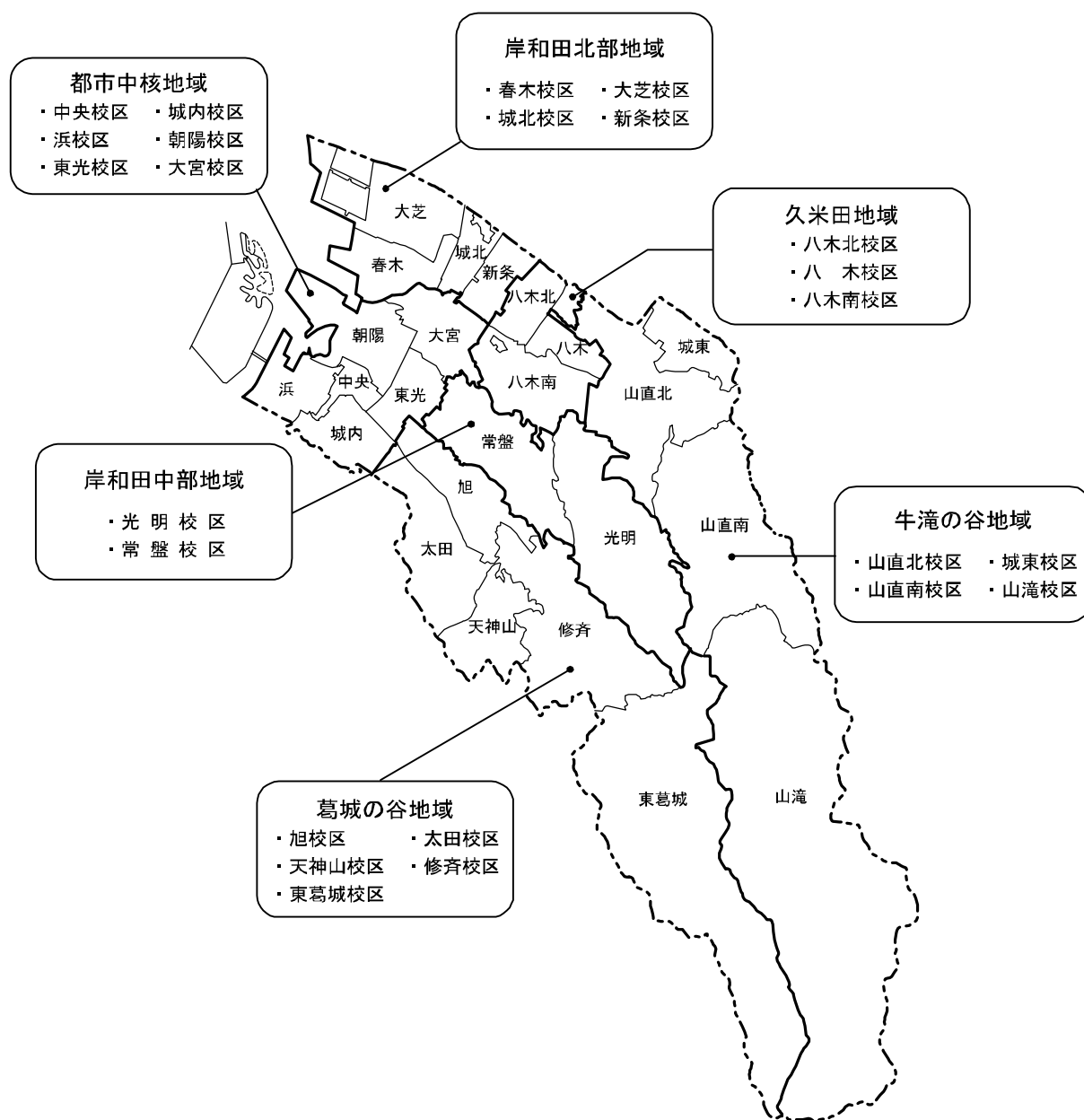
出所)「小学校区青少年問題協議会助成要綱」、各地区市民協議会資料、岸和田市社会福祉協議会『地区福祉委員会・福祉教育推進校活動記録集』各年度版より作成。

したがって、本報告書では岸和田における市と地域との関係づくり(コミュニティづくり)の歴史を、市民協だけでなくこれら3つの機能別協議会組織の設置に注目して整理する¹。

第 部では、1951～2010(昭和26～平成22)年までの時期に焦点を当て、岸和田市のコミュニティづくりの歴史を振り返る。まず、第1章では校区青少協の設置に注目し、1970年頃(昭和40年代半ば)までに行われた社会教育分野からのコミュニティづくりについてみていく。第2章では、市民協がどのような構想の下で設置されることになったのか、1970年代末(昭和50年代前半)に作られた岸和田市のコミュニティ計画の内容と1980年代終わり頃(昭和60年代)までの取り組みについて明らかにする。第3章では、岸和田市社協による地区福祉委員会の設置の歴史について、市民協との関係に注目して整理する。第4章では、ヒアリング調査に基づいて、2000年代の市民協の実態と機能について述べる。第 部では、第 部で明らかになった課題をもとに、岸和田市における今後のコミュニティ支援のあり方を検討していくための参考事例として、他都市のコミュニティ支援のとりくみを紹介する。

¹ 「地区福祉委員会」は社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会によって設置されたものであり、岸和田市が設置したものではない。ただし、福祉の分野における事業の多くを社会福祉協議会と市とが連携して行っているという実態から、本報告書では両者を「行政機関」と規定して論述を行っている。

■ コミュニティの範囲（岸和田市）



< 1次生活圏 >

日常の生活サービスが不自由なく受けられる基本単位を1次生活圏とよぶ。1次生活圏は、現行の小学校区を土台として、将来人口、鉄道や幹線道路などで阻止されない区域、伝統的な地域活動圏域などを配慮しながら24の単位にわけらる。

< 2次生活圏 >

1次生活圏を原則として2つあわせた中学校区にあたる生活圏を2次生活圏とし、11の単位を設定する。

< 3次生活圏 >

全市を6区にわけて、3次生活圏を設定する。

岸和田市企画室（1976）『岸和田市コミュニティ計画・分析篇』より作成（単位の数を一部変更した）。

団体名 略称一覧

略称	正式名
市民協	地区市民協議会
町会連合会	岸和田市町会連合会
市青少協	岸和田市青少年問題協議会
市青指協	岸和田市青少年指導員協議会
校区青少協	小学校区青少年問題協議会

1. 岸和田における市と地域との関係づくり

—機能別協議会組織の設置に注目して

(1) 校区青少年問題協議会の設置 : 1951 - 71 (昭和 26 - 46) 年

■はじめに

岸和田市におけるコミュニティづくりの歴史を遡ると、青少年の指導・育成のための組織づくりがその端緒であることがわかる。1970 (昭和 45) 年から 2 年間で全小学校区に設置された校区青少協は、市民協が整備されるまでの間、地域によっては校区内の地域活動をまとめる機能を持つものであった。本章では、コミュニティの組織化という観点から、まず岸和田市町会連合会の発足について、次に岸和田市青少年指導員制度と校区青少協の発足について考察し、市民協が整備される以前の岸和田市のコミュニティづくりについて整理する。

■岸和田市町会連合会の発足

戦後の民主化政策の中で廃止された隣組や町内会などの地縁組織は、1950 年代 (昭和 20 年代後半) に入ると徐々に復活し、大阪府でも「自治振興会」として各地に作られていった。岸和田市でも 1951 (昭和 26) 年 3 月、自治振興委員会結成準備委員会が開かれ、10 月には岸和田市自治振興委員会が正式に発足した。1951 (昭和 26) 年度に組織された町会組織は 20 ほどであったが、3 年後の 1954 (昭和 29) 年度には 101 を数えるまでになっており、自治振興委員会の結成が岸和田市の単町レベルでの地縁組織の組織化をも主導したといえよう¹。1958 (昭和 33) 年には日赤奉仕団との合併がなされ、「岸和田市町会連合会 (以下、町会連合会と略)」となった。

自治振興委員会の発足の経緯について、『岸和田市史』では次のように述べられている。

「戦時中、行政の末端組織としての機能をもち、戦争の遂行に協力した隣組や町内会が、戦後の民主化政策の中で廃止されてから、市は諸業務を市民に周知徹底させる組織がなくなり困っていた。そこでやむを得ず、各町の中から適当な人を委嘱し、町内への広報・連絡などの業務を委託したが、1、2 人で一町全部を受持つことは、負担も大きく、困難であった。これは岸和田市に限らず、全国共通のことであり、政府は町内会に代わるものの復活承認を、占領軍に働きかけた。その結果、占領軍の示唆という形式を得て、地域住民の自治組織の復活を奨励・指導することになった。

大阪府においても、26 年 1 月 31 日に、総務部長名で、各市町村および各市町村議会議長あてに『自治振興委員会設置勧奨について』という公文書を発し、同年 2 月 28 日には、同じく総務部長名で『自治振興会設置報告』を各市町村に求めた。

このような急ピッチの行政指導のもとで、岸和田市では、3 月 10 日に市長招集による『自治振興委員会結成準備委員会』が開かれ、市議会議長ほか 17 人の委員が任命された。委員長は互選の結果、浦田甚之助 (上町) と決まった。その後、各町ごとに自治振興会が結成され、その連合組織としての岸和田市自治振興委員会が 10 月 3 日に開かれ、会長に浦田甚之助、副会長に山本義光・赤坂喜一郎を選出し、会の規約を決定し、10 月 20 日に正式発足の運びとなった。自治振興会の表面的な目標は、行政の実態を市町村民に反映させること、また市町村民の要望を市町村に反映させることであった。こ

¹ 岸和田市町会連合会 (2002) 『町会連合会のあゆみ—50 周年記念誌』。

の時期は、政治的にも不安定な朝鮮戦争期で、現実には、治安維持の強化や行政上の統制力の強化を狙ったものであり、占領軍の強い指導が働いていた。そのことは、当時の通達に、絶えず占領軍近畿地方民事部民事報道部の示唆とか、軍政部係官派遣とかの字句が見られることによっても明らかである。

岸和田市のように、人口の変化が緩慢で、古くからの町や区単位の結びつきの強いところでは、自治振興会の結成を戦時中の隣組の復活だとして批判するような動きも目立たず、単なる行政効果の向上という形で、すんなりと進められた²。

表 1-1 町会連合会のあゆみ（昭和 26 - 38 年）

年	町会連合会関係
1951 (昭和 26)	1 月：大阪府総務部長名で市町村長宛に「市町村に自治振興委員会設置勸奨について」の通知。 3 月：「自治振興委員会結成準備委員会」設置 7 月：自治振興会長と日赤奉仕団長の兼務を了解する。 10 月：住民の自治組織として「岸和田市自治振興委員会」第 1 回委員会開催 岸和田市自治振興委員会 正式発足
1952 (昭和 27)	4 月：大阪府自治振興委員会連合会結成→本市が参画 7 月：広報紙「きしわだの友」を自治振興委員会が配布する旨、各町自治振興会長に通知する。 11 月：自治振興委員会 規約改正
1953 (昭和 28)	6 月：「自治振興委員会」を発展的解消して「自治振興会連合会」とする。
1954 (昭和 29)	6 月：大阪府自治振興委員会名で「利用料金値下げの要望」を行う。 大阪府自治振興委員会名で「公衆浴場入浴料値下げの陳情」を行う。 連合会の機関紙「岸和田市民時報」第 1 号発行
1955 (昭和 30)	11 月：『きしわだの友』で、新生活運動の一環として「時間の尊重」と「冠婚葬祭の改善」について訴える。 業者より市に寄贈された告知板（黒板式）を、各町に配布する。
1958 (昭和 33)	4 月：岸和田市町会連合会が日赤奉仕団と合併のため準備会開催。 5 月：市政推進の 2 大支柱であった日赤と町会の一元化総会が行われ、新組織の名称を町会連合会として発足することとなり、初めての総会を開催。
1959 (昭和 34)	8 月：「新生活運動連絡協議会」が結成される。 (構成)市議会、町会、婦人会、青年団、PTA 協議会、その他各種団体。
1961 (昭和 36)	4 月：町会連合会総会において、以下の重点項目をきめる。 新生活運動の推進 防犯灯設置の拡充 総合会館建設資金の募集目標達成促進 阪南 3 市自治会連絡協議会との協力体制の強化 婦人会、青年団との連携保持
1962 (昭和 37)	5 月から 6 月にかけて各校区毎に「交通事故防止に関する懇談会」を開催。 9 月：要望事項 2 点を市長及び助役と市議会の正副議長に申し入れた。 赤字財政下における人件費削減のため議員定数を、現在の 2/3 (21 人) に改正すること。 岸和田記念競輪で議員らに贈った記念費問題の善処。
1963 (昭和 38)	7 月：町会運営にあたっての行政視察を実施。 (町会運営行政をよくするため、公民館を中心に社会教育、観光、市民生活、消防等を視察) 8 月：町会連合会が全市的な組織で、青少年の指導に当たる目的で、「青少年指導振興会」を設けることになった。(昭和 39 年 4 月に発足)

出所) 岸和田市町会連合会 (2002) 『町会連合会のあゆみ—50 周年記念誌』、pp9-10 より作成。

² 岸和田市史編さん委員会 (1977) 『岸和田市史第 5 巻 現代編』、pp142-143。

1958（昭和 33）年 5 月に町会連合会が発足したが、既にこの時には 106 の単位町会を組織しており、現在の市と地域との制度的な関係の原型は、この時点でほぼできあがっていたといえるだろう。

以上のように、戦後の岸和田市におけるコミュニティづくりは、まず行政による自治振興会（町会・自治会）づくりへの働きかけから始められた。後述する青少年育成に関しても、この町会・自治会をベースにした制度設計が行われている。以下、詳しくみていこう。

■ 岸和田市青少年問題協議会の発足と青少年指導員制度

岸和田市における小学校区レベルでのコミュニティづくりは、1970（昭和 45）年の校区青少協の設立が最初のものであるが、これは町会・自治会を中心とした地域運営と青少年指導員制度が基礎となっている。1954（昭和 29）年の岸和田市青少年問題協議会の発足から校区青少協の設置に至るまでの経緯を、市青少協と岸和田市青少年指導員協議会、校区青少協との関係を柱に整理したのが、表 1-2 である。この経緯を、時系列にみていこう。

「岸和田市青少年問題協議会（以下、岸和田市青少協と略）」は、「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和 28 年）」に基づき、市の付属機関として 1954（昭和 29）年に発足した。その役割は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることとされている。市議会議員、学識経験者、関係団体及び関係行政機関の代表者らによって構成され、会長は当該地方公共団体の長が務めるものである。今日までに都道府県や市町村などさまざまなレベルで、多くの地方自治体に設置されている。岸和田市の場合、初年度の市青少協は各団体の役員ら 60 名で構成され、事務局は社会福祉課に置かれた。1956（昭和 31）年には部会制での活動が活発化し、メンバーも 70 名と増加した³。

1963（昭和 38）年には、新市長の下で青少年の健全育成が市の重点施策となり、庁内の大規模な機構改革が行われ、新たに青少年課が設置された⁴。これにより、青少年関係業務は教育委員会社会教育部内に位置づけられることになり、青少年関係施設の運営と青少年活動の振興を進める体制が整備された。青少年指導員制度についても、1959（昭和 34）年度以降、青少年指導員は市青少協会長（市長）から委嘱を受けることになるなどの制度化が進められてきたが、1962（昭和 37）年の「岸和田市青少年指導員協議会（以下、市青指協と略）」の結成によって、その活動は全市的な広がりを持つものになり市民にも認知されるようになった。

³ 岸和田市青少年指導員協議会（2002）『岸和田市青少年指導員協議会 40 周年記念誌』。

⁴ 1962（昭和 37）年に市長に就任した中澤氏は、公約の中でも「教育文化都市の実現」に最も重きを置いた行政運営を進めたことがその特色とされる。教育委員会に青少年課という府下でも珍しい課をつくり、青少年の育成に重きをおこうとしたのもまたその流れに位置づけられる〔岸和田市史編さん委員会（1977）『岸和田市史 第 5 巻 現代編』、p412〕。

表 1-2 市青少協・市青指協・校区青少協のあゆみ

年度	市青少年問題協議会 (市青少協)	市青少年指導員協議会 (市青指協)	校区青少年問題協議会 (校区青少協)
1954 昭和 29	<u>市青少年問題協議会発足</u> 市長 + 各団体役員 (60 名) で構成 事務局: 市社会福祉課に置く	青少年指導員制度	
1956 昭和 31	青少協: 部会制での活動が活発化 生活指導・家庭教育・文化・保健 体育・青年学校・青少年団体・公 民館のそれぞれの指導員で構成 メンバー 70 名		
1959 昭和 34	事務局: 教育委員会社会教育課に 移管	本年度より青少年指導員は青少協 会長 (市長) より委嘱を受ける。	
1962 昭和 37		市青少年指導員連絡協議会結成	
	青少年の健全育成を市政の一つの柱として中澤市政誕生。 青少年関係施設の運営と青少年活動の振興を目指して青少年関係業務を教育委員会社会教育部内に独立させ、青少年課を新設し事務局が移管された。		
1963 昭和 38		<u>市青少年指導員協議会結成</u> 青少協を活動母体として「青少年の 成長を助け得る」という鉄則のもと、 青少協の実践機関として発足した。	
1964 昭和 39			<u>青少年指導振興会 5 地区を指定</u> 指定地区では、各団体より 指導者を選出し地区を挙げて 青少年対策の推進が試みられた。
1966 昭和 41	青少年問題地区懇談会 (第 1 回) 青少協主催で中学校区で実施され約 400 名参加 (当時は 6 地区)。		青少年指導振興会市内 10 地区を指定
1967 昭和 42	青少年問題地区懇談会 (第 2 回) 中学校区別に市民意識の向上、地域活動の促進の強化を図る。参加者数 700 名。		
1969 昭和 44	市内各中学校区における青少年問題地区懇談会が企画され、青少協の運営の全てを青指協にゆだねる。 中学校区毎の懇談会をより深くより細かくとの意図で小学校区 (20) へと変更され、明るい家庭づくりの呼びかけ、関係団体との連携の強化と地域差による問題点の探求を目指して、青少年問題研究会を実施。		
1970 昭和 45		<u>校区别研修会</u> 青少協を軸に開催されていたが、本年より青指協活動の一つとして開催することになった。以後毎年『校区别夏期研修会』として教養部主催で実施。	<u>校区青少年問題協議会設立</u> 青少年指導振興会は各小学校区青少年問題協議会に統合発展解消、各地区の連合町会をはじめ、各種関係団体に協力を求め小学校区別 (19) に。
1972 昭和 47	青少年問題研究発表会 大阪府青少年問題協議会より「青少年対策研究都市」の指定を受ける。		

出所) 岸和田市青少年指導員協議会 (2002) 『岸和田市青少年指導員協議会 40 周年記念誌』より作成。

たとえば、1963～64（昭和 38～39）年に青少年指導員に委嘱された津田氏は、市青少協が必要とされた当時の状況と設立経緯について、次のように述べている。

「私は、青少年指導員を昭和 34 年度より岸和田市青少年問題協議会々長、福本太郎氏より委嘱されました。そのとき全市で 70 名の青少年指導員でした。横の連絡活動が不十分で困りました。昭和 37 年に市福祉課から、市教育委員会に移り、同年 8 月に青少年課が出来ましたので、青少年指導員の連絡を蜜に（ママ）出来る様に、指導員協議会の設立を市青少年問題協議会へ申し込んだ事もありました。その後、各町に 1 名の指導員をおく事になりました。

全市で 111 名の青少年指導員となりましたので、これを機会に岸和田市商工会議所会議室にて、岸和田市青少年指導員連絡協議会を結成致しました」⁵。

当時の青少年指導員らが横の連絡組織を必要としていたこと、連絡組織をつくるために市青少協に申し入れを行っていたことがわかる。岸和田市青少年指導員協議会（2002）『岸和田市青少年指導員協議会 40 周年記念誌』でも「青少協を活動母体として『青少年の成長を助け得る』という鉄則のもと青少協の実践機関として発足した」と述べられているように、市青指協は市青少協の下に位置づけられ、市青少協で審議される方針のもとその運営が行われていった⁶。

表 1-3 青少年指導員数の推移

年度（注）	指導人員	年度	指導人員
1963（昭和 38）	112 人	1972（昭和 47）	268 人
1964（昭和 39）	112	1973（昭和 48）	429
1965（昭和 40）	200	1974（昭和 49）	434
1966（昭和 41）	222	1975（昭和 50）	414
1967（昭和 42）	203	1976（昭和 51）	424
1968（昭和 43）	219	1977（昭和 52）	485
1969（昭和 44）	226	1978（昭和 53）	484
1970（昭和 45）	233	1979（昭和 54）	490
1971（昭和 46）	262	1980（昭和 55）	491

注：年度に西暦を追加した。

出所）岸和田市教育委員会社会教育課（1981）『きしわだの社会教育のあゆみ』p68 より転載。

表 1-3 に示すように、1963（昭和 38）年度に 112 名でスタートした青少年指導員は、2 年後には 200 名を超えその数は年々増加し、青少年指導員を対象とする研修会や視察も次第にコンスタントに行われるようになっていった（表 1-4）。岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』でも次のように指摘されている。

⁵ 岸和田市青少年指導員協議会（1982）『青少協 20 年のあゆみ』、p8。

⁶ 市青少協では、1963（昭和 38）年度から、青少年の健全育成と、地域の発展は不可分の関係にある。青少年は、地域の青少年としてとらえ、地域の人達によって保護育成されなければならない。という組織原則のもと、町ぐるみの青少年指導育成体制拡充のための組織づくりを進める方針を打ち出した〔岸和田市教育委員会（1981）『きしわだの社会教育のあゆみ』、p30〕。

「指導員制度発足当時（昭和 28 年）は、指導員自身の意識も低調で、その任期中名前だけで、実践活動に参加することのないものも多かったが、昭和 38 年度に指導員協議会の自主的な結成をみていい、協議会活動を通じて、“自らも成長することに喜びを感じる人のみが、青少年の成長を助け得る”という鉄則のもと研修会や実践活動への参加の率も徐々に向上している」⁷。

表 1-4 青少年指導員研修会の推移（単位：回）

年度（注）	全員研修	合同研修	視察	校区別研修	計
1963（昭和 38）	3	—	—	—	3
1964（昭和 39）	1	—	—	—	1
1965（昭和 40）	5	1	1	—	7
1966（昭和 41）	2	1	1	6	10
1967（昭和 42）	2	1	1	7	11
1968（昭和 43）	3	2	2	7	13
1969（昭和 44）	3	3	3	37	45
1970（昭和 45）	2	1	1	20	26
1971（昭和 46）	1	3	1	45	50
1972（昭和 47）	2	2	1	8	13
1973（昭和 48）	1	2	1	32	36
1974（昭和 49）	1	2	1	7	11
1975（昭和 50）	2	2	1	14	19
1976（昭和 51）	1	2	1	14	18
1977（昭和 52）	2	2	1	9	14
1978（昭和 53）	1	3	1	10	15
1979（昭和 54）	2	5	1	8	16
1980（昭和 55）	1	4	1	11	17

注：年度に西暦を追加した。

出所）岸和田市教育委員会（1981）『きしわだの社会教育のあゆみ』、p67 より転載。

表 1-4 にあるように、特に 1969（昭和 44）年からの 3 年間は、校区別研修会を中心とした活発な活動が行われている。表 1-5 でこの時期の青少年指導員活動をもう少し詳しくみると、従来から中学校区単位で行われてきた青少年問題地区懇談会や青少年問題研究会が、小学校区単位でも開催されるようになったことがわかる。青少年問題地区懇談会は、1966（昭和 41）年から市青少協が主体となって企画されていたものであるが、1969（昭和 44）年以降はその運営が市青指協にゆだねられることになった。1970 年代（昭和 40 年代半ば）には、青少年指導員の数も一定数になり地域でも制度が定着してきたこともあり、地域活動とその運営の主体が市青少協から市青指協へ移行していったものと考えられる。

⁷ 岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』、pp11-12。

表 1-5 青少年指導員活動年表（昭和 38 - 46 年）

年度別（注）	特別活動	常時活動	組織内容
38 年 5 月 12 月	指導員組織誕生 善行青少年の顕彰		指導員協議会結成
39 年 7 月 11 月 1 月	警察署少年防犯係と合同で非行化防止広報活動 " "		
40 年 10 月	岸和田中央ライオンズクラブより会旗の寄贈 市青少年問題協議会より、制服の支給	● きけんヶ所の標示 ● 水難事故防止活動 ● 市民プール巡視	泉南ブロック協議会結成
41 年 7 月	中学校区別に青少年問題研究会開催（7 会場）	● 盆踊非行化防止特別活動	体育部 文化部 設置
42 年 7 月 9 月 12 月	中学校区別に青少年問題地区こんだん会開催（7 会場） 泉南ブロック合同研修会開催 青少年指導ルーム活動従事	● 祭礼事故防止特別活動 ● 夜店の巡視 ● 管外視察見学	青少年指導ルーム指導員委嘱
43 年 7 月 9 月 11 月 12 月	中学校区別に青少年問題地区こんだん会開催（7 会場） 泉南ブロック合同研修会開催 小田原市との青少年活動交流参加 一日補導センター長行事参加	● 年末年始非行化防止特別活動 ● 青少年の街頭指導	"
44 年 5 月 7 月 8 月 12 月 2 月	小学校区別に青少年問題研究会開催（20 会場） 中学校区別に青少年問題地区こんだん会開催（7 会場） 泉南ブロック合同研修会開催 一日補導センター長行事参加 小田原市との青少年活動交流参加	● 不良行為 ● 危険遊戯の善導 ● 青少年に関する相談 ● 危険ヶ所のは握と関係先連絡	組織広報部 指導相談部 文化部 体育部 } 2 部増設
45 年 6 月 8 月 9 月 12 月	小学校区別に青少年問題研究会開催（20 会場） 泉南ブロック合同研修会開催 小田原市との青少年活動交流参加 一日補導センター長行事参加	● 問題少年のは握と関係先連絡 ● 各種情報資料の整備と広報活動	"
46 年 6 月 8 月 9 月 11 月 2 月	小学校区別に青少年問題研究会開催（20 会場） 小田原市との青少年活動交流参加 泉南ブロック合同研修会開催 小学校区別に青少年問題こんだん会開催（20 会場） 中学校区別に青少年指導員研修会開催（7 会場）	● その他青少年の保護育成のため必要な事項	組織部 広報部 教養部 福利部 指導相談部 環境浄化部 } 6 部に改増設

注：年度の元号を省略している。

出所）岸和田市青少年指導員協議会（1982）『青少協 20 年のあゆみ』、p59 より転載。

■ 青少年指導振興会の指定

先に述べたように青少年課の設置以降、市青少協のもとで青少年指導員制度の充実が図られてきたのであるが、これは町会あるいは校区単位での町会を中心とした地域づくりの推進という大きな流れに位置づけられるものであった。1964（昭和 39）年度からは、市内 5 地区が青少年指導振興会に指定され年間活動への助成が行われた。これは、地域（小学校区または町会単位）の町会、青少年関係団体代表者、学識経験者を組織し、地域ぐるみで青少年の健全な育成と活動を図るとともに、関係団体の自主活動の促進と青少年活動の助長を活動内容とするものを「青少年指導振興会」として指定し、一定の活動（スポーツ、野外活動、クラブ活動）に対して所用経費の

1/3（限度額：10万円）を助成するというものであった⁸。

表 1-6 青少年指導振興会指定一覧表

振興会名	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年
堺 町	○							→
春木校区	○							→
朝陽校区	○							→
若葉ヶ丘町	○							→
岡 山 町	○							→
阿間ヶ滝町		○						→
池 尻 町		○						→
北 町		○						→
本 町			○					→
大宮校区			○					→

注：年度の元号を省略している。

出所）岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』
p4 より転載。

表 1-6 にあるように、1971（昭和 46）年度までに 10 地区がこの指定を受けた。具体的な内容と成果については明らかでないが、下記に示すように、岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』では指定を受けたモデル地区以外も含めた地域での市民意識の盛り上げに大きく貢献したと指摘されている。

「（10 地区は：引用者）青少年育成モデル地区としての活動を続け、市民意識の盛り上げに大きく貢献するとともに、他地区への影響も徐々にたかまり、青少年指導員、こども会指導員が中心となって、一つの自主的な動きが見られるようになった」⁹。

■ 青少年対策としての地域組織づくり—校区青少年問題協議会の設置

以上のような経緯を経て、1970（昭和 45）年に校区青少協が 19 小学校区（全小学校区）に設置された。設置と同時に、前出の青少年指導振興会は校区青少協に統合され、発展的に解消されている¹⁰。これにより、校区の町会連合会を軸に作られた校区青少協をベースにしたコミュニティの組織化が行われたといえる。また、その運営を担う主体としては、青少年指導員に大きな期待が寄せられていた¹¹。

⁸ 岸和田市教育委員会（1981）『きしわだの社会教育のあゆみ』、p30。

⁹ 岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』、p3。

¹⁰ 岸和田市教育委員会（1981）『きしわだの社会教育のあゆみ』、p31。

¹¹ 青少年指導員は、地域（町会）からの推薦を受けた上で市長から委嘱されるという仕組みであり、その基盤は各町にある。

校区青少協の設置の意図について、岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』では次のように述べられている。

「本市の地域住民の総意と主体性に基づく青少年育成の組織づくりのねらいは、いうまでもなく“ 青少年は郷土（地域社会）の青少年である ” とするいわゆる “ 青少年観 ” を確立させることである。

そしてそのことは、戦前・戦中の青少年観を経て、戦後の “ 自分の子どもさえよければよい ” という個人主義的な青少年観に支配された住民組織の変革ということであり、その活動の推進が、都市化の進展によって問題となる新旧市民の融合の契機となることに期待し、青少年活動の振興が明るい町づくりと、市民相互の融和への原動力となることに期待しているのである」¹²。

ここでは、校区青少協へ期待するものとして2つのことが言われている。まず、地域における青少年育成の組織づくりを通じて、自分の子どもさえよければよいという個人主義的な青少年観を打破していくということである。地域全体でそこに住む子どもたちの成長を見守るという考え方は、多くの市民が共有できるものであろう。2つ目に、こうした地域ごとの活発な青少年活動が行われることで、新旧市民がうまく融合することへの期待である。青少年育成という分野の限定はあるものの、地域活動を通じて地域内の人と人とを結びつけたいという、後の市民協設置の理念にも通じるものが示されている。

校区青少協の理念を推進する3つの組織体系については、次のように述べられている。

- 「1．住民の自治組織である小学校区連合町会を主軸とし、小学校区の青少年関係組織の連けいのうえにたつものとする。（行政的には、それぞれを担当する市長部局の市長公室と教育委員会との結合）
- 2．本市青少年問題協議会の下部組織となりその名称も、『○○校区青少年問題協議会』とし、会長は小学校区連合町会長をもって充てる。
- 3．校区内（町会内）の各種団体に総括的に協力をもとめる」¹³。

校区の連合町会を軸に、青少年関係の各種団体を包括する組織としてイメージされていたことがわかる。資料 1-1 では、校区青少協の構成団体として14の団体が挙げられている。これをみると、青少年育成に関連する組織とされてはいるものの、ほとんど全ての地域団体が包括されている。

¹² 岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』、p6。

¹³ 同上、p6。

資料 1-1 小学校区青少年問題協議会助成要綱

【目的】

青少年対策は市民ひとりひとりの問題として受けとめられて地域ぐるみの意識が根底とならなければ振興はあり得ない。そこで地域社会の力を結集し、当協議会と連絡強調しつつ地域の実情に即した施設をたて、青少年指導振興体制を強化するための校区の協議体に対し、その運営に要する経費と事業費の一部を助成しようとするものである。

【構成】

校区協議会の会長は校区連合町会長をもって充て、委員は次に掲げる校区内の青少年育成保護に関する機関団体の代表者及び学識経験者によって構成するものとする。詳細は各校区毎に規約で定める。又、青年団、青少年指導員、こども会指導者、BBS等の活動体より幹事若干名を選出委嘱することができる。

(順不同)

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 町会長 | |
| 2. 小・中学校長 | 8. 体育指導委員の代表 |
| 3. 校区内に居住する市青少年問題協議会委員幹事 | 9. こども会指導者の代表 |
| 4. 保護司の代表 | 10. PTAの代表 |
| 5. 防犯協議会支部長、防犯センター代表 | 11. 青年団、婦人会の代表 |
| 6. 民生児童委員の代表 | 12. 工場、商店、事業所の代表 |
| 7. 青少年指導員の代表 | 13. BBSの代表 |
| | 14. 学識経験者 |

【委嘱】

会長は市青少年問題協議会会長が委嘱し、委員・幹事は市青少年問題協議会会長と校区青少年問題協議会会長の連盟で委嘱する。

【活動】

校区青少年問題協議会は市青少年問題協議会の基本方針をもとに校区の実情に即した独自の目標をかかげ地域ぐるみで青少年活動の振興、健全育成、保護補導がはかれる基盤をつくる。

【助成】

校区青少年問題協議会の運営及び校区ぐるみで実施する青少年育成事業費の一部を、市青少年問題協議会の予算の範囲内で次により助成する。

(イ)助成金額は一校区平均15万円とし、その配分は助成金の1/2を均等割とし、1/2を世帯数割とする。

(ロ)助成金の執行は次によるものとする。

協議会の運営に関するもの

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1. 事務費(事務に要する文具費・備品費等) | 2. 通信費(会議等の連絡費(通話料含む)) |
| 3. 旅費(委員・幹事出張旅費) | 4. 会議費(会議用食糧及び会場借上料、暖房用燃料費) |
| 5. 印刷費(文書又は啓発ビラ・ポスター等印刷費) | |

協議会主催事業に関するもの

- | | | |
|--------------|---------|---------|
| 1. 会場、物品、借上料 | 2. 講師謝礼 | 3. 参加賞等 |
|--------------|---------|---------|

青少年関係事業助成に関するもの

1. 祝金

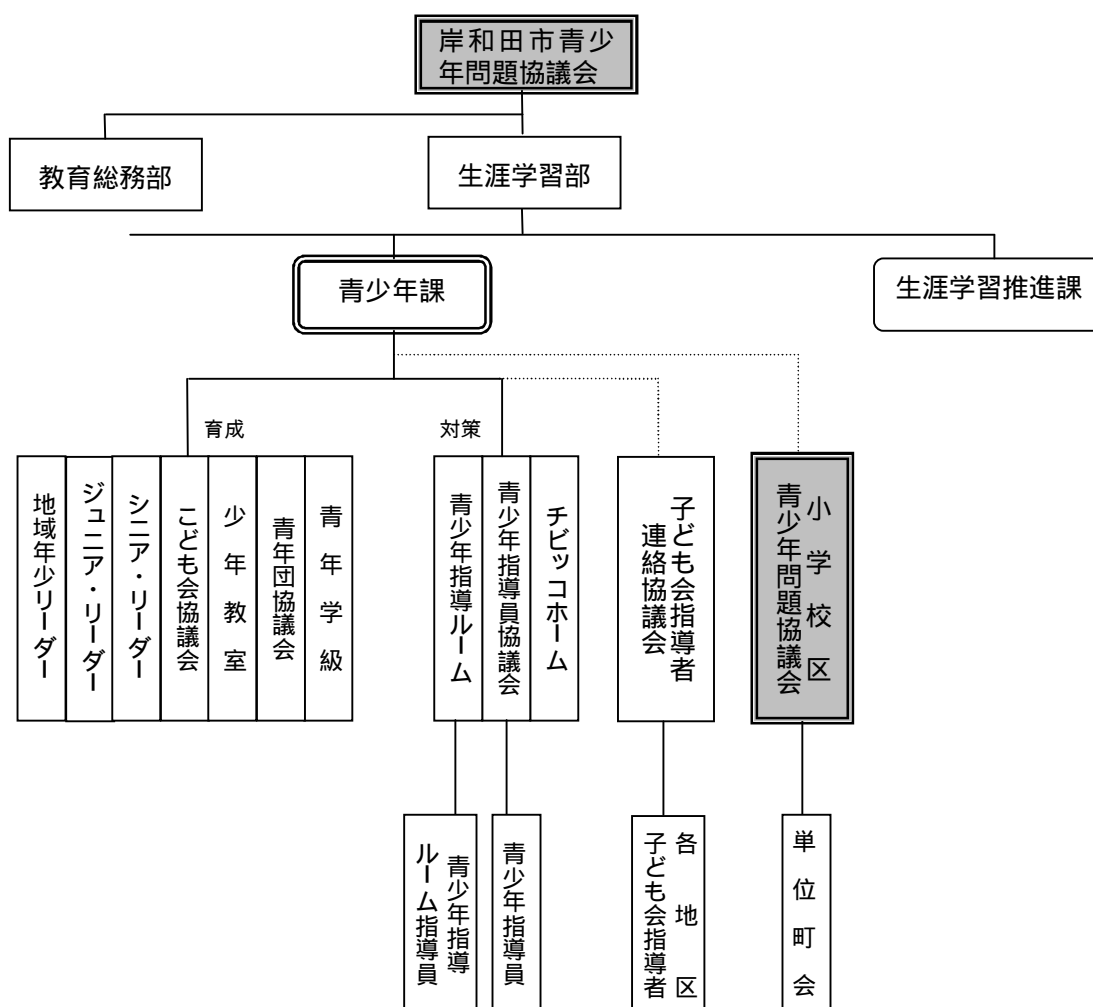
校区青少年問題協議会主催に準ずる行事即ち校区連合こども会、連合婦人会、連合青年団などが行なう青少年非行防止、健全育成を目的とした行事に対する助成金等、但し1回の額は5,000円程度とする。

【事務処理および手続き】【助成金の取消しと返還】(略)

【附則】 この要綱は昭和45年8月31日より施行する。

校区青少協は、既存の青少年関連団体や関係部局とどのような関係にあったのか。これについては十分な資料は残っていない。岸和田市青少年問題協議会（1997）の「平成9年度青少年対策実施要綱」の中にある青少年指導育成体系図から、関連部分を抜粋したものが図 1-1 である。これによると、校区青少協は独立した組織として市青指協や市子ども会指導者連絡協議会と同列に位置づけられている。

図 1-1 市青少協と校区青少協との関係



注）——線は「指導系統」、-----線は「連絡調整系統」を表している。

出所）岸和田市青少年問題協議会（1997）「平成9年度青少年対策実施要綱」より抜粋して作成。

設置から2年を経た校区青少協について、岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』では次のように述べられている。

「小学校区に青少年問題協議会が組織されて約2年が経過した。“校区青少協”は、校区の連合町会長の統率下にあって、本市青少年問題協議会の重点目標を根幹とし“地域の自主性により、その

実情に合わせて”という指針に基づいて運営されており、“市青少協”と密接な連けいを保ちながら

- 校区連合町会長を中心とした役員にその運営を委託する
- その経費は市の負担とする
- 市青少協はその指導育成方針に協力する

といった原則を樹立しはじめている」¹⁴。

実際には、校区青少協が地域内にうまく浸透した校区とそうではない校区があり、後者を今後どうしていくかという課題も指摘されている。ただし、コミュニティの組織化という観点からは、次の点についての指摘が重要である。

「今後に残される問題としては、この組織を青少年の社会教育面ばかりでなく、福祉、自治面等にもひろげ、しあわせな町づくりのために、いかに有機的に地域に同化させるかということである」¹⁵。

ここでは地域ぐるみの青少年の育成を目的に組織された校区青少協を、福祉や自治の分野にも広げていく方向が示されている。この『青少年問題研究報告書』が出された 1972（昭和 47）年の前年に、岸和田市のコミュニティ行政がスタートするきっかけとなった国のモデル・コミュニティ事業が開始しており、そのことがこうした記述につながったとも考えられる。いずれにしても、岸和田市における校区青少協の設置によるコミュニティづくりは、1971（昭和 46）年までには、校区連合会と青少年指導員による地域活動の推進が始められていたのである。

■おわりに

以上みてきたように、岸和田市のコミュニティづくりは市民協の設置をもってスタートしたのではなく、校区青少協がその先駆けであった。岸和田市の最初のコミュニティの組織化は、青少年の健全育成を目的として町会連合会と青少年指導員制度をベースに行なわれたもので、戦後の地縁組織の再組織化・振興の流れを反映したものであった。校区青少協は市民協の母体組織となった地域も多く、活動も市民協行事として引き継がれている。しかし、校区青少協と市民協との関係については、1980（昭和 55）年度から市民協の設立が始められてからも、市の統一見解は出されず、2つの協議会の関係は地域毎にそれぞれ独自の対応がなされていった。

次章では、岸和田市におけるコミュニティづくりの第2の流れである市民協の設置と地域の対応についてみていこう。

¹⁴ 岸和田市青少年問題協議会（1972）『青少年問題研究報告書』、p9。

¹⁵ 同上、p9。

(2) 地区市民協議会の構想と設置 : 1971 - 89 (昭和 46 - 平成元) 年

■はじめに

岸和田のコミュニティ行政は 1960 年代 (昭和 30 年代後半) に既に青少年の健全育成を目的としたコミュニティづくりから進められていたのであるが、総合的なまちづくりを考える住民組織の設置は 1970 年代末 (昭和 50 年代前半) から整備された。本章では、岸和田市が自治省モデル・コミュニティ地区指定を受けた 1971 (昭和 46) 年から、市独自のコミュニティ施策が打ち出されていく 1980 年代半ば (昭和 50 年代末) までの時期を対象に、岸和田市のコミュニティづくりが始められていく経緯とその内容を明らかにする。

■城北地区モデル・コミュニティ指定

1960 年代後半 (昭和 40 年代前半) は、戦後復興を終えた日本が高度成長を実現した時代であり、この時期の産業構造・就業構造の転換は、東京や大阪などの都市部への人口の集中と周辺地域の都市化を促した。社会全体の急激な変化への影響は、都市部では住民同士のつながりのない生活の個人主義化、若者が流出していく農村部では、近隣の人々との親睦・相互扶助をベースにした地域社会の維持が困難になるという形で現れたとされる。この時期に「伝統的地域共同体の崩壊」が声高に叫ばれたのは、このような人間関係の希薄化に対する危機感であったといえよう。

国としてなされた最初の対応が、当時の佐藤栄作首相からの諮問を受けて始められた国民生活審議会による地域コミュニティの実態調査であった。1969 (昭和 44) 年には国民生活審議会コミュニティ小委員会報告として『コミュニティ—生活の場における人間性の回復—』が発表されている。この報告書では、日本における伝統的地域共同体の崩壊の実態とその要因が整理され、行政が新しいコミュニティづくりに取りくんでいく必要性が提起されている。自治省内部での検討を経て、1971 (昭和 46) 年から国の事業としてモデル・コミュニティ事業がスタートした。

表 2-1 自治省の指定によるモデル・コミュニティ地区数

	自治省	モデル・コミュニティ地区
1970 (昭和 45) 年度	「コミュニティ (近隣社会) に関する対策要綱 (案)」	
1971 (昭和 46) 年度	「コミュニティに関する対策要綱」昭和 46 年度版	全国 40 (都市型 24、農村型 16)
1972 (昭和 47) 年度	「コミュニティに関する対策要綱」昭和 47 年度版	全国 13 (都市型 8、農村型 5)
1973 (昭和 48) 年度	「コミュニティに関する対策要綱」昭和 48 年度版	全国 30 (都市型 14、農村型 16)

出所) 各種資料より作成。

モデル・コミュニティ事業とは、「コミュニティ (近隣社会) に関する対策要綱」に基づく事業を指す。表 2-1 に示すように、1971 (昭和 46) 年度からの 3 年間に全国の 83 地域がモデル地区

に指定され、物的環境としてのコミュニティ施設の整備、住民の主体的な参加による新たな自治組織の形成、その自治組織による積極的なコミュニティ活動の推進のための事業が行われた。

表 2-2 校区別人口増減状況、増減の型、将来予測

		校区名	昭和40年 国 調(人)	人口増減 (45年) - (40年)	昭和45年 国 調	人口増減 (50年) - (45年)	昭和50年 国 調	人口増減 の型	将 来 予 測
市 街 化 区 域	南海線より海側	中央	8,437 人	-1,304 人	7,133 人	-1,185人	5,948人	減少型	減少続行
		浜	7,856	-582	7,274	-912	6362	"	"
		朝陽	12,290	-230	12,060	-919	11141	"	"
		春木	10,538	1,457	11,995	-188	11807	減少化型	微減ないし減少
		大芝	7,205	1,360	8,565	811	9376	増加型	微増ないし減少化
	第二南海線との間	城内	12,263	316	12,579	-603	11976	減少化型	減少
		東光	12,237	124	12,361	-879	11482	"	"
		大宮	9,260	1,979	11,239	419	11658	増加型	微増ないし減少化
		城北	4,766	2,566	7,332	2,667	9999	高増加型	増加
		新条	5,802	694	6,496	352	6848	増加型	微増ないし減少化
	第二阪和より山側	旭	6,264	1,789	8,053	3,469	11522	高増加型	増加
		常盤	5,827	1,874	7,701	1,216	8917	"	"
		八木	9,101	2,309	11,410	1,413	12823	"	"
		八木南	7,027	2,312	9,339	1,196	10535	増加型	微増
		山直北	8,474	1,164	9,638	211	9849	"	"
城東	547	534	1,081	4,286	5367	高増加型	増加		
調整区域	修斉	3,321	469	3,790	899	4689	増加型	微増	
	光明	3,385	621	4,006	222	4228	"	"	
	山直南	4,330	808	5,138	418	5556	"	"	
	東葛城	2,146	27	2,173	15	2188	微増型	変化なし	
	山滝	2,634	25	2,659	17	2676	"	"	
合 計		143,710	18,312	162,022	12,925	174,947			

出所) 岸和田市企画室 (1976) 『岸和田市コミュニティ計画 分析編』、p10 より転載。

岸和田では、1971 (昭和 46) 年度のモデル・コミュニティとして城北地区が指定されたが、同じ時期の岸和田の状況を人口の推移からみてみよう。表 2-2 は、1965 (昭和 40) 年、1970 (昭和 45) 年、1975 (昭和 50) 年に実施された国勢調査の人口に関するデータである。市の人口は、1965 (昭和 40) 年の 14 万 3,710 人から 1970 (昭和 45) 年には 16 万 2,022 人、1975 (昭和 50) 年には 17 万 4,947 人へと、10 年間で約 3 万人の増加となっている。校区別の人口をみると、当時の 21 小学校区のうち 15 小学校で人口が増加している。この時期は岸和田でも転入者が増加しており、古くからある街の周辺に新しい街が作られ広がっていったことがわかる。

1971 (昭和 46) 年、「モデル・コミュニティ地区の設定について」の通知を受けた岸和田市では、関係部課長間での協議の上、市内北部に位置する城北地区をその対象地域とした。当時、当該地区は人口急増地域であることに加え、新興住宅地で住民同士の交流が少なく、道路や公園等の公共施設の整備が市内でも遅れた地域であると認識されていたことが、その選定の理由であった¹。

¹ 城北コミュニティ振興連絡協議会・岸和田市 (1978) 『わがまち城北コミュニティ』、p16。

資料 2-1 モデル・コミュニティに関する基本構想（岸和田市城北地区）

-
- (1) この構想は、城北地区の将来あるべきコミュニティ像およびこれを達成するために必要な施設設備等の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的しかも調和のとれたコミュニティづくりを目標とする。
- (2) この基本構想は目標年度を昭和 48 年とする 3 年間の構想である。
- (3) コミュニティ像
コミュニティ形成の目標を人々は、「健康的で和衷協力でき、安心してくらする利便なコミュニティ」とする。このコミュニティ形成の目標を達成するためには、次の 3 つのコミュニティ像の設定によって顕現する。
- (A) コミュニティ施設の整備
コミュニティづくりの中心となる施設である地区センター（集会所、健康保険センター、老人福祉および社会教育センター）、幼稚園、保育所、細街路、歩行者専用道路、公園、ちびっこ広場、市民プール、貸農園等の施設整備を図る。
なお、地域住民が社会的共同生活をしていくうえに必要な上下水道をはじめ、ごみ処理、日常の買物等、良好な生活環境基盤の整備を確保するものとする。
- (B) コミュニティ意識の形成
(A) のようなコミュニティ施設設備の利用及び活用によって、人間相互間に人間性豊かな相互援助の近隣社会を築き、人々は相融和協力し、安心して居住できる環境下に健康的で、しかも利便なコミュニティ意識の形成を目途とする。
- (C) 構想推進の体制
市は、モデル・コミュニティの構想の目標を達成するため、市長を中心とする研修は勿論のこと、市青少年問題協議会会長として市長は子供会等において、コミュニティ活動に積極的に取り組む。
- (イ) 市長を中心とする市内部組織相互間の円滑な運営を図る。
- (ロ) 市長は、市青少年問題協議会会長として、新設の城北小学校区にも、他の小学校区と同様に城北小学校区青少年問題協議会を設立する。
- (ハ) 更にこの構想を強力に推進するため、公聴広報をはじめ、コミュニティづくりのための地区住民代表を加えて、城北地区コミュニティ振興連絡協議会を設立し、積極的な住民参加によりこの構想の実現を期する。
-

出所）城北コミュニティ振興連絡協議会・岸和田市（1978）『わがまち城北コミュニティ』、p17 より転載。

モデル地区に指定された城北地区では、目指すべきコミュニティ像とそのために必要な施設整備等について「モデル・コミュニティに関する基本構想」（資料 2-1）を定め、1973（昭和 48）年を目標年次に事業が進められた。コミュニティ施設としては表 2-3 にあるように、地区内の主要な拠点として「人間の交歓を深める場」であるコミュニティセンター（公民館）、幼稚園、保育所の設置をはじめ、道路の整備、公園や緑地の確保などの整備が行われた。コミュニティ意識の形成・構想推進の体制づくりのためには、住民組織として「城北地区コミュニティ振興連絡協議会」が作られた。表 2-4 にあるように、町会・自治会関連組織とコミュニティセンター（公民館）利用団体などが集まり、16 部会で組織された²。

城北モデル・コミュニティでの取り組みの成果は、地区としては、地域住民の活動の拠点が整備されたということ、市としては、地域活動の活発化と住民の連帯感の形成を促すための支援についての経験を積み、その後のコミュニティ施策を立案していくためのノウハウを得たことであると考えられる。

² この協議会は、後に市民協第一号とされた。

表 2-3 モデル・コミュニティ施設整備計画一覧表

施設名	施設の規模
保育所	敷地総面積 2,221 m ² 2 階建、建築面積 792 m ² 収容人員 150 名 保育室等 8 室
地区センター 集会所及び健康センター 老人福祉及び社会教育センター	敷地総面積 4,400 m ² 1 階建、建築面積 384 m ² 収容人員 400 名 2 階建、建築面積 616 m ² 収容人員 120 名
幼稚園	敷地総面積 1,683 m ² 2 階建、建築面積 672 m ² 収容人員 160 名 教室等 7 室
公園	3 公園、総面積 10,240 m ² 収容人員 2,550 人
プール	25m プール、7 コース 幼児プール 200 m ² 2 ヲ所
ちびっこ広場	面積 120 m ² 収容人員 30 人程度 5 ヲ所
貸農園	面積 28.4 アール 農機具等保管庫 配水設備
歩行者専用道路	延長 170m 幅員 5m 5m 間隔に植樹
細街路	延長 90m 幅員 8m

出所) 岸和田市教育委員会社会教育課 (1981) 『コミュニティと岸和田のまちづくり』
p84 より転載。

表 2-4 城北コミュニティ振興連絡協議会部会一覧

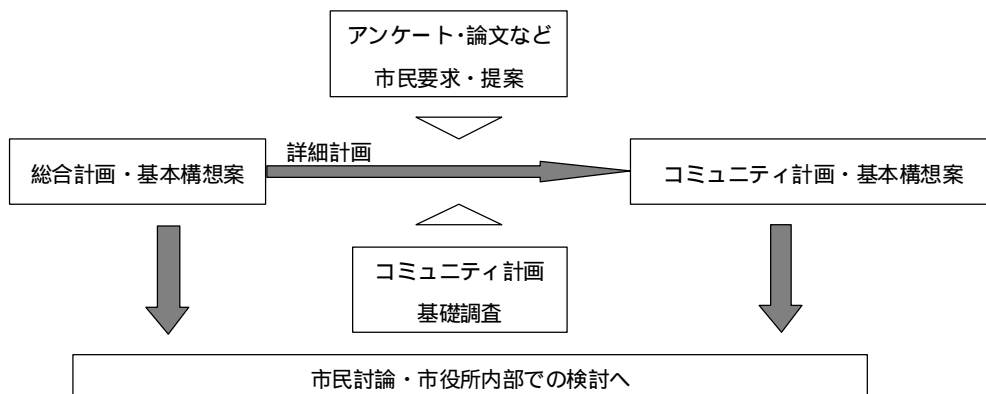
文化部会	(書道、茶道、華道、料理各教室)
体育部会	(城北婦人部バレーボール、城北バレエクラブ、美容体操)
子供部会	(各町青少年指導員、育成会が担当)
青年部会	(各町青年団)
婦人部会	(婦人学級・バレーボール・卓球クラブ)
老人クラブ	(毎週月・水・土 9 時より和室を解放し、憩いの場としている)
貸農園部会	(貸し農園申込者による自主運営)
芸能趣味の会	(民謡・詩吟各教室)
農家の会	(農家自体の自主運営)
商工の会	(旭町商店会が担当)
環境をよくする会	(各町々会長が担当)
住民福祉の会	(各町民生委員が担当)
防火・防犯の会	(各町防犯委員が担当)
公害防止の会	(各町々会が担当)
交通安全の会	(交通安全指導員が担当)
その他、コミュニティの活動推進のための適当な部会として、幹事会の承認を受けた部会	

出所) 岸和田市企画室 (1976) 『岸和田市コミュニティ計画 分析編』、p68 より転載。

■岸和田市のコミュニティづくり構想

これまでみてきたように、日本のコミュニティ行政は地域社会の崩壊を防ぎ、地域のまとまりを維持するための支援を行うという形で 1970 年代初頭（昭和 40 年代後半）から始められていった。岸和田市でも城北地区のモデル・コミュニティ指定を契機に、1970 年代半ば（昭和 50 年代前半）から施策としてのコミュニティづくりをスタートさせた。以下ではまず、岸和田市のコミュニティづくりの構想（方針）の内容について、次に、コミュニティづくりを推進する体制についてみていこう。

図 2-1 コミュニティ計画づくりの経過



出所）岸和田市企画室総合計画室（1975）『岸和田市コミュニティ計画 基本構想案』、p1 より転載。

岸和田市のコミュニティ計画の特徴は、市の上位計画である「総合計画」掲載の分野別計画に位置づけられていたということである。1980（昭和 55）年策定の『第一次総合計画』は、岸和田市として最初の総合計画で、コミュニティづくりがその核となるものであった。総合計画とコミュニティ計画がセットになったものは当時としては珍しく、先進的なとりくみとして他の自治体からの視察も多かったという³。1974（昭和 49）年に新市長が誕生したというタイミングでもあり、新しいまちづくりに取りくんでいくという気運のもとで、市独自のコミュニティ行政が大きくスタートしたといえる。

『第一次総合計画』と『コミュニティ計画』策定のために、市は市民意識調査をはじめとするさまざまな基礎調査を行なった。「コミュニティ計画」関連のものとしては、下記の 4 つの資料が残されている。

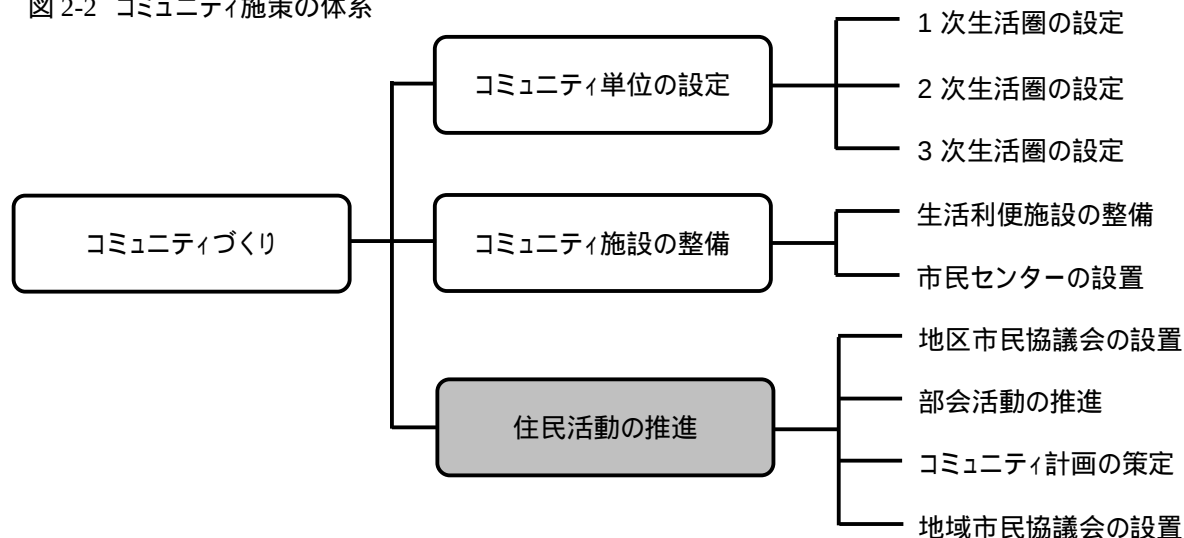
- 『岸和田市コミュニティ計画・基礎調査篇』1975（昭和 50）年
- 『新しいまちづくりのための基礎調査報告書』1975（昭和 50）年
- 『岸和田市コミュニティ計画・基本構想案』1975（昭和 50）年
- 『岸和田市コミュニティ計画・分析篇』1976（昭和 51）年

³ 当時の関係者からの聞き取りによる。

『岸和田市コミュニティ計画・基礎調査篇』では、地域を把握するために必要な基礎データの整理が行われ、計画の基本となる「コミュニティ圏域」を第一次生活圏から第三次生活圏の枠組みで設定する案が示された。生活圏の設定のために、市街地の発展段階や居住地のタイプごとの整理とともに、町丁区界、祭礼圏、水利系統などの調査が行われた。『新しいまちづくりのための基礎調査』は、郵送での市民へのアンケート調査で近所づきあいの程度や町内会活動、地域活動の現状を明らかにしたものである。これら2つの成果をもとに、1975（昭和50）年に『岸和田市コミュニティ計画・基本構想案』が作られた。基本構想では、課題別・地域別の計画のパターン（例えば、旧市街地域、中間地域：新しい市街地、山間地域）を示すとともに、岸和田市のコミュニティ計画と地域別の計画を作成するねらいとその進め方についての考え方がまとめられている。さらに『岸和田市コミュニティ計画・分析篇』では、基礎調査篇のデータをもとに計画に盛り込まれるべき基本問題についての整理とコミュニティ計画への提言がまとめられている。

『第一次総合計画』との関係でみると、当初は『岸和田市コミュニティ計画』も1975（昭和50）年に作成された「基本構想案」を受けて、これを具体的な施策に移していくための「基本計画」や「実施計画」等が作られていく予定であったようだが、文書等は残されていない。そのため、岸和田市のコミュニティづくりの方針としては、前出の4つの文書、『第一次総合計画』等の資料と当時の庁内での議論をもとにみていく必要がある。コミュニティ施策全体の体系は、図2-2のように、コミュニティ単位の設定、コミュニティ施設の整備、住民活動の推進という3つの柱からなるが、以下ではこのうち市民協に関わる「住民活動の推進」について取りあげる。

図2-2 コミュニティ施策の体系



出所）岸和田市（1980）『第一次総合計画・基本計画』『部門別計画』、p22より転載。

資料2-2に示すように、岸和田におけるコミュニティづくりの基本方針は「目的」「手順」「態勢」から説明することができる。まず、「なぜコミュニティづくりをすすめるか」という目的については、（1）地域の住民活動を分散化させず連帯化、総合化をはかる、（2）行政施策への住民参加を組織的、持続的にすすめる、（3）住民自身の手によるまちづくりをすすめるという3つが挙

げられた。岸和田市（1979）『岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料』では、目的について次のように述べられている。

（１）地域の住民活動を分散化させず連帯化、総合化をはかる。

「各地域にはすでに町会自治会組織をはじめ子供、青少年、婦人、老人といった階層別組織、商店会や各種団体、サークル等が活動をくりひろげていますが、それらエネルギーが集中されなかったり、同じ人達に重なりすぎたりという問題があります。またせっかくの有意義な活動もお互いの情報を交流させる場がないことから拡がりにくいという心配もありそうです。そこで、同じ地域でいろんな人達がとりくんでいる活動を交換しあい、調整できるようなセンターをもつことで、地域活動の効果を高め、発展させることをめざそうとするものです」⁴。

（２）行政施策への住民参加を組織的、持続的にすすめる。

「市全体のまちづくりの方向を示す総合計画はできましたが、市民の身近な事業としてわかりやすく提示することで、はじめて多くの人達の理解と協力を得て実現することができるものです。またこれまで、行政の各分野で事業実施にあたって住民参加を工夫してすすめてきてはいますが、課題別でその都度であるため住民側にも充分組織的に合意を形成する機会をもてないことが多いようです。地元の組織的対応が事業進行ペースに合いにくいことから、行政側にも住民参加を充分徹底させるにくい場合もあるでしょう。住民のまちづくりに関する定常的な組織をもつことで、行政の主要施策で地域にかかわるものについては、必ずまちづくり組織に提案し、同意を得た上で事業に着手するというルールを確立することができます。同時に住民要求をまとめて行政施策に反映させることもやりやすくなり、行政施策への住民参加が保証される場をもつようになります」⁵。

（３）住民自身の手によるまちづくりをすすめる。

「まちづくりは、行政が実施する事業だけではなく、住民がふだんから地域環境のあり方に目を配り、自らの手で協同しながらきめ細かい環境改善をつみ重ねることではじめて達成されるものです。防犯、美化運動等すでに地域で組織的にとりくまれてきた面もありますが、時代の移りかわりの中で、福祉、文化、消費者問題、自然の保全と回復、公害、交通安全、防災対策など地域ぐるみで協力しあうことなくして環境改善がはたされない課題が山積しています。単に身にふる火の粉をはらう式の『生活防衛』から、さらにより豊かな地域生活を求める『生活創造』への住民要求も高まっています。新しい時代の要請にこたえられるまちづくりの推進母体となれるようなコミュニティの結束をはかりたいものです」⁶。

（１）（３）については、国のモデル・コミュニティ事業の趣旨を反映しており、1970年代（昭和40年代後半以降）にコミュニティ施策を始めた地方自治体の多くが取り上げていたものであるといえる。（２）については、先に述べたように、岸和田市のコミュニティづくりが『第一次総合計画』とセットで打ち出されたことを反映している。岸和田市としてはこれを機に「市民の行政参加」を推進したいという強い思いがあったようである⁷。

⁴ 岸和田市（1979）『岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料』A、p1。

⁵ 同上、p1。

⁶ 同上、p1。

⁷ 当時の関係者からの聞き取りによる。

資料 2-2 コミュニティづくりの基本方針

目的:なぜコミュニティづくりをすすめるか

地域の住民活動を分散化させず、連帯化、総合化をはかる
行政施策への住民参加を組織的、持続的にすすめる
住民自身の手によるまちづくりをすすめる

手順:コミュニティづくりをどうすすめるか

- (1) まちの現状についての基礎的な資料を準備する
- (2) 地区市民協議会を発足させる
- (3) 地区市民協議会が中心となって「地区白書」をつくる
- (4) 地区白書をすべての住民にかえす
- (5) 地区まちづくり計画をつくる
- (6) まちづくり事業、コミュニティ活動にとりくむ

態勢:コミュニティづくりはどこですすめるか

(1) 住民組織の構成と役割

地区単位につくられる市民協議会には地区内の主な住民活動をもうらすようにします。
この協議会は次のような性質をもちます。

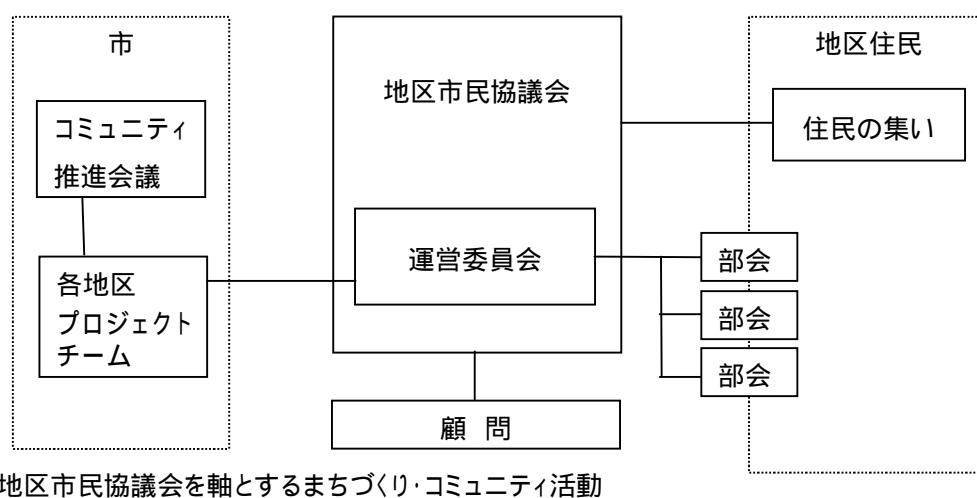
1. 自主的な運営をする組織で地域のいろんな活動を調整する
2. まちの声をまとめる
3. 地域の要求を代表して行政に提案する

さらに、いくつかの地区市民協議会が連合して、地区の大きさではやりにくいような活動のひろがりを生み出します。全市で6つの連合体をつくってこれを三次生活圏と呼びます。

(2) 行政のとりのくみ

市はすべての地区に担当職員をきめて、市民協議会との話し合いに応じる体制をとります。

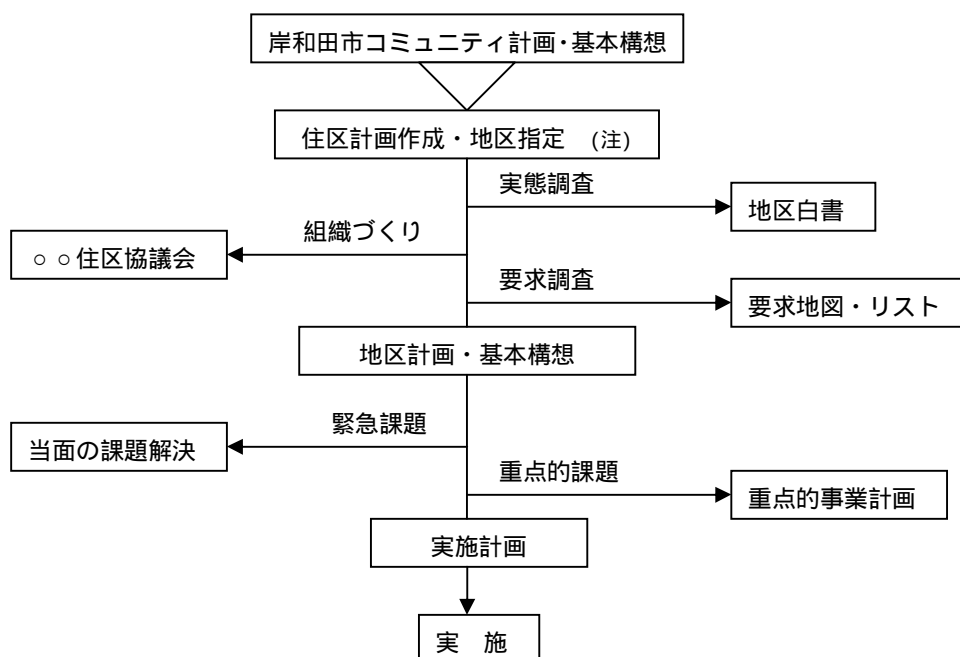
長期的には、三次生活圏の単位で地域の市民センターを設置し、コミュニティ施設をととのえとともに市の出先機関において身近なところで地域と行政との接点をもつようにします。



出所) 岸和田市 (1979) 『岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料』より作成。

「コミュニティづくりをどう進めるか」という手順については、資料 2-2 にあるように ～ の工程が想定されている。ここで、コミュニティづくりの核として「地区まちづくり計画」づくりが位置づけられていることに注目したい。地区のまちづくり計画を住民と行政が協力して作成することで、行政への市民参加を推進していきたいという課題意識が反映されている。「基礎構想案」（1975・昭和 50 年）は、その過程をより詳しく「住区計画」づくりの工程として図 2-3 のように描いている。その工程は、まず、岸和田市全体のコミュニティづくりの考え方である『岸和田市コミュニティ計画・基本構想』をもとに、市が住区計画を作成し地区の指定を行う。指定された地区では、住区協議会が中心となってより詳しい校区の実態調査や地区の「地区計画・基本構想」の作成を行う。ここで市はプロジェクトチームまたは担当職員として、地域への援助を行う。地域で作成された「地区計画」に基づいて「重点的事業計画」、「実施計画」等の作成と実施に進むというものであった。

図 2-3 住区計画づくりへの取り組み



注）住区計画には、「住環境整備計画」、「生活施設計画」、「交通安全計画」、「地域活動計画」が含まれる。
出所）岸和田市企画室総合計画室（1975）『岸和田市コミュニティ計画 基礎構想案』、p24 より転載。

以上のような目的と手順のもとで、コミュニティづくりを進める態勢（推進体制）としては、資料 2-2 の図に示されるように、小学校区ごとの住民組織として市民協を設置すること、市民協に市が援助する体制を整備していくこととされた。

資料 2-3 地区市民協議会実施要綱（注）

1. 趣 旨

地区市民協議会（以下協議会という）は、地区内の諸問題について自主的に話し合い、関係機関との連絡調整をはかりながら共同活動を推進し、住みよいまちづくりをすすめることを目的としてつくられたものである。

これからの新しいまちづくりは、市民の生活の場における主体的な参加が不可欠であり、真の住民自治を確立するためには、市民による日常的で持続的な共同活動の積み重ねが大切である。

市は市民の自主性を阻害しないよう充分配慮しながら、協議会に対し誠意をもって真剣に対応する。

2. 協議会の意義

- 1) 市民相互の交流と自主的で多様なコミュニティ活動が活発となる。
- 2) 市民相互で、市民内部の矛盾対立を調整克服できる。
- 3) 市民の合意された要望が、市政に反映される。
- 4) 市民と行政との対話が促進される。
- 5) 総合計画を市民の身近な事業としてわかりやすく提示することで、その実現が総合的、計画的にすすめられる。
- 6) 行政の各セクションが行う事業への市民参加、周知徹底を組織的に行うことができる。
- 7) これらの諸活動を通じて市民相互の連帯感と自治意識が醸成される。
- 8) 全職員が誠意をもって対応することにより、市民と行政の信頼関係が改善され、深まる。

3. 市の対応の基本姿勢

市は協議会に対し、資料や情報を提供し、討論に参加し、その成果を市政に反映するよう務める。

市の全職員は、協議会に出席するとともに居住地において積極的に協議会の諸活動に参加する。

4. 体 制

1) 協議会参加

市長が任命する管理職（以下地区担当者という）は、所定の地区の協議会を担当し、その充実、発展のための業務を積極的に推進する。

市長は各地区ごとに任命した地区担当者の中から、地区担当代表者並に副代表者を指名する。

地区在住の全職員が自主的に参加する。

地区担当者は、協議会の承認を得て事務局を補佐し、市と連絡を密にしながら協議会の円滑な推進をはかる。

協議会での市政の動向や方針の説明については、責任をもつ立場から原則として地区担当代表者が行う。

2) 協議会参加推進会議

協議会への参加は、市の全体制をあげて推進するが、情報の交流と意志の統一をはかるため、助役を会長とする協議会参加推進会議を設置する。

2. 協議会参加推進会議の設置要綱は別に定める。

5. 協議会に対する助成

協議会の要望にもとづき、協議会運営費について予算の範囲内で助成する。

2. 協議会に対する補助金交付要綱は別に定める。

注）表題は原文のままであるが、実際に要綱として定められた記録は残っていない。内容等から当時の担当課の内規（要領）として作成されたものと推察できる。

出所）岸和田市企画部企画課（1984）『コミュニティづくりの基本方策・』、pp16-17 より転載。

まず、市民協の機能についてみていこう⁸。資料 2-3 にあるように、この組織は区内の諸問題について自主的に話し合い、関係機関との連絡調整をはかりながら共同活動を推進し、住みよいまちづくりを進めることを目的とするものである。地区内の主な住民活動を網羅するものとして想定され、資料 2-2 にあるように、自主的な運営をする組織として地域のさまざまな活動を調整し、まちの声をまとめ、地域の要求を代表して行政に提案するという役割が期待された。

■ 庁内の推進体制の整備

コミュニティづくりの推進組織として、地域には市民協の設置が進められたが、次に庁内の体制はどのようなものだったのかをみていこう。

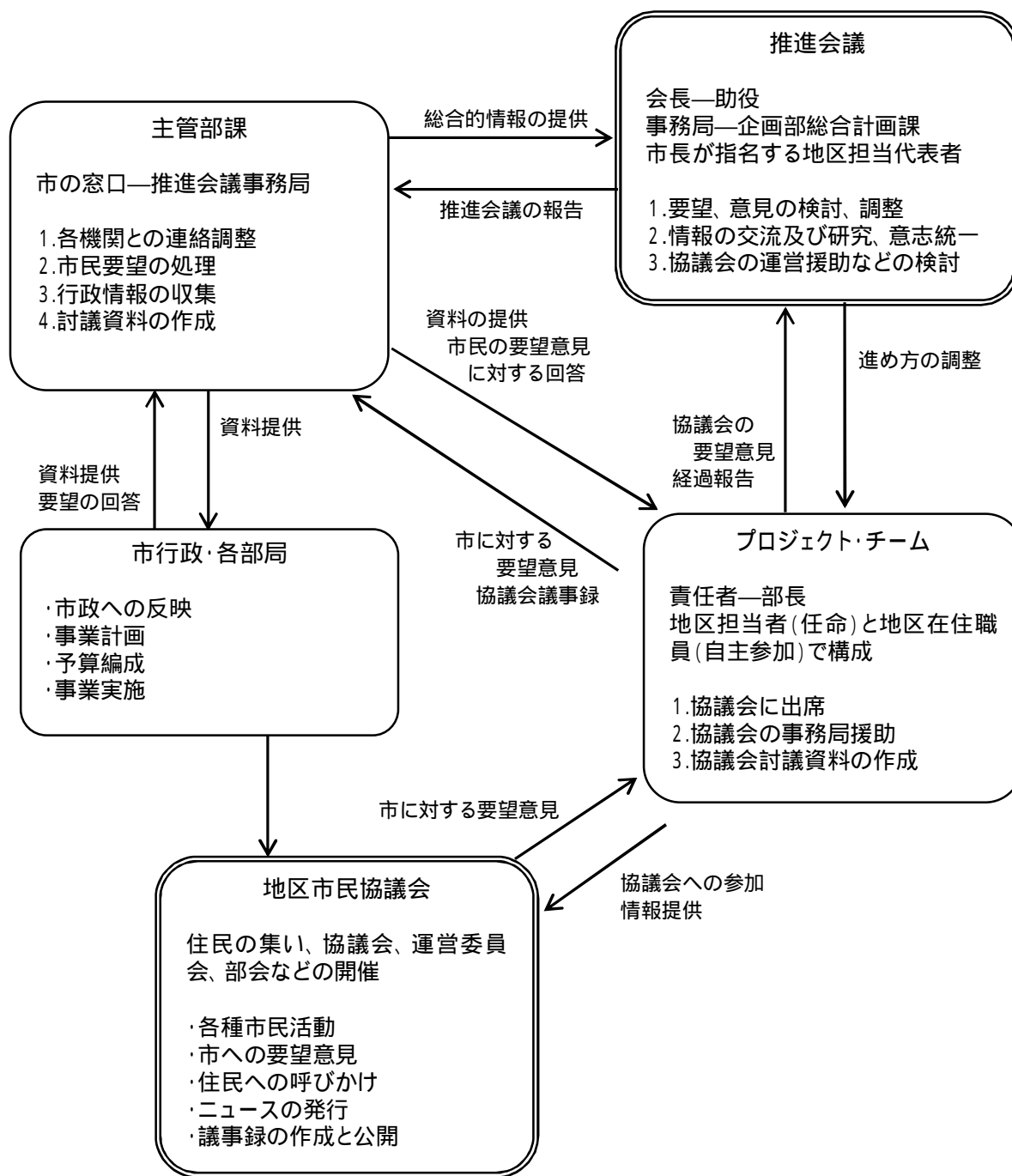
資料 2-4 地区市民協議会参加推進会議設置要綱(案)

(設置) 第 1 条 地区市民協議会に参加し、協議会活動を円滑に推進するために、行政内部の情報交換、意志統一をはかる地区市民協議会参加推進会議(以下推進会議という)を設置する。 (所掌事務) 第 2 条 推進会議では概ね次の事項を協議する。 (1) 協議会にかかる業務の推進 (2) 市政にかかる情報の交流及び研究 (3) 部長会に対する各協議会並に推進会議の状況報告 (4) 関係部課長若しくは職員等の意見聴取及び検討事項の委託 (5) その他協議会に関すること (構成) 第 3 条 推進会議は次に掲げる委員をもって構成する。 2. 助役、収入役、教育長、水道事業管理者 3. 市長が指名する地区担当代表者 (会長) 第 4 条 推進会議に会長を置く。 2. 会長は助役をもって充てる。 3. 会長は会議を主宰し、推進会議を代表する。	(副会長) 第 5 条 推進会議に副会長を置く。 1. 副会長は、収入役、教育長、水道管理者をもって充てる。 2. 副会長は、会長に事故にあるとき会長の職務を代理する。 (会議) 第 6 条 会議は会長が招集し、定例会及び臨時会を開く。 2. 定例会は概ね月 1 回開催する。 3. 臨時会は会長が必要を認めた場合、随時開催する。 (事務局) 第 7 条 推進会議の事務局は企画部総合計画課に置く。 2. 一般職員の自主参加を求めて事務局にプロジェクトチームをつくることができる。 (その他) 第 8 条 その他必要な事項は、会長が会議にはかり決定する。 附則 この要綱は、昭和 55 年 月 日より施行する。
--	---

出所) 岸和田市企画部企画課(1984)『コミュニティづくりの基本方策』、p31 より転載。

⁸ 各種資料をみると、第一次生活圏に設置される住民組織の名称は、1975(昭和 50)年段階では「住区協議会」、1976(昭和 51)年段階では「地域協議会」と記述されており、1979(昭和 59)年頃から「地区市民協議会」となった。

図 2-4 地区市民協議会の概念図



出所) 岸和田市 (1984) 『コミュニティづくりの基本方策』、pp35-36 より転載。

岸和田市コミュニティ研究会は、1978(昭和53)年1月に総合計画課を事務局にして作られた⁹。助役以下14名がメンバーとなり、岸和田市におけるコミュニティづくりの背景と目的、推進体制(市民組織、行政)のあり方についての議論が行われた。その成果として「校区担当者名簿(案)」、「地区市民協議会設置要綱(案)」や「地区市民協議会事務取扱要綱(案)」が作成され、市長および部長会への報告がなされた。1980(昭和55)年度に地区市民協議会に対する助成金が予算計上されたことを契機に、市長に「本研究会での検討はこの程度にとどめ推進会議に発展させることが望ましいと考えます」との提言が出され、会としての活動を終えている。

市民協への市の支援体制という面では、庁内に資料2-4にある「地区市民協議会参加推進会議(以下、参加推進会議と略)」を組織することが構想されていた。前出の岸和田市コミュニティ研究会のメンバーに市長が指名する地区担当代表者を加えて組織し、行政内部の情報交換や研究、市民協の現状についての共有を行うとされた。参加推進会議は、あくまで市民協への援助方針を検討し決定する場であり、実際の援助は、図2-4のように、地区担当者と地区在住職員からなる「プロジェクトチーム」が行うものとされた。

■地域との合意

以上のように、1975(昭和50)年以降、市の内部で作られたコミュニティづくりの基本方針は、1980(昭和55)年に『第一次総合計画』に基づく施策として始められていったが、市民協の設置が、すぐに地域に受け入れられたわけではなかった¹⁰。前章で述べたように、戦後の早い時期には町会・自治会などの地縁組織が復活して自主的な地域活動を行っていたこと、この地縁組織をベースに市と地域との安定的な関係が構築されていたことが、その大きな要因であった。1981(昭和56)年には、市からの働きかけもあり、市内の大部分の町会・自治会を組織する町会連合会内にコミュニティ小委員会が設置され、この問題について1年間にわたる議論が行われた。その議論は、翌1982(昭和57)年に「地区市民協議会づくりの基本的あり方」としてまとめられた。

「地区市民協議会づくりの基本的あり方」(資料2-5)は6つの項目からなるが、ここで確認されたのは、次の3つのことであろう。まず、組織づくりについては全市共通の形や方法ではなく、地域にある歴史的・文化的な背景を重視し、地域の実情を踏まえて行うということである。そして、その組織(市民協)づくりは、町会主導で行うということである。最後に、この組織づくりと並行して、市は市民協を援助するための体制を庁内に整備するということである。こうした考え方が、町会連合会と市の合意事項として共有されたことにより、地域におけるコミュニティづくりの推進体制が作られたといえる。翌1983(昭和58)年度からは、町会連合会の事業計画に「地区市民協議会設立の推進」が掲げられ、市民協の設置は順次進められていった。

⁹ 構成メンバーとしては次の通り。助役、教育長、市長公室長、企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、生活環境部長、産業部長、建設部長、都市整備部長、教育次長、社会教育部長、企画部理事〔岸和田市企画部企画課(1984)『コミュニティづくりの基本方針・ 』〕。

¹⁰ 当時担当職員であった堀内氏は、当時の状況について次のように述べている。「市の上位計画である総合計画の柱として位置づけオーソライズされたものの、滑り出しは決して順風満帆とはいかなかった。住民や職員の中には、アレルギーに近い感情やシラケの反応を露にする人が少なくなかった〔堀内秀雄(1998)「地区市民協議会づくりと関わって」『地域開発』286号〕。

1. 岸和田市の特質を生かしたものでなければならない。
城下町としての、古い歴史と伝統の息づいた、当市の土壌に見合う地域づくりを基本とする。
2. 町会と地区市民協議会
町会は、地域にあって包括的機能を有する中心的な組織体である。今日の「地方の時代」における、地域のまちづくりに対応するため、町会組織の進化、発展を図りながら、他団体の参画を広く求め、小学校区単位の地区市民協議会づくりに向け、町会がリーダーシップを発揮して取り組む。
3. 協議会づくりは行政主導でなく、町会主導ですすめる。
地域づくりの主体は、地域住民である。行政はあくまで援助者であり、行政の計画はひとつの考え方にすぎない。よって、当市の現状をかんがみ、町会の実績からして町会主導ですすめることが重要である。
4. 全市画一的なものでなく各地域の実情に応じたものを。
各地域には、それぞれの歴史があり、文化があり、人情がある。いわゆる旧市、新市等の特質が流れている。このような岸和田のまちの特性に、画一的なものさしをあてはめることは絶対にそぐわない。従って地域の実態を尊重した地域の個性的な組織づくりをすすめる。
5. モデル地区を設定して推進する。
協議会づくりは、全市一斉に取り組む(ママ)のではなく、各校区の種々の条件を配慮しつつ、モデル地区を数ヶ所設定して推進する。
6. 行政は誠実な援助を
市は市民の自主性を阻害しないよう充分配慮しながら、協議会に対し、誠意をもって真剣に援助する。また資料や情報提供を行い、協議会の討論に参加し、その成果を市政に反映するよう努力する。そのために庁内の体制づくりを整備し、タテ割りの弊害を克服するべく新しい対応を検討する。

出所) 岸和田市企画部企画課 (1984) 『コミュニティづくりの基本方策』、pp14-15 より転載。

■ 校区青少年問題協議会の包括

岸和田市のコミュニティづくりは、1970 年代半ば(昭和 50 年代)以降、『岸和田市コミュニティ計画・基本構想案』で描かれた推進体制の整備が行われたが、地域での組織づくりが順調に進んだ反面、庁内の推進体制の整備については構想通りには進まなかった。また、市民協を主体とした校区ごとの地域まちづくり計画(地区計画)の作成も、この時期にはなされなかった。『第一次総合計画』に基づく事業実施期間の最終年度である 1989(平成元)年には、『コミュニティづくり地区白書基礎資料』が発行され、コミュニティづくりの現況と課題について次のような認識が示されている。

まず、コミュニティづくりの現況としては、13 地区(15 校区)で地区市民協議会が設置されていること、コミュニティリーダー養成を目的とした「地区市民協議会交流研修会」¹¹では、協議会の活動が活発に行われるための工夫等について情報交換が行われていることが、到達点として指摘されている。今後の課題としては、市民協の全市設置とコミュニティ行政の推進体制の確

¹¹ 地区市民協議会交流研修会については、第 4 章で取りあげる。

立があげられている¹²。コミュニティ行政の推進体制の確立については、資料 2-6 のように 10 点に要約し、「この 10 年間で実施されたのは、 ぐらいでしょう。 、 については一応の努力はなされたものの、まだ、まだ不十分であり、 ~ については検討の域を出ていない状況です。推進体制については、計画されたもの実行に移されておらず、検証されていません。したがって、 ~ の項目はそのまま今日的課題として留保されています」¹³との総括がなされている¹⁴。

資料 2-6 コミュニティ行政の推進体制の確立—内容の骨格

コミュニティづくりの担当窓口となる部課を明確にする。 その場合、総合調整機能との関係を重視する。
窓口となる部課には、専門的知識や技術をもった専門職員を配置又は養成する。
職員のコミュニティ意識を啓発するため、職員研修を徹底する。
市長は、管理職の中から地区担当者を任命する。 市長は、その中から地区担当代表者並びに副代表者を指名する。
地区担当者は、所定の地区の市民協議会を担当し、その充実、発展のための業務を積極的に推進する。また、協議会の承認を得て事務局を補佐し、市と連絡を密にして協議会の円滑な推進を図る。
協議会での市政の動向や方針の説明については、責任をもつ立場から原則として地区担当代表者がおこなう。
協議会には、地区在住の全職員が自主的に参加する。
協議会への参加は、市の全体制をあげて推進するが、情報の交流と意思の統一を図るため、助役を会長とする協議会参加推進会議(コミュニティ推進会議)を設置する。
コミュニティ関係団体の代表者、学識経験者、市職員で構成するコミュニティ施策研究会の設置を検討する。
地区単位に支出している各種補助金を統合し、一元化をすすめる。

出所) 岸和田市市長公室自治振興課(1989)『コミュニティづくり地区白書基礎資料』より作成。

前出の参加推進会議の設置や地区担当者の指名など、『岸和田市コミュニティ計画・基礎構想案』で示された庁内の推進体制は、1980 年代末(昭和 60 年代末)までには作られなかった。これはさまざまな要因が考えられるが、その 1 つに図 2-4 に示されたような仕組みづくりは、既存の庁内組織の抜本的な改革を必要としたということがあるだろう。あるいは、『第一次総合計画』の中で目指されていた「市民の行政参加」の内容について、部局を超えた共通認識を持つことができなかったともいえる。いずれにしても、この時期に庁内の推進体制が整備されなかったために、1980(昭和 55)年の岸和田市コミュニティ研究会が解散以降は、コミュニティづくりの推進は担

¹² この他に、コミュニティ施設の整備については「コミュニティ施設整備基準の作成と市民センター 6 館構想の具体化」が指摘されているが、本報告書では分析の対象外としている。

¹³ 岸和田市市長公室自治振興課(1989)『コミュニティづくり地区白書基礎資料』、p16。

¹⁴ ここで とは、1987(昭和 62)年に自治振興課が新設されたことを指す。

当課の責任で進められていくものとなった。

市民協と校区青少協との関係、次章で取り上げる岸和田市社会福祉協議会・校区福祉委員会との関係が曖昧になっていった最大の要因は、このように庁内におけるコミュニティづくりの推進体制が一本化されなかったことにある。前章で述べた校区青少年協は、市民協の設置が始められる前までに青少年課が主導して全校区への設置がなされていた。したがって、新たに市民協を設置する際には、何らかの機能分担が必要だったのである。しかし、全市的なコミュニティづくりの方針についての情報共有や議論を行う場がない中では、校区青少協の設置の趣旨や背景を理解し地域での現状を踏まえて、両協議会の整理を行うことは困難であったと考えられる。担当課同士で何らかの協議が行われたかどうかは不明であるが、1989（平成元）年の時点では、2つの協議会の関係のあり方について市としての見解が共有されていたとはいえない。

岸和田市市長公室自治振興課（1989）『コミュニティづくり地区白書基礎資料』でも、補助金の整理という観点から校区青少協について次のように述べられている。

「本市の行財政事務改善大綱においては、行政が地区単位に交付している補助金の統合化（例・校区青少年問題協議会補助金）及び団体補助から事業補助への切り替えが提起されています」¹⁵。

「当面、各地区に支出している補助金の見直しと統合化及び市民協議会の未設置地区に対する説明会や学習会の開催などの積極的な働きかけが必要です。校区青少年問題協議会と地区市民協議会との関係についても十分に協議したうえで問題解決にあたるべきでしょう」¹⁶。

校区青少協に対しては、1970（昭和45）年から協議会の運営と青少年育成事業に対する助成が行われており、市民協の運用を始めていく過程でこれらの整理がなされていったとみられる¹⁷。校区青少協に対する補助金は、行財政改革の議論の中で団体補助から事業補助へと切り替えられ、市としては1990（平成2）年以降、校区青少協は「地車祭における青少年非行防止啓発事業」を行う組織として位置づけ直されている。

■おわりに

以上のように、岸和田市は1971（昭和46）年の自治省モデル・コミュニティ地区指定を契機に、1970年代末（昭和50年代）から市独自のコミュニティ施策をスタートさせた。コミュニティづくりの方策は、小学校区ごとに地域団体の集まる市民協を設置し、市が支援を行いながら「地区まちづくり計画」を作成するというものであった。市民協の設置は1981（昭和56）年以降、町会連合会との協働のもとで順調に進められたが、庁内の推進体制の整備は進まなかった。このことが、後に3つの協議会が地域に並存するという状況を生んだ最大の要因である。次章では、市民協と同時期に岸和田市社会福祉協議会によって設置された地区福祉委員会について、その機能と市民協との関係についてみていこう。

¹⁵ 岸和田市市長公室自治振興課（1989）『コミュニティづくり地区白書基礎資料』、p13。

¹⁶ 同上、p15。

¹⁷ 助成の内容は、「協議会の運営に関するもの」「協議会主催事業に関するもの」「青少年関係事業助成に関するもの」であった。詳しくは「小学校区青少年問題協議会助成要綱」（資料1-1：第1章p17）を参照のこと。

（３）市民協と地区福祉委員会との関係の模索：1978—2005（昭和 53—平成 17）年

■はじめに

これまでみてきたように、市民協は『第一次総合計画』で提起され、1980（昭和 55）年以降、コミュニティづくりを推進する主体として小学校区ごとに設置されていった。前段に設置された校区青少協はすぐには市民協に統合されなかったため、地域には 2 つの協議会が並存する状態となった。市民協の設置は 1999（平成 11）年度まで 20 年かけて進められたが、岸和田市がコミュニティ行政を始動させた 1980 年代初頭（昭和 50 年代後半）は、岸和田市社協による地区福祉委員会の組織化が始められた時期でもある。

本章では、岸和田市社協の地区福祉委員会第一号である新条地区福祉委員会が設置された 1978（昭和 53）年から「岸和田市自治基本条例」が施行される 2005（平成 17）年までの時期に焦点を当て、地区福祉委員会の設置の経緯と市民協との関係について整理する。

■コミュニティの形成と社会福祉—地区福祉委員会設置の意図

大阪府下の市町村社協では、早くから地域福祉の推進主体として地区福祉委員会（支部社協、学区社協、校下社協、住民福祉協議会）の組織化が行われてきた。

表 3-1 大阪府市町村別地区福祉委員会数(1979 年 4 月 1 日現在)

		委員会数			委員会数
1	堺市	61	16	富田林市	3
2	東大阪市	42	17	箕面市	8
3	豊中市	16	18	泉佐野市	11
4	高槻市	25	19	貝塚市	7
5	枚方市	27	20	摂津市	5
6	吹田市	20	21	河内長野市	1
7	八尾市	15	22	泉大津市	8
8	寝屋川市	20	23	高石市	7
9	茨木市	24	24	四條畷市	6
10	岸和田市	2	25	泉南市	8
11	守口市	19	26	阪南町	4
12	門真市	5	27	美原町	4
13	松原市	1	28	島本町	3
14	和泉市	16	29	岬町	6
15	池田市	6	30	能勢町	1

出所) 牧里毎治(1981)「在宅福祉における地区組織化活動の点検：関西における地区社協を中心に」『社会問題研究』31 巻 1 号 p72 より作成。

表 3-1 にあるように、地区福祉委員会の結成は人口急増地区の都市圏で先行し、地方自治体の

コミュニティ支援が本格化していく 1970 年代末（昭和 50 年代初頭）には、大阪府下にある小学校区 947 ヶ所の 75.3%にあたる 713 校区に、地区福祉委員会もしくは校下社協が組織されていた。地区福祉委員会は、既存の住民組織に名を冠して設置されることが多く、町会・自治会などの住民自治組織を軸に作られていった¹。

資料 3-1 岸和田市社会福祉協議会 地区福祉委員会に関する規程

（設置）

第1条 社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は定款第 21 条の規定により、地区福祉委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 この委員会は、協議会の地区実践、活動組織とし、事業を分担し、福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

（地区及び名称）

第3条 この委員会は、原則として、各小学校単位に組織するものとする。

2. 各地区に設置する委員会の名称は校区を単位とするものは、その小学校名をかしらに冠するものとする。

（事業）

第4条 委員会の行なう事業は、おおむね次のようなものとする。

1. 地区の福祉を目的とする事業に関する調査研究
2. 地区の福祉を目的とする事業に関する企画及び実施
3. その他地区福祉向上のため必要な事業

（組織及び役員）

第5条 組織及び役員については、それぞれの委員会において地区の実情に応じた規約で定める。

（補助）

第6条 この委員会の運営に要する経費の一部を別に定めるところにより協議会から補助する。

附則

この規則は昭和 53 年 11 月 1 日より施行する。

平成 13 年 3 月 26 日改正

出所）岸和田市社協（2010）『地区福祉委員会—活動マニュアル』、p47 より転載。

1950（昭和 25）年に設立された岸和田市社協も、1970 年代末（昭和 50 年代）以降、社協の地区実践、活動組織として地域での地区福祉委員会の結成を進めていった。1978（昭和 53）年に市内第一号となる新条地区福祉委員会、翌年には旭地区福祉委員会が設置された。地区福祉委員会は、資料 3-1 にあるように、原則として小学校区ごとに設置することが定められている。ただし、組織体制と役員については、それぞれの委員会において地区の実践に応じた規約で定めるとされており、1970 年代末（昭和 50 年代半ば）の時点では、地区福祉委員会の具体的な組織形態についての規定はなかった。後述するように、組織についての規定は、地域での福祉活動が進められていく中で整備されていったといえる。また、第 1 章でみたように、この時期には小学校区ごと

¹ 牧里毎治（1981）「在宅福祉における地区組織化活動の点検：関西における地区社協を中心に」『社会問題研究』31 巻 1 号、p64。

に校区青少協が整備され、既に市の補助金に基づく事業（活動）が行われており、同じ構成団体を組織する地区福祉委員会の設置は容易には進まなかった²。

表 3-2 地区福祉委員会と地区市民協議会の設立年月

設立年月	地区福祉委員会	地区市民協議会
1978(昭和53)年 11月	新条地区福祉委員会	
1979(昭和54)年 2月	旭地区福祉委員会	
1980(昭和55)年 4月		城北コミュニティ連絡協議会
11月		大芝連合運営協議会
1981(昭和56)年 3月		旭地区市民協議会 新条地区市民協議会
1983(昭和58)年 3月 8月		春木地区市民協議会 常盤地区市民協議会
1984(昭和59)年 7月	八木地区福祉委員会 八木南地区福祉委員会 八木北地区福祉委員会	八木地区市民協議会 八木南地区市民協議会 八木北地区市民協議会
12月		城内地区市民協議会
1985(昭和60)年 7月	大芝地区福祉委員会	
1987(昭和62)年 8月	東葛城地区福祉委員会	東葛城地区市民協議会
1988(昭和63)年 3月	浜地区福祉委員会	浜地区市民協議会
9月	山直北地区福祉委員会	山直北地区市民協議会
1989(平成元)年 5月	修斉地区福祉委員会	修斉地区市民協議会
7月	春木地区福祉委員会	
1990(平成2)年 6月 8月	大宮地区福祉委員会	大宮地区市民協議会
12月	朝陽地区福祉委員会	朝陽地区市民協議会
1991(平成3)年 1月		東光地区市民協議会
1992(平成4)年 1月 2月	山直南地区福祉委員会 東光地区福祉委員会	
3月	光明地区福祉委員会	光明地区市民協議会
9月	天神山地区福祉委員会	天神山地区市民協議会
1993(平成5)年 10月 11月	常盤地区福祉委員会	山直南地区市民協議会
1994(平成6)年 4月		太田地区市民協議会 城東地区市民協議会
6月	城内地区福祉委員会	
1995(平成7)年 5月	太田地区福祉委員会	
1996(平成8)年 3月	城東地区福祉委員会	
1999(平成11)年 2月	中央地区福祉委員会	中央地区市民協議会
2000(平成12)年 2月	山滝地区福祉委員会	山滝地区市民協議会

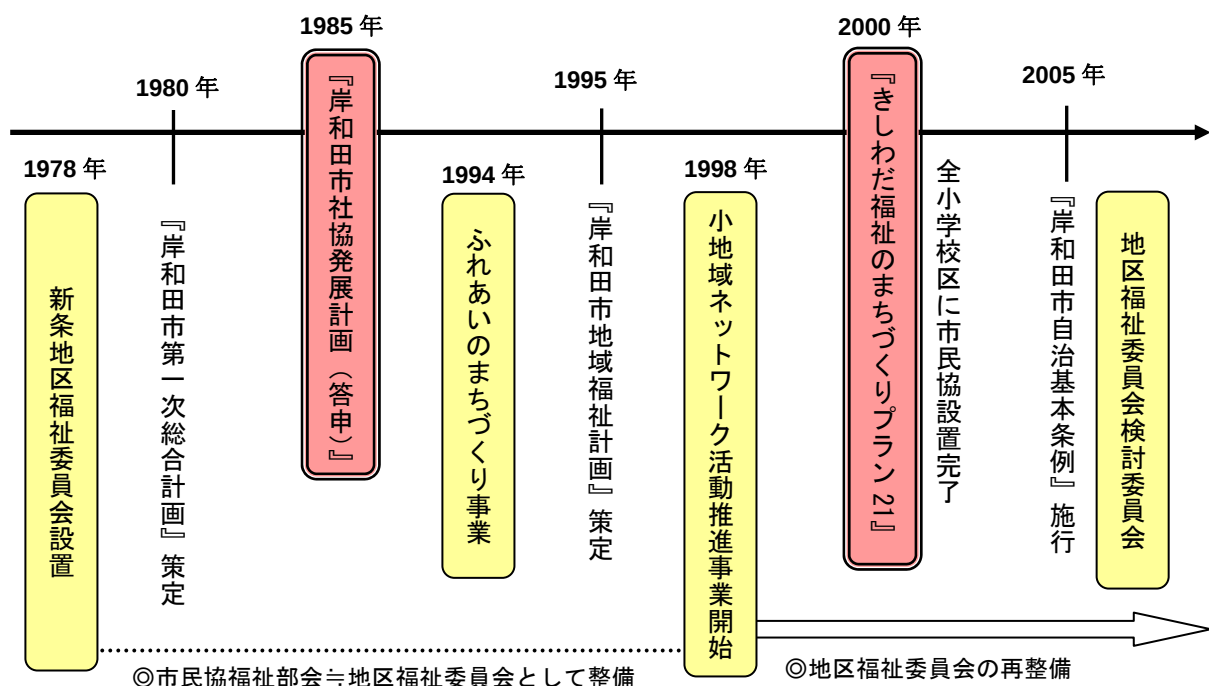
出所) 岸和田市社協 (2000) 『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』、
「地区市民協議会設置状況」(自治振興課) より作成。

² 当時の関係者へのヒアリングによる。

1985（昭和 60）年に出された『岸和田市社協発展計画（答申）』では、岸和田市社協の組織基盤の整備のための基本構想と整備計画が示された。基本構想は、①福祉コミュニティづくりにとりくむ、②在宅福祉サービスの体系的な制度化の実現をめざす、③社会福祉協議会の基盤整備を推進するという 3 つの柱からなる。このうち第 1 の柱「福祉コミュニティづくりにとりくむ」の中で、「住民に直結し、地域の第一線で福祉コミュニティづくりを押し進める（ママ）地区福祉委員会の積極的な育成強化をはかる」³ことが掲げられ、地区福祉委員会の組織化のための地域への働きかけが続けられていった。

表 3-2 にあるように、地区福祉委員会は 1978（昭和 53）年以降順次設置されていったが、1980（昭和 55）年からは並行して市が主導する市民協の設置も行われていった。これにより先の校区青少協を加えると、3 つの協議会が地域に並存することになった。一方、地区福祉委員会と市民協の設置年に注目してみると、半数以上の地域で同時に設置されている。なぜこのような形になったのか。以下では、その背景をみていこう。

図 3-1 地区福祉委員会と市民協との組織的関係を巡る議論（～自治基本条例施行まで）



出所) 各種資料より作成。

図 3-1 は地区福祉委員会と市民協との関係について、岸和田市または岸和田市社協が何らかの見解を示した計画や答申と、その時期の岸和田市社協の基本的なスタンスをまとめたものである。新条地区に第一号の地区福祉委員会が設置された 1978（昭和 53）年から市民協が「岸和田市自

³ 岸和田市社会福祉協議会（1985）『岸和田市社協発展計画（答申）』、p9。

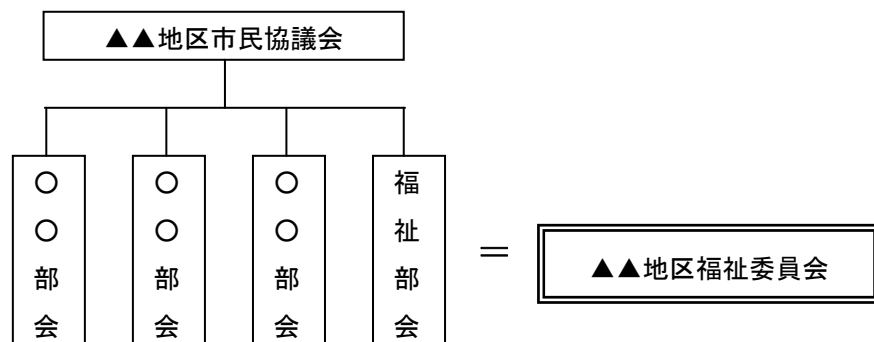
治基本条例」に位置づけられた 2005（平成 17）年までの時期に限ってみると、岸和田市として何らかの見解が示されたものは見当たらない。一方、岸和田市社協は、1985（昭和 60）年の『岸和田市社協発展計画』と 2000（平成 12）年の『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21』で、それぞれの時期における考え方を示している。事業レベルでみると、1990 年代半ばの「ふれあいのまちづくり事業」と「小地域ネットワーク活動推進事業」が、2 つの協議会の関係を変化させる契機になっている。

岸和田市社協の資料に基づいて、まず 1980 年代（昭和 50 年代後半）の両協議会の関係をみていこう。『岸和田市社協発展計画（答申）』（1985・昭和 60 年）では、地区福祉委員会と市民協の関係について次のように示されている。

「地区福祉委員会は、住民主体の社協活動を実現していくうえで、必要不可欠であり、その設置は急務である。住民に直結した小地域（小学校区程度）の活動組織として位置づけ、当面は 1 年に 3～4 地区のペースで設置を急ぐ。その際、地区市民協議会とは決して競合するものではなく、例えば、地区市民協議会の福祉部会の役割を地区福祉委員会がになうという場合もありうる」⁴。

ここでは地区福祉委員会を、地域福祉活動を行っていく上での必要不可欠な組織であるとしている。その上で市民協との関係については、決して競合するものではなく、市民協の中の福祉部会を地区福祉委員会として機能させる場合もあるとしている。図 3-2 にあるように、この時期の地区福祉委員会と市民協の福祉部会は、実態として同一の組織であった。

図 3-2 地区福祉委員会と地区市民協議会の関係(1990 年代半ば頃まで)



出所) 岸和田市社協（2000）『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』
p16「現状組織の一例」より転載。

市民協の福祉部会を地区福祉委員会が担うという考え方は、地域内の各種団体の連携を促すという市民協設立の趣旨にも合致するものであった。地域によっては、市民協の福祉部会から独立して地区福祉委員会が設置されたところもあるが、1985（昭和 60）年までにいずれかの協議会が先に設置されていない地域では、2 つの協議会が同時に設置されるという方法での組織の整備が

⁴ 岸和田市社協（1985）『岸和田市社協発展計画（答申）』、p18。

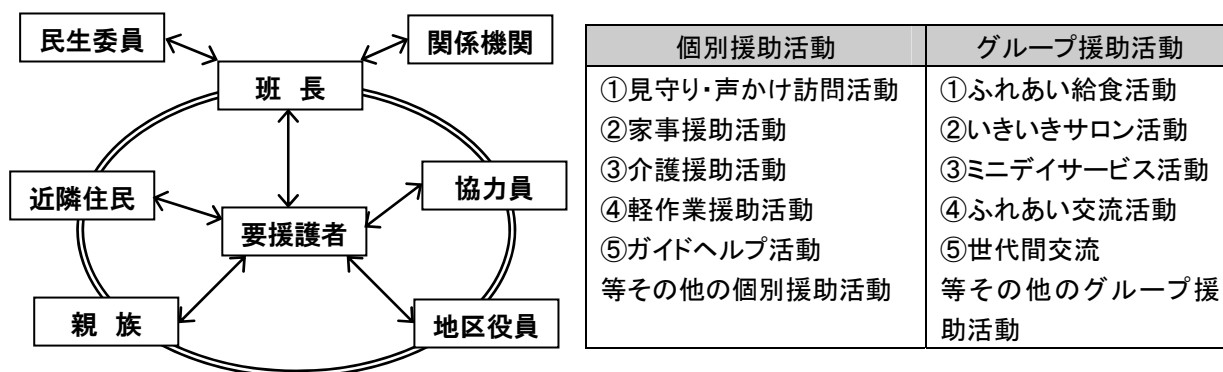
行われていった⁵。

岸和田市社協による地域福祉の推進は、1990年代に入ってから本格的に進められていくようになるが、設置された地区福祉委員会と担い手の育成という面では、1980年代初頭（昭和50年代後半）から市内の地区福祉委員会の情報共有の場としての「福祉委員会連絡会」の開催や、大阪府社会福祉協議会主催の研修（たとえば、地区福祉指導者研修会など）への地区役員の派遣などが行われていた⁶。

■小地域ネットワーク活動と地域福祉の推進

次に1990年代における両協議会の関係をみていこう。岸和田市社協の地域福祉推進の取り組みは、ボランティア事業やふれあいのまちづくり事業といった国や府の補助事業を基盤に、1990年代に入ってから急速に進められていった。1994（平成6）年度にスタートした大型国庫補助事業である「ふれあいのまちづくり事業」は「地域福祉コーディネーターの配置と活動をととして、地域でさまざまな人々が交流し助け合うとともに、関係機関や社会資源が有効に連携協働することにより、地域の実情に応じた福祉サービスを提供し、かつそれらを永続的・自主的に提供する体制の整備を図ること」⁷をねらいとするものであった。岸和田市社協は1994～98（平成6～10）年度にモデル地区に指定され、これを契機に「小地域ネットワークづくり事業」をはじめとする新たな事業を行っていった⁸。

図 3-3 小地域ネットワーク活動のイメージ



出所）岸和田市社協（2000）『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』、p18 より転載。

⁵ 当時の関係者からの聞き取りによると、市民協の場合と同様に、地域にとっては地区福祉委員会を設置することで支給される岸和田市社協からの補助金が組織化のメリットであった。

⁶ この他にも、高齢者独居世帯への「福祉ベル（福祉ブザー）」の配布や社協の企画や事業のお知らせを掲示する「福祉掲示板」の設置などが進められた。

⁷ 大阪府社会福祉協議会（2002）『50年のあゆみ』、p25。

⁸ ふれあいのまちづくり事業の最初の3年間は、朝陽地区をモデル地区に指定し、小地域における見守り活動推進のための検討（打ち合わせ会、老人の暮らしと健康の講座）が行われた。1997（平成9）年からは、小地域ネットワーク活動説明会や小地域ネットワーク活動協力員（ボランティア）の養成講座が始められている（岸和田市社協事業報告書各年度版より）。

1998（平成10）年8月からは、大阪府の補助事業として「小地域ネットワーク活動推進事業」がスタートし、各市町村社協を通じて地区福祉委員会への補助が開始された⁹。小地域ネットワーク活動とは「小地域（＝概ね小学校区、自治会・町会）を単位として、様々な福祉課題を抱えた住民一人ひとりを対象に地区役員、ボランティア、近隣住民が中心となって“助け合いの網の目（ネット）”を張っていく活動」で、図3-3にあるように、民生委員や保健・医療・福祉の関係機関と住民らが要援護者を支援するための関係を作り、「問題の早期発見、情報の伝達、支援体制づくり、緊急対応、福祉の土壌づくり」を実現させることが狙いであった¹⁰。具体的には、「要援護者一人ひとりを対象に民生委員・児童委員やボランティア、地域住民等が保健医療などの専門機関とも協働して見守りや声かけ、家事援助や通院の付き添いといった簡易な生活支援等を行う個別援助活動と交流や健康維持、仲間づくりを通じた孤立化防止（ママ）等を目的としたふれあいサロンなどのグループ援助活動」¹¹が行われている。

表 3-3 岸和田における小地域ネットワーク活動の導入(実績)

平成 10(1998) 年度	小地域ネットワーク活動 8 地区指定
平成 11(1999) 年度	小地域ネットワーク活動新規 5 地区指定
平成 12(2000) 年度	小地域ネットワーク活動新規 4 地区指定
平成 13(2001) 年度	小地域ネットワーク活動新規 4 地区指定
平成 14(2002) 年度	小地域ネットワーク活動新規 3 地区指定 全地区指定完了

出所) 岸和田市社協 (2000) 『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』に加筆・修正。

表 3-4 岸和田における小地域ネットワーク活動状況

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
個別援助活動		1,021	613	1,510	2,497	3,072
グループ支援活動		15,670	16,901	25,879	30,214	31,404
(内訳)	いきいきサロン	10,185	11,879	13,628	20,502	20,571
	ふれあい会食会	2,318	2,575	6,161	3,382	4,300
	世代間交流	3,167	2,447	5,846	5,103	5,063
	子育てサロン	0	0	244	1,227	1,470

注) 個別援助活動は対象者数、グループ援助活動は延べ参加者数を表している。

出所) 岸和田市・岸和田市社会福祉協議会 (2007) 『第 2 次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画—未来のために 住民のために』、p51 より転載。

⁹ 「この小地域ネットワーク活動は府内全域（735 地区）で実行することを目標に、5 年間で計画的に地区福祉委員会を指定していくもので、12（2000）年度末現在で 435 校区が指定を受けている〔大阪府社会福祉協議会（2002）『50 年のあゆみ』 p27〕。

¹⁰ 大阪府社会福祉協議会（2002）『50 年のあゆみ』、pp18-19。

¹¹ 同上、p 27。

岸和田では、ふれあいのまちづくり事業を契機に始められた地域単位でのとりくみが、1998（平成 10）年以降は小地域ネットワーク活動推進事業として引き継がれていった。表 3-3 にあるように、2002（平成 14）年度には、全校区で小地域ネットワーク活動が導入されていくようになり、表 3-4 にあるようにその活動は年々拡大していった。

小地域ネットワーク活動推進事業を柱とした地域での福祉活動の進展は、岸和田市社協と地域との結びつきを一層強めるものであると同時に、地区福祉委員会の組織のあり方を再考させるものでもあった。『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』（2000・平成 12 年）では、2 つの協議会の新たな関係が示されている。この計画は、「21 世紀にむけて社協が中・長期的な展望にたって事業・活動を展開していくための指針」¹²として策定されたものである。1985（昭和 60）年の『岸和田市社会福祉協議会発展計画』の基本構想を継承し、①福祉コミュニティづくりに取り組む、②地域福祉サービスを推進する、③基盤整備に取り組むという 3 つを基本目標として、部門別の整備計画が示されている。「福祉コミュニティづくり」へのとりくみとしては、地区住民の自治・自主的福祉活動の推進を図るための組織整備と活動の支援強化について次のように述べられている。

まず、地域の住民による福祉活動を推進するための組織としての地区福祉委員会の現状として、地区福祉委員会が地区市民協議会の福祉部会として位置づけられてきた経過が示されている。

「地区福祉委員会は、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。そこに住むすべての住民が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって知恵と力を出し合い、地域総ぐるみで推進するための組織です。町会・自治会、老人クラブ、婦人会をはじめとする地域の各種団体や重要な役割を果たすことが期待される民生・児童委員が主な構成団体として加入しています。昭和 53 年 11 月、市内初めての地区福祉委員会が新条校区で設立され、現在 24 小学校区すべてにおいて地区福祉委員会が中心となった様々な地域福祉活動を展開しています。一方、昭和 50 年、市のコミュニティ計画が発表され、地区内の諸問題について自主的に話し合い、関係機関との連絡調整をはかりながら住みよいまちづくりをすすめることを目的とした地区市民協議会の組織化がなされてきました。全国的には校区社協、地区・校区福祉委員会という名称で社協の下部組織が整備されています。本市では、地区市民協議会（福祉部会）が地区福祉委員会を兼ね、活動を担っていただくという位置づけをしてきました」¹³。

その上で、現在の組織の課題として次の 3 点が指摘されている¹⁴。まず 1 点目に「地区福祉委員会（地区市民協議会・福祉部会）の委員構成については、地区市民協議会の構成団体より自動的に割り振られており、市民協議会の役員在任期間が短く、地区福祉委員会活動の理解が得られにくいので、専門的な組織としての整備が必要」であるということである。2 点目に、「住民の地区福祉委員会に関する認識、理解を一層深めることが必要」であるということである。3 点目に「地域住民がより一層地区福祉委員会の活動に参加・協力できるよう組織整備が必要」とされている。ここで課題とされていたのは、地区福祉委員会がいかにして活動の継続性を担保するのかということであった。地区福祉委員会が市民協の福祉部会である以上、地区福祉委員会の役員と構成メンバー（市民協福祉部会の部会長および部会メンバー）は、市民協の役員の任期と活動の

¹² 岸和田市社会福祉協議会（2000）『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』、p9。

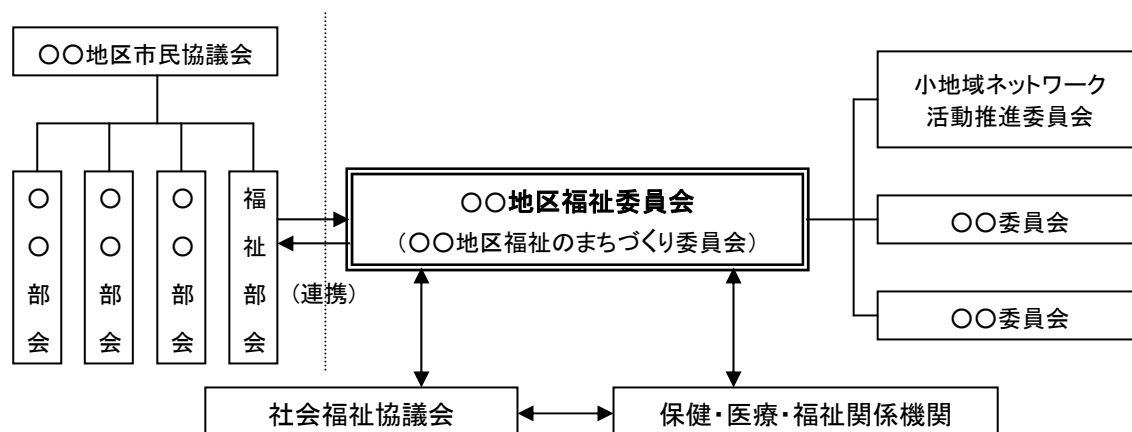
¹³ 同上、p16。

¹⁴ 同上、p17。

サイクルに従うことになる。人と人とのつながりによって成り立つことの多い福祉活動の場合、主要なメンバーが定期的に交代してしまうことは、大きな痛手であった。主要メンバーが任期に縛られずに継続して活動に参加することができ、多くの住民の参加が得られる体制づくりとして組織の再整備が提起され、図 3-4 のような案が作られた。

ここでは、市民協の福祉部会を地区福祉委員会が担うというこれまでの考え方が一新され、2つの協議会は別組織であるという考え方が示されている。市民協は地域の一組織であり、そうした位置づけで連携していくものとされた。このように、市民協の一部会という位置づけで整備されてきた地区福祉委員会は、1990 年代に社協が本格的に地域福祉を推進していく中で、市民協とは切り離れた別組織として整備されていくことになった¹⁵。

図 3-4 地区福祉委員会と地区市民協議会の関係のイメージ(2000・平成 12 年時点)



出所) 岸和田市社協 (2000)『きしわだ福祉のまちづくりプラン 21 地域福祉活動推進計画』、p16 より転載。

■地区福祉委員会検討委員会の設置

岸和田市社協は 2000（平成 12）年以降、地区福祉委員会の再整備のための組織と事業の整理を行っていった。まず、2001（平成 13）年には「定款」を変更し、社協の内部組織としての地区福祉委員会の位置づけを明確にした。2006（平成 18）年 1 月には、地区福祉委員会の組織のあり方について検討を行う「地区福祉委員会検討委員会」が結成された。一時は中断したものの、2008（平成 20）年 6 月に再度立ち上げられ、地区福祉委員会の組織と活動についての検討が行われた。委員会での議論の成果としてまとめられた 2010（平成 22）年の『地区福祉委員会活動マニュアル』では、この委員会での議論について次のように述べられている。

「このマニュアルを作成するにあたりその基礎となったのは、2009（平成 21）年 5 月より行った『地区福祉委員会検討委員会（以下、委員会）』での議論の成果といえます。この検討委員会では、地区福祉委員会活動のさらなる飛躍を目指し、今後の活動の方針について大きく 3 つのテーマを中心に検討

¹⁵ 実際には、市民協と地区福祉委員会との関係は地域ごとにさまざまであり、一定のルールの下での両協議会の整備が続けられている。

してきました。1つ目は、地区福祉委員会の組織のあり方です。改めて地区福祉委員会のミッション(社会的使命)や岸和田市社会福祉協議会との関係性、そして組織構成の仕組みなどについて確認をしました。2つ目は活動内容について話し合われました。様々な地域福祉活動を体系的に整理しながら、多様な活動を進めるプロセス(過程)について、議論を進めました。そして3つ目は財源のあり方について検討を進めました。地区福祉委員会活動をよりよく進めるための財源やその使途について、特に地区福祉委員会補助金の対象経費などについても話し合いを進めました。この検討委員会は、いわゆる形骸化した委員会ではなく、岸和田市社会福祉協議会が提案する基礎資料を基に、地区福祉委員会活動の実践者(地域住民)の方々と共に何度も論議を重ねながら進めてきました¹⁶。

指摘にあるように、地区福祉委員会検討委員会は、福祉活動の実践者である地区福祉委員会の代表7名と地域団体の代表3名、市の関連部局(市民生活部自治振興課、保健福祉部高齢介護課)と大阪府社会福祉協議会1名、有識者1名で構成され、2年間かけて9回の委員会が開かれた。また、2010(平成22)年1~2月には、市内の全地区福祉委員会を対象に、地区福祉委員会検討委員会での議論内容を説明し各地区の現状と課題について共有するためのヒアリングが実施された。こうした経緯を経て、前出の『地区福祉委員会活動マニュアル』が作成・共有されていった。

最後に、このマニュアルに従って、2011(平成23)年現在の地区福祉委員会の組織と事業の内容について簡単に確認しておこう。

地区福祉委員会の行う事業は、資料3-5にあるように2つの活動からなっている。まず、組織の運営に必要な「基本活動」として、①地区内の定例会の開催などの「連絡・調整活動」、②機関紙の発行やちらしの配布などの「地域住民に対する広報・啓発活動」、③福祉ボランティアなどの「研修・学習活動」、④「調査活動」がある。2つ目に、地域内で援助が必要な高齢者や障がい者などを対象とした「小地域ネットワーク活動」である。この2つの活動は、社協からの「地区福祉委員会補助金」を財源に実施されるもので、その金額はそれぞれの地域の活動実績に応じて決められる。これらの活動の他に、社会福祉協議会会員会費の地域還元金などの地域の自主財源を活用して、幅広い年代の住民同士の交流の場づくりなどの「地域活性化活動」を行っている地域もある¹⁷。

¹⁶ 岸和田市社会福祉協議会(2010)『地区福祉委員会活動マニュアル』巻頭文より。

¹⁷ 岸和田市社協では、個人を対象とした「一般賛助会費(一口1,000円/年)」と法人・団体・事業所を対象とした「特別賛助会費(一口5,000円/年)」の制度があり、このうち50%を社協が進める地域福祉活動に活用し、残りの50%が地域(各地区福祉委員会)に還元されている。

資料 3-5 地区福祉委員会事業の内容

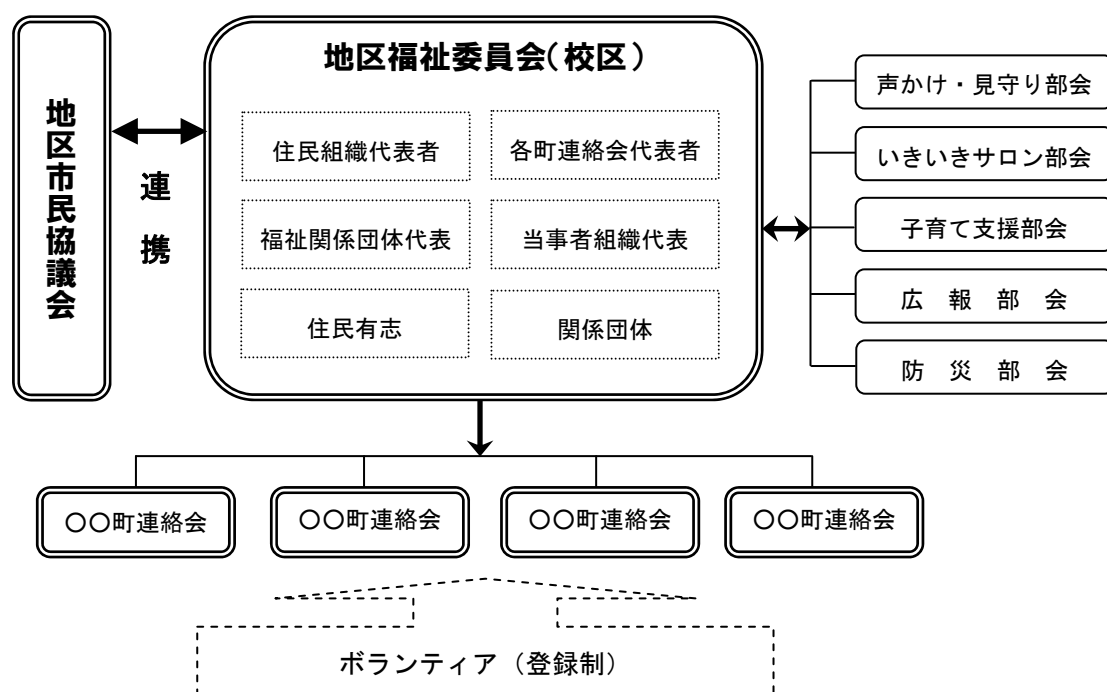
1. 基本活動	2. 小地域ネットワーク活動
地域に住む誰もが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを進めるため、①から④の活動を実施する。 ①連絡・調整活動 地区の関係者による「地区福祉委員会々議」を開催し、定期的かつ必要に応じて活動の企画、運営や各関係機関・団体の連絡調整を行い、地域の問題解決や活動の改善に向けて協議、情報交換等を行う。 ②地域住民に対する広報・啓発活動 地区福祉委員会での機関紙、ちらし等の配布等により、地域住民の活動への周知を図る。また、社会福祉協議会からの情報提供チラシやポスターなどについて、配布協力ならびに福祉掲示板への掲示を行う。 ③研修、学習活動 活動の担い手となる地域住民の募集、育成のためボランティア研修会を年間 1 回以上行うとともに、地区単位での活動計画づくりに取り組む。 ④調査活動 アンケート調査やヒアリングなどで地域住民の声を聞き、地域の課題の把握に取り組む。	地域内で援助が必要な高齢者や障がい者を対象に、「助け合いの網の目」を張っていく活動。活動は「個別援助活動」と「グループ援助活動」とを効果的に組み合わせ、誰もが地域の中で安心して生活できる仕組みを創りあげる。 〔個別援助活動〕 下記の活動の中から、概ね週 2 回以上実施する。 ①見守り・声かけ訪問活動 ②家事援助活動 ③介護・介助援助活動 ④軽作業援助活動 ⑤ガイドヘルプ活動 ⑥介護用具・自助具製作、衣類等のリフォーム活動 ⑦配食サービス活動 ⑧その他、事業の目的を達成するために必要な個別援助活動 〔グループ援助活動〕 下記の活動の中から、概ね月 2 回以上、可能な限り 2 種類以上の活動を実施する。なお、企画・運営は、以下の留意点を踏まえて行うものとする。 * 高齢者を対象とするものは、介護予防・認知症予防に効果的な内容を取り入れる。 * 福祉の相談窓口や、その他暮らしに役立つ情報提供を行う。 * 課題の早期発見のため、年間を通じて定期的な開催を目指す。 ①ふれあい食事(会食)サービス ②いきいきサロン活動 ③ミニデイサービス活動 ④地域リハビリ活動 ⑤世代間交流(子どもとのふれあい交流) ⑥子育て支援活動 ⑦その他、事業の目的を達成するために必要なグループ援助活動

出所) 岸和田市社協 (2010)『地区福祉委員会—活動マニュアル』、pp48-50 より作成。

地区福祉委員会の組織については、2010（平成 22）年のイメージ（図 3-4）を発展させたモデル（図 3-5）が示されている。これによると、各校区の地区福祉委員会は、住民組織（町会・自治会・婦人会・子供会・青年団・防犯委員・水利組合）、当事者組織（老人クラブ、母子・寡婦福祉会、障がい者団体など）、住民有志（町会、自治会、各種団体役員経験者、ボランティアなど）、福祉関係団体（民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、ボランティア団体など）、関連団体（青

少年指導員、体育指導員、保護司会、更生保護女性会など）によって構成されており、地域の各種団体を組織している市民協とは、連携しながら活動を行うものとされている¹⁸。地区福祉委員会の日常活動は、部会を設置して行われる場合（図 3-5 の右部）と、町単位で連絡会を組織して行われる場合（図 3-5 の下部）など様々なパターンがあり、地域によってその形態は異なっている。一方、従来の地区福祉委員会の組織モデルに追加されたのが、点線矢印で示されているボランティア（登録制）のしくみである。これは、肩書きを持つ住民だけでなく、地域の一般の住民がボランティアとして地区福祉委員会に参加できるようにするもので、地域福祉活動の担い手を確保・育成し、継続的な活動へとつなげていくことを目指すものといえる。

図 3-5 地区福祉委員会と地区市民協議会の関係(2010・平成 22 年時点)



出所) 岸和田市社協 (2010)『地区福祉委員会—活動マニュアル』、p7「地区福祉委員会のしくみ」より転載。

以上みてきたように、岸和田市社協は 1990 年代を通じて地域福祉を本格的に推進していく中で、既に設置されていた地区福祉委員会のあり方についての検討を行い、2010（平成 22）年には新たな組織形態と事業モデルを示している。

■おわりに

本章では、最初の地区福祉委員会が設置された 1978（昭和 53）年から「岸和田市自治基本条

¹⁸ 岸和田市社協 (2010)『地区福祉委員会—活動マニュアル』、p7。

例」が施行される 2005（平成 17）年までの時期に焦点を当て、地区福祉委員会の設置経緯と市民協との関係についてみた。地区福祉委員会は、岸和田市社協の地域福祉推進の核として 1980 年代早々（昭和 50 年代後半）に設置されたが、当初は市民協の一部会としての存在に留まっていた。1998（平成 10）年から小地域ネットワーク活動推進事業が始まる中で、地域における福祉活動を活発化させるための母体として、地区福祉委員会はその存在感を強めていった。2006（平成 18）年以降、岸和田市社協と地域の福祉活動の担い手らによって地区福祉委員会のあり方が検討される中で、市民協とは別組織として再整備されることになり、現在に至っている。

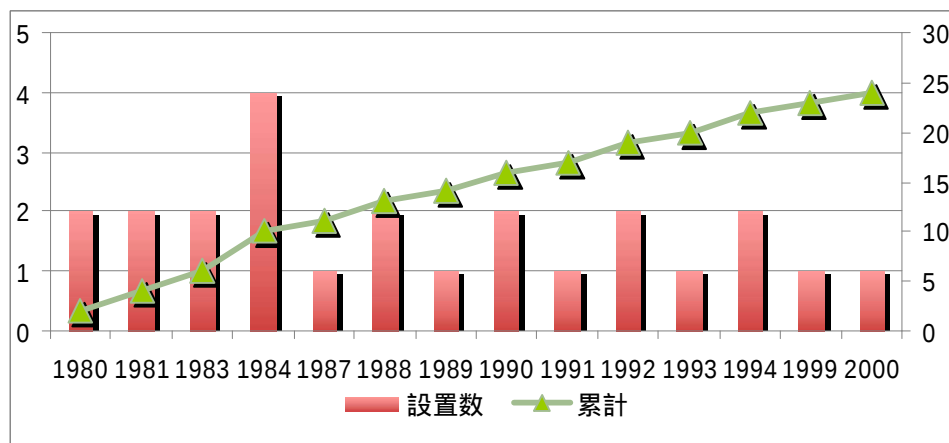
(4) 地区市民協議会の現在 : 2005 - 2010 (平成 17 - 22) 年

■はじめに

市民協の設置は、図 4-1 のように、『第一次総合計画』の実施期間終了後もコンスタントに進められ、2000 (平成 12) 年 2 月の山滝地区市民協議会の設置をもって、市内全小学校区を網羅するものとなった。

本章では、設置から 20～40 年を経た市民協の地域での活動と、市民協と市との関係について明らかにする。まず、2010～11 (平成 22～23) 年に実施したヒアリング調査をもとに、市民協の組織形態・活動内容についてみる。その上で、『第 2 次総合計画』以降の市のコミュニティづくりの方針と、市と市民協との関係をみていく。最後に、市民協を取り巻く環境の変化とコミュニティ活動の主体としての課題について述べる。

図 4-1 地区市民協議会設置数の変遷



出所) 自治振興課資料より作成。

■地区市民協議会による地域運営

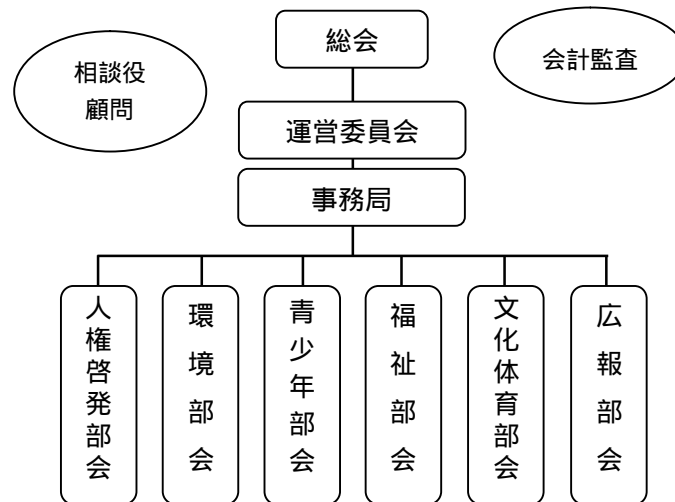
本節では、4 地区 (5 校区) へのヒアリング調査と各市民協の総会資料をもとに、現在の市民協の実態について整理する¹。まず組織の目的を確認しておこう。規約では「地域課題」について自主的に話し合い、解決する活動を行う組織として、次のように述べられている。

「地区市民協議会は、地区内の諸問題について、自主的に話し合い、関係機関との連絡調整をはかりながら問題解決のための共同活動を推進し、明るく住みよい地区と岸和田のまちづくりをすすめることを目的とする」²。

¹ 本章の記述は基本的にはこれらのデータによる。市民協ヒアリング調査対象地区の選定および実施体制等については、岸和田市企画調整部政策企画課 (2010) 『平成 22 年度地区市民協議会ヒアリング調査報告書』を参照のこと。

² この文言は、ほとんどの市民協の規約に掲載されており、自治振興課作成のモデル規約をそのまま援用していると思われる。

図 4-2 地区市民協議会体制・例（2010・平成 22 年現在）



出所）各地区市民協議会総会資料より作成。

次に組織についてみていこう。図 4-2 は、市民協の組織体制の例である。名称などの細かい違いはあるが、おおむねこのような体制がとられている。まず、組織内の協議の場として総会と運営委員会が設けられており、運営委員会を補佐する事務局がある。総会は年 1 回、運営委員会・事務局会議は 1～2 ヶ月に 1 回程度開催される。運営委員会または事務局のもとに、人権啓発・環境・青少年・福祉・文化体育・広報などテーマごとの部会が設置されている。

表 4-1 旭・太田地区市民協議会参加団体

町会（9）	青少年指導員
水利組合（5）	民生児童委員
老人クラブ（8）	主任児童委員
青年団（5）	少年補導委員
少年団（4）	体育指導委員
子供会（6）	保護司
婦人会（5）	旭小学校
防犯委員（9）	旭小学校 PTA
水防団（5）	太田小学校
祭礼年番（5）	太田小学校 PTA
土生鼓おどり保存会	土生中学校
+ α 各町会からの依頼	土生中学校 PTA

注）括弧内の数字は団体数を表す。

出所）平成 22 年度市民協ヒアリング調査より作成。

規約によると、市民協は校区内に存する団体等から一定の基準で選ばれた「運営委員」・「委員」

で組織される。たとえば、旭・太田地区市民協議会では、(1) 町会・自治会の役員、(2) 各種市民組織の役員、(3) 学識経験者、(4) 地区選出各種委員、(5) その他市民協が適当と認める者で市民協を組織するとされ、表 4-1 のように、校区内の町会・自治会と地域団体、学校関係の組織、委嘱員などの委員が、市民協の「参加団体」として運営委員会を構成している。市民協は校区全体を活動の基盤としているが、実際には市民協主催の行事に参加するにはこれらの参加団体に所属していることが前提となる。これについては、後の項で取り上げる。

会計の規模や運用方法は市民協ごとに異なるが、市からの地区市民協議会運営補助金と校区内の町会・自治会の負担金が基本的な活動資金である。地域によっては、この他に広報誌の広告掲載料や寄付金などの収入がある。

活動の形態には、運営委員会・事務局などの定例会と部会活動（部会会議を含む）がある。運営委員会では、地域内で起こった問題の対応のための協議が行われることもあるが、主催する行事の運営についての協議が中心である。また、参加団体の活動報告や主行事への参加の呼びかけがなされることもある。部会は、表 4-2 にあるような企画の運営を行っている。

表 4-2 部会活動の内容(例)

〔広報部会〕	広報誌の発行(部会未設置のところは、事務局で発行)など
〔人権啓発部会〕	人権啓発推進研修会など
〔文化体育部会〕	校区体育祭・納涼大会など
〔青少年部会〕	青少年関連の企画・校区内パトロールなど
〔福祉部会〕	餅つき大会、風揚げ大会、趣味の作品展など
〔環境部会〕	校区内美化清掃(河川一斉清掃)など
〔防災部会〕	防災訓練など

出所) 各地区市民協議会総会資料より作成。

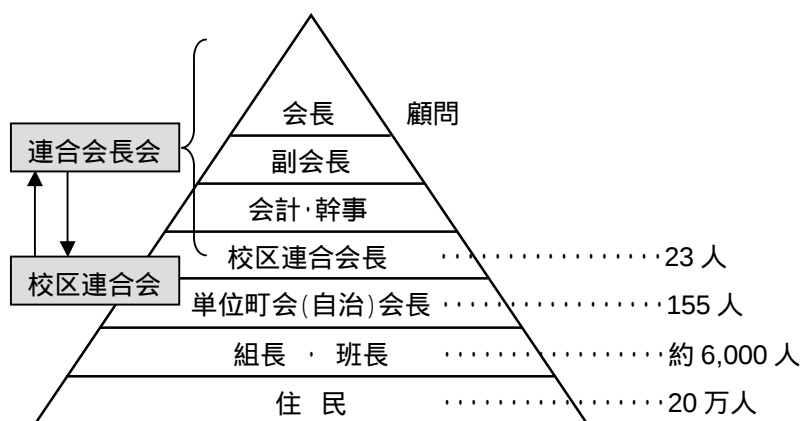
以上のように、市民協は校区内にある町会・自治会と地域団体によって構成され、校区内の地域活動に関わる情報共有や地域行事を企画・実施する組織として機能している。このような組織のあり方や活動内容は、時間をかけて徐々に作られたというよりも、設立初期に作られて今日までそのまま引き継がれているようである。このことは、市民協が長期にわたり安定的に運営されてきたことを示している。以下では、その仕組みをみていく。

市民協が安定的に運営されてきた最大の要因は、町会連合会の強力なバックアップがあったということである。第 2 章でみたように、1982(昭和 57)年に、岸和田市町会連合会コミュニティ小委員会で「地区市民協議会づくりの基本的あり方」(資料 2-5)が作られ、市民協づくりは町会が主導して行うことが確認された。これにより、市民協の設置は町会連合会の全面的な協力の下でなされた。設立後の市民協への支援のあり方について明文化されたものはないが、こうした経緯からその後の運営についても、町会連合会が深く関わることになったのだろう。

まず、町会連合会の組織体制について確認しよう。図 4-3 は、町会連合会の組織図である。2010

(平成22)年現在、市内の155の町会・自治会が加盟している。町会・自治会は校区ごとに校区連合会を組織し、それぞれの代表が校区連合会長となる。校区連合会長は校区を代表して、月1回開かれる連合会長会に参加する。23人の校区連合会長の中から、町会連合会の会計、監事、副会長、会長が選出されている。

図 4-3 岸和田市町会連合会組織図



出所) 岸和田市町会連合会(2002)『町会連合会のあゆみ 50周年記念誌』
p44「町会連合会組織図」に加筆・修正。

この町会連合会と市民協との関係は、人的関係と金銭的關係から整理することができる。まず、人的関係としては、市民協の担い手が町会・自治会のメンバーから出されているということである。ほとんどの地域で市民協の会長は校区連合会長が兼任するものとされている。校区連合会長以外の町会・自治会長も市民協の運営委員や部会長などの役職を任されている。地域によって異なるが、町会・自治会からも事務局や部会のメンバーが出されている。町会・自治会から市民協に“派遣”される人は、原則的には町会長から依頼がなされ、町会・自治会の仕事が一部免除される。負担の大きさや地域での位置づけといった面で、市民協の役員は町会・自治会の役員に匹敵するものであるという認識が共有されているといえよう。

市民協の活動資金についても、町会・自治会(またはそのまとまりとしての校区連合会)から市民協に「分担金」「負担金」が拠出されている。各町会・自治会の負担額は、規模(世帯数で算出)に応じて異なる場合と一律の場合があるが、校区連合会から出されるお金は市民協の収入の三分の一にもなる。地域によっては各町会・自治会の負担金と市の補助金と同額というところもある。市民協収入に与えるインパクトは大きいといえよう。

以上のように、市民協が組織として地域に長く存立できたのは、校区連合会の責任の下で市民協にヒトとおカネが供給されるしくみがあったことが大きい³。地縁のネットワークに支えられて、

³ ただし、このしくみは地域によってさまざまである。たとえば、だんじりがある地域では、地域自治の重要なアクターとして祭礼組織があり、地域団体や市民協への人的資源の供給には大きな役割を果たしている(ただし、だんじりは必ずしも町会・自治会単位で持っているわけではない)。一方、新興住宅地には、こうした階層別の組織がないため、個人への声掛け(いわゆる「一本釣り」)によって、地域団体や市民協の担い手を確保するような工夫がされている。

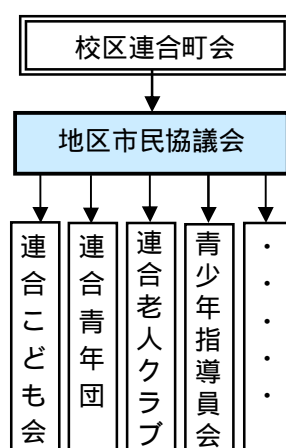
市民協は地域に根ざした活動を行う組織となったのである。最後に、市民協という制度が長く存続できたのは、行政だけでなく地域もこのような地域組織を必要としたということがある⁴。市民協は、町会同士・地域団体同士の情報交換を促すことで、町会・自治会よりも大きな単位での地域活動を進めやすいしくみとして受け入れられたのである。このしくみは、現在もおおむね機能しているが、後述するように、地域への影響力や果たす役割という面では課題を抱えている。

【補足】市民協の「団体育成費」・「市民協協力金」について

地域団体間のお金のやり取りから、市民協の地域での機能をみることもできる。たとえば、前出の校区連合会から市民協に拠出される分担金・負担金は、市民協から地域団体の連合組織に「団体育成費」・「市民協協力金」として分配されている⁵。図 4-4 は、市民協を中心に校区レベルでの地域団体間のお金の流れを図式化したものである。

校区レベルでみると、校区連合会から市民協へ拠出されたお金は市民協から地域団体の連合組織へ渡されている。この団体育成費は、活動費の補助というよりも構成団体として市民協活動に協力していることへの「お礼」としての意味合いが強い。市民協はテーマごとにタテに組織されている地域団体を校区単位でヨコにつなぐ役割を果たしているが、それはこのような地域団体間の金銭的な関係が介在しているのである。

図 4-4 校区レベルでの地域団体間のお金の流れ・例



出所）各地区市民協議会総会資料より作成。

⁴ たとえば、2010（平成 22）年度に実施した市民協へのヒアリング調査で、市民協の地域に果たす役割を聞く設問への回答として、次のようなものがあった。「市民協の設立は、連合町会を中心として地域がまとまるきっかけとなった（天神山）」、「だんじりのある町もない町もみんなが参加できる場所である（旭・太田）」、「校区単位での集まりがあることで、他町のやっていることがすぐわかる（常盤）」、「連合町会では行事ができないため、市民協は地域の実働部隊である（東光）」。

⁵ 厳密には、校区連合会から拠出されたお金が地域団体の団体育成費に使われているということはないが、他の補助金の性質や市民協と構成団体との関係などを総合的にみて、ここではそのように仮定する。

■『第二次総合計画』以降の市のコミュニティづくり

資料 4-1 岸和田市のコミュニティづくりの方針の変遷

『第二次総合計画 基本計画』（平成 2・1990 年）	『第三次総合計画 基本計画』（平成 12・2000 年）
目標：個性豊かな新しいふるさと —交流都市<ジョイント・シティ>をめざして <コミュニティづくり> 現状と基本的方向 ...略... 施策の体系 ...略... 計画の内容 1. コミュニティ単位の設定 ...略... 2. コミュニティ施設の整備 ...略... 3. 住民活動の推進 地区市民協議会の充実 1 次生活圏ごとに設置された、町会、自治会の代表者、各種市民組織の代表者、学識経験者、一般の希望者などで構成されている地区市民協議会の活動が充実されるよう援助する。 部会活動の推進 従来からすすめてきた各種の地域活動を地区市民協議会の部会活動とするなど、お互いの情報交換、活動の調整をすすめる。 コミュニティ計画の策定 地区市民協議会が中心となって、地区がかかえる生活環境の点検、住民要求の整理をおこない、これをふまえたコミュニティ計画づくりができるよう、基礎資料の提供、調査活動の援助などをおこなう。 地域市民協議会の設置 地区市民協議会の連合組織として 3 次生活圏毎に、地域市民協議会をつくる。地域市民協議会は、地域の市民センターに本拠をおき、各地区単位を代表して、市の出先機関と対応する。 実現の方策 ...略...	目標：人間を尊重する教育・文化のまち <コミュニティづくり> 基本方向 ...略... 施策の体系 ...略... 施策の内容 1. 地域コミュニティづくりの強化 地域の市民によるまちづくり活動をさらに推進するため、隣近所の日常的なふれあいから、小学校区を単位とする 1 次生活圏、中学校区での 2 次生活圏、地域的まとまりを考慮して 6 区に分けた 3 次生活圏まで、幅広い生活圏域でのコミュニティづくりを進めます。 また、「(仮)コミュニティ振興プラン」の策定などを通じて、コミュニティ振興体制の強化を図るとともに、1 次生活圏での地区市民協議会の部会活動などに対する支援体制の充実や、3 次生活圏での地域市民協議会の設置促進など、公民協働のまちづくり運動を進める組織づくりの支援につとめます。 2. コミュニティ施設の充実・整備 地域コミュニティ活動の拠点ともなる地区公民館などの公共施設の充実・整備を進めるとともに、小学校・中学校の地域開放を進めるなど、地域と一体となった公共施設の利活用に努めます。 また、3 次生活圏においてコミュニティづくりの活動拠点となる市民センターは、既存の東岸和田、山直、春木の各市民センターの充実を図るとともに、未設置の地域では、既存施設の有効活用も含めた設置に務めます。

出所)『岸和田市第二次総合計画』、『岸和田市第三次総合計画』より作成。

地域づくりの推進主体である市民協は、設立以来、町会連合会（校区連合会）の支援のもと校区単位の地域活動の推進に大きな役割を果たしてきた。では、市の体制づくりは 1990 年代以降どのように進められたのだろうか。

第 2 章でみたように、1980 年代末（昭和 50 年代）のコミュニティづくりの最大の課題は、庁内の推進体制が一本化されないということであった⁶。市の体制づくりの要は、市民協の事務局を補佐する地区担当職員（管理職級）の指名と「協議会参加推進会議」の設置であったが、いずれも検討段階の域を出なかった。『第二次総合計画』（1990・平成 2 年策定）および『第三次総合計画』（2000・平成 12 年策定）では、コミュニティ施設の整備と住民活動の推進という内容のコミュニティ施策が打ち出されている（資料 4-1）が、コミュニティ計画（コミュニティ振興プラン）の作成や市民協の連合組織である「地域市民協議会」の設置など、庁内全体として対応が必要になるものについては、実現しなかった。

一方、表 4-3 にあるように、1987（昭和 62）年に市のコミュニティづくりの担当窓口として、市長公室内に自治振興課が新設されたが、それまでに設置されていた市民協は 11 と半数以下であり、まずは全小学校区への設置が急がれる状況にあった。したがって、自治振興課としても市民協が全小学校区に設置完了となる 2000（平成 12）年までは、既に活動を行っている市民協への支援と未設置の地域への働きかけが主要な課題となった⁷。こうした中で、コミュニティづくりは『第一次総合計画』で構想されたような全庁的な取り組みによるものというよりも、次第に自治振興課の担当業務であるという認識が定着していくことになった⁸。市民協の設置は、あくまで市のコミュニティづくり構想の内容の一つであったが、時間の経過とともに市民協の設置とその活動の支援が、市のコミュニティづくりの内容そのものになっていった。

表 4-3 地区市民協議会の主管部局の変遷

年	部局
1974（昭和 49） - 76（昭和 51）年	企画室総合計画室
1977（昭和 52） - 80（昭和 55）年	企画部・総合計画課
1981（昭和 56） - 86（昭和 61）年	企画部・企画課
1987（昭和 62） - 92（平成 4）年	市長公室・自治振興課
1993（平成 5） - 96（平成 8）年	自治推進部・自治振興課
1997（平成 9）年以降	市民生活部・自治振興課

出所）各種資料より作成。

⁶ 1987（昭和 62）年の自治振興課の新設（市長公室）は、推進体制づくりに向けた一歩とみることもできるが、1993（平成 5）年に市長公室から自治推進部（新設）に移行するまでに、そこから先の段階に進んだとはいえない。

⁷ 当時の関係者へのヒアリングによる。

⁸ 表 4-3 にあるように、自治振興課は、自治振興部が新設されたことで市長公室から自治振興部に移り、後に市民生活部へと変わっている。

■市と地域との関係―地区市民協議会を中心に

これまでみてきたように、『第一次総合計画』以降の岸和田市の地域コミュニティづくりは、市民協設置を中心に進められてきたが、設置された市民協へはどのような支援がなされているのか。また、市民協と市との関係はどのように作られているのか。市と地域（市民協）との関係をみていこう。まず、担当課である自治振興課と市民協との関係を見る。次に他の部局と市民協との関係を見る。

資料 4-2 地区市民協議会補助金交付要綱

地区市民協議会等補助金交付要綱(昭和 56 年 3 月 4 日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、住民自治の基本単位として一次生活圏(小学校区)ごとに設けられる地区市民協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を補助することにより、地区の住民活動の総合的な連帯化を図り、住民自身の手によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、地区市民協議会(以下「協議会」という。)とは、当該地区に居住し、通勤し若しくは通学している者又は当該地区に所在する団体が自主的に参画し、環境保全、人権啓発、青少年の健全育成など、地域福祉の発展のために活動する団体で市長が認めたものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の基準により給付することができる。

(1)37 万円 + 当該地区世帯数×50 円

(2)前号に掲げる当該地区世帯数は、当該年度の 4 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録によるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)活動計画書(様式第2号)

(2)収支予算書(様式第3号)

(3)協議会の会則

(4)協議会の役員名簿(様式第4号)

(5)参加団体名簿(様式第5号)

(交付の時期)

第5条 市長は、補助金の交付を決定した時は、速やかに補助金を交付するものとする。

(活動の報告)

第6条 補助団体は、毎年度末に活動報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)活動実績報告書(様式第7号)

(2)収支決算書(様式第8号)

(その他)

第7条 この要綱の規定のないものは、岸和田市補助金等交付規則(平成 11 年規則第 43 号)の例による。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

市の担当窓口である市民生活部自治振興課から市民協への支援は、財政と人材育成（交流）に

対して行われている。財政支援としては、地区市民協議会補助金（資料 4-2）がある。これは、市が市民協の運営と活動にかかる経費の一部を補助することで、地区の住民活動の総合的な連帯化と住民自身の手によるまちづくりの推進に寄与することを目的とするものである。各市民協に、37 万円の基礎額＋校区内の世帯数×50 円が給付されている。人材育成（交流）については、「地区市民協議会交流研修会」、「地区市民協議会事務局長研修会」の 2 つの研修会がある。地区市民協議会交流研修会は、市民協の役員を中心に毎年約 200 人の参加で行われ、表 4-4 のようなテーマの講演会や市民協の活動事例発表などが行われている。

資料 4-3 地区市民協議会事務局連絡会に関する申し合わせ

（主 旨）

地区市民協議会の全市的な連絡調整機関として設置する。

（目 的）

地区市民協議会相互のパートナーシップのもとに、情報交換、調査研究に努め、住み良いまちづくりの企画立案を行うとともに、行政への住民参加、行政との協働を積極的に推進する。

（構 成）

1. 当会は、概ね、岸和田市第 3 次総合計画にある、第 3 次生活圏構成校区の事務局の中から 1 名の委員を選出し、6 名により構成する。第 3 次生活圏構成校区は次のとおりである。

（中央、城内、浜、朝陽、東光、大宮）・（春木、大芝、新条、城北）・（旭、太田、天神山、修斉、東葛城）・（常盤、光明）・（八木、八木北、八木南）・（山直北、城東、山直南、山滝）

2. 当会に 1 名の代表者を置き、代表者は運営全般を統括する。

3. 委員は、それぞれが選出を受けた校区の連絡調整にあたる。

（会 議）

会議は、代表者が招集する。

（任 期）

委員の任期は 2 年間とし、その補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任は妨げない。

（決定及び報告）

当会の決定に際しては、その重要度に応じ、地区市民協議会会長会議（町会連合会校区長会議（注 1））において、必要と認めるときは事前協議又は事後報告を行うものとする。

（委員の公表）

当会は、毎年度当初に委員を公表するものとする。

（事務局）

事務局は、岸和田市市民生活部自治振興課に置く。

（その他）

1. この申し合わせの変更は、6 名の委員の協議による。

附則

この申し合わせは、平成 11 年 2 月 17 日より施行する。

この申し合わせは、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この申し合わせは、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

注）町会連合会校区長会議とは、連合会会長（会議名）を指すと推察される。

これらの研修会は、自治振興課の協力のもと「地区市民協議会事務局連絡会（以下、連絡会と略）」が実施している。連絡会は、資料 4-3 にあるように、1999（平成 11）年に市民協の全市的

な連絡調整機関として設置されたものである。その目的は「地区市民協議会相互のパートナーシップのもとに、情報交換、調査研究に努め、住み良いまちづくりの企画立案を行うとともに、行政への住民参加、行政との協働を積極的に推進する」ものとされる。第3次生活圏（市内を6つのブロックに分割した圏域）毎の代表者がメンバーとなり、事務局である自治振興課の担当を交えて年3～4回開催されている。市民協同士が協議する場合は、この他に、全市民協の事務局長がメンバーとなる「地区市民協議会事務局長会議（以下、事務局長会議と略）」が年1～2回開かれている。

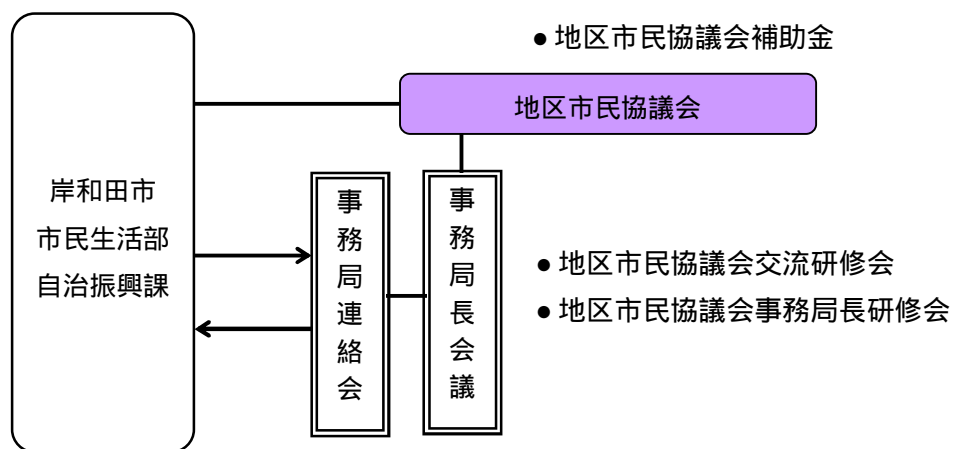
表 4-4 地区市民協議会交流研修会テーマ

年度	研修テーマ	参加者数
2006 (平成 18)	「よりよい明日をつくるために…」 —国際協力の立場からまちづくりを考える—	約 200 人
2007 (平成 19)	「地域のために、明日のために」 —各地域での活動を語る—	約 200 人
2008 (平成 20)	「防災」 —いざという時のために、しっかりそなえよう！—	約 180 人
2009 (平成 21)	「だましを見破る極意とは？」 —見守りネットワークで高齢者の消費者被害を防ぐ—	約 160 人
2010 (平成 22)	「福祉から見たコミュニティ活動」 活動事例発表(朝陽地区市民協・天神山地区市民協)	約 160 人

出所) 自治振興課資料より作成。

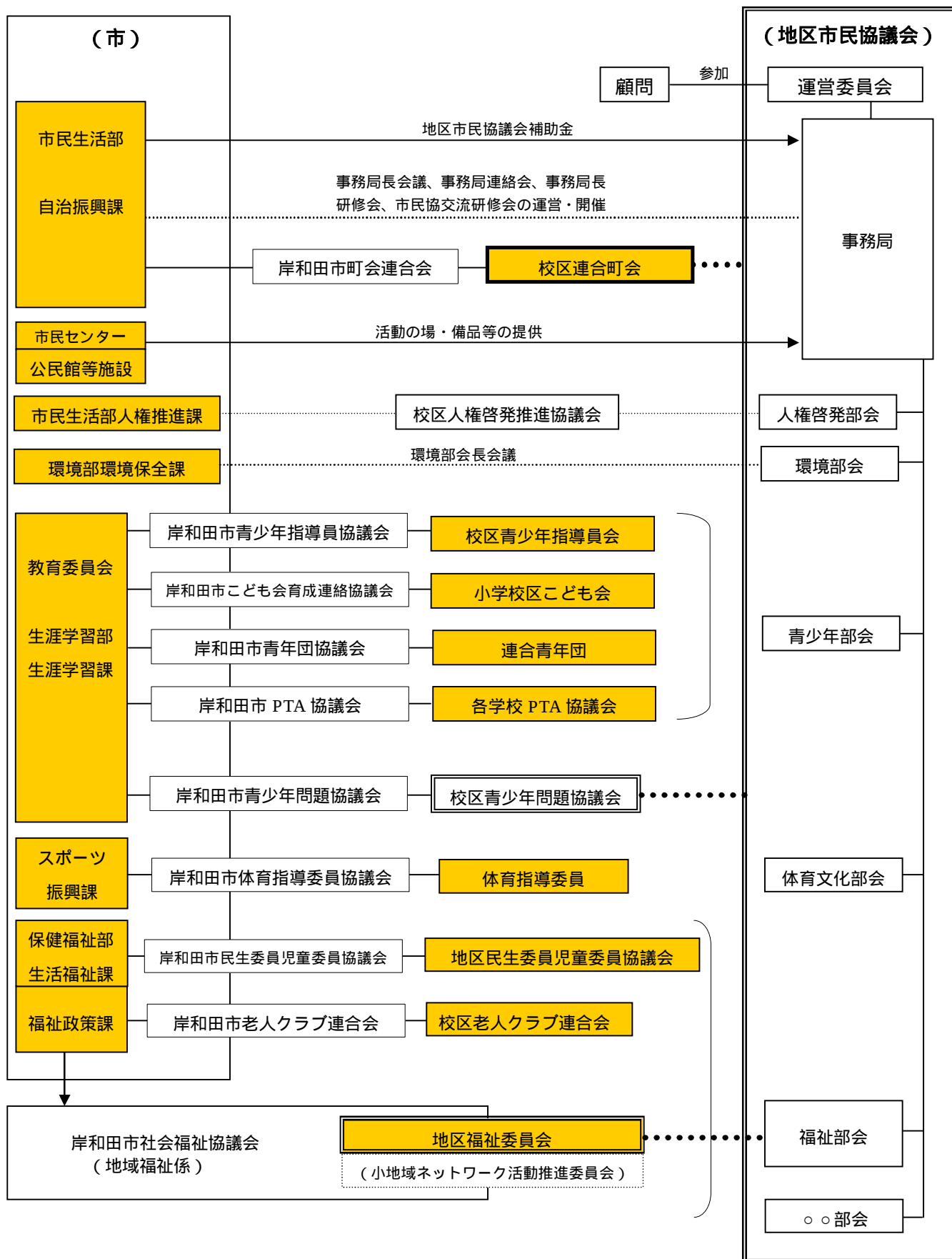
以上のように、自治振興課から市民協に対しては、各市民協への補助金の支給と連絡会・事務局長会議を通じた市民協全体に対する間接的な支援がなされている（図 4-5）。

図 4-5 自治振興課の地区市民協議会への支援



出所) 自治振興課資料等より作成。

図 4-6 地区市民協議会行政対応図・例 （2010・平成 22 年）



出所）各種資料、関係部署ヒアリングより作成。

図 4-6 は、市民協と市の部局の対応関係を表したものである。左側が市の部局、右側が市民協の各部会である。市と市民協との間には、両者の関係または地域団体名を記載している。図に示されるように、自治振興課以外からの活動支援としては、市民協の活動拠点としてそれぞれの校区内にある公共施設の提供がある。活動拠点に指定された市民センターや公民館では、場所の提供だけでなく FAX やコピー機、文房具などの備品の保管や市民協宛ての送付物の管理などが行われている。

この他に、市民生活部人権推進課と人権啓発部会、環境部環境保全課と環境部会の関係がある。これらは、市民の啓発を目的に市が実施する会議や研修会に、市民協の部会長やメンバーが参加するというもので、前出の市民協を対象とした研修会と同様に、地域活動を担う人材育成のための支援といえる⁹。

地域団体（または各種委員）を通じて間接的な関わりがあるのが、青少年育成やスポーツ振興に関わる部局と福祉関連部局である。教育委員会の生涯学習部生涯学習課が担当している「青少年指導員」、「こども会」、「青年団」、「PTA 協議会」やスポーツ振興課が担当している「体育指導委員」は、校区ごとの連合組織の単位や委嘱員・委員の立場で各地区市民協に参加している。福祉の分野でも、保健福祉部生活福祉課が担当の「民生委員・児童委員」や福祉政策課が担当の「老人クラブ」が各地区の市民協に参加している。ただし、これらの地域団体・各種委員を通じて、市の部局が市民協（または校区レベルの地域活動）と関わる機会はほとんどない。なぜなら、地域団体・各種委員はそれぞれの分野ごとに、市レベルでの協議会組織、校区レベルでの連合組織、町会・自治会レベルでの単位組織というピラミッド型の運営体制が作られているからである。担当部局は、このピラミッドの頂点にあたる全市レベルの協議会組織の事務局支援を中心に行っているため、校区や町会・自治会レベルでの活動については把握していない。地域団体の市民協への参加は、地域団体の自主的な活動と地域の人間関係のもとで行われている。

このように、現在の市と市民協との関係は自治振興課を通じて作られている。市民協構成団体の多くが市の部局とのつながりを持っているものの、分野ごとの関係にとどまっている。

■ コミュニティ活動と地区市民協議会

これまでみたように、市民協は市と連合町会のバックアップのもと校区単位の地域活動を行う組織として、岸和田市のまちづくりに貢献してきた。地域にとってもなくてはならない存在であるといえるだろう。一方、岸和田市は、ボランティアや市民活動の興隆を背景に 2000（平成 12）年頃から市民との「協働のまちづくり」を志向していくようになった¹⁰。この流れの中で、市民協は改めてコミュニティ活動の主体に位置づけられることになった。しかし、岸和田市のコミュニティづくりを推進していくには、市民協を制度的に位置づけただけでは充分ではない。以下では市民協の抱える課題についてみていこう。

⁹ 人権推進課は「校区人権問題研修会」、環境保全課は「環境部会長会議」を実施している。

¹⁰ 公民協働の推進のために、庁内では次のような取り組みが行われた。2000（平成 12）年には、岸和田市ボランティア活動推進懇話会より『岸和田市市民活動に関する提言—市民と行政のパートナーシップの構築にむけて—』が出され、「岸和田市協働推進会議」が設置された。2002（平成 14）年からは、『岸和田市自治基本条例』の策定作業が始められ、2004（平成 16）年には企画調整部企画課内に協働推進スタッフの設置、『公民協働推進の指針』の作成、2005（平成 17）年には「まちづくりネットワーク」が設立された。

資料 4-4 岸和田市自治基本条例(抜粋)

第 5 章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動)

第 14 条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。

2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

(地区市民協議会)

第 15 条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。

2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

地方分権改革の議論が進む中で、岸和田市では 2003(平成 15)年から『岸和田市自治基本条例』の策定作業が始められ、2005(平成 17)年に施行されることになった。この条例は、市民が市政に参画する基本的な考えや情報共有・協働のルールを定めたもので、10 章(34 条)からなる。第 5 章(第 14 条、15 条)では、市民の地域における自主的な活動を「コミュニティ活動」と規定し、コミュニティ活動を小学校区単位で実現する組織として市民協を位置づけている(資料 4-4)。これまでみてきたように、市民協は校区単位の地域行事を運営する組織として機能しており、実態に沿った制度上の位置づけが与えられているといえよう。しかし、第 15 条 2 の「地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う」という規定については、現時点で実現されているものではない。しかし、自治基本条例の理念である市民自治によるまちづくりを実現するためには、市民協が規定にあるような組織になることが求められている。この点について詳しくみていこう。

表 4-5 地区市民協議会

	一般市民 (注 1)		住民懇談会 (注 2)	
	人数	%	人数	%
1 知っている	67	6.6	143	54.8
2 大体知っている	110	10.8	54	20.7
3 聞いたことがある	288	28.2	30	11.5
4 知らなかった	461	45.2	16	6.1
無回答	94	9.2	18	6.9
合計	1020	100.0	261	100.0

注 1) 第 2 次岸和田市地域福祉計画及び地域福祉活動推進計画策定に向けてのアンケート調査(2005・平成 17 年)対象者のうち、有効回答者の 1,020 人。詳細は前掲書 p1 参照。

注 2) 2005(平成 17)年 10 月～2006(平成 18)年 3 月にかけて行われた住民懇談会参加者のうち、アンケート調査協力者 261 人。詳細は前掲書 p1 参照。

出所)岸和田市保健福祉部高齢介護課(2007)『地域福祉推進に関するアンケート調査結果報告書』pp17-18 より転載。

現在の市民協は、必ずしも当該地域の市民に開かれた組織にはなっていない。たとえば、2007（平成 19）年に、岸和田市保健福祉部高齢介護課が市民を対象に行ったアンケート調査で、市民協を「知っている」「大体知っている」と応えた人数は 1,020 人中 177 人で、全体の約 17%であった¹¹（表 4-5）。先にみたように、地域に根ざした活動を行っているはずの市民協の認知度がこれほど低いのはなぜなのだろうか。

その原因は、市民協の組織構造にある。すなわち、市民協は団体が集う協議会組織であるため、参加団体を媒介して市民と関係する組織なのである。この関係は、市民協から市民への情報伝達と、市民から市民協へのアクセス方法に表れている。先にみたように市民協の運営委員会は、基本的には町会・自治会や地域団体の代表（運営委員）で構成される。運営委員は、運営委員会の協議内容や決定事項を自分が所属する団体に持ち帰り、団体内の会議などで検討・周知している。したがって、当該校区の市民は自分が所属している市民協の参加団体から、市民協の運営に関わる情報を得る仕組みになっている。参加団体の中でも、町会・自治会を通じて共有されることがほとんどである。また、市民が市民協行事へ参加する場合にも、自分が所属している団体が必要になる。たとえば、校区内パトロールや一斉清掃などのある程度の人数が必要な活動は、市民協から参加団体に対して動員人数が割り振られている。納涼大会や体育大会などの地域住民の親睦を深めるための行事では、町会・自治会ごとにチームが編成されたり参加申し込みの集約がなされたりする。地域活動に関わる保険の申し込みなども団体の単位でなされている。

このように、市民協の参加団体は運営主体であるだけでなく、行事の参加者を募集・集約するための枠組みにもなっている。後者は会議や行事への一定数の参加者を確保し、確実に実施していくための独自の工夫と思われるが、地縁組織の協議会である市民協だからこその特徴といえる¹²。一方、市民は自分が所属している団体（町会・自治会または地域団体）を通じて市民協との接点を持つため、参加する地域行事の主催団体がどこなのかを知らなくても問題にはならない。自分の所属している団体の依頼や要請に応じる中で、知らないうちに市民協の行事に参加したり、協力したりしていることがありうるのである。前出の市民協の認知度の低さは、このような組織構造であることの結果といえる¹³。ただし、ここで強調したいのは、このような組織構造であるために、市民協が地域の人々にとって分かりにくいものになっているということである¹⁴。市民の市民協への参加の形態という観点から、もう少しみていこう。

図 4-7 は、市民が市民協へ参加する形態を図式化したものである。左が 1980 年代半ば（昭和 50 年代後半）頃、右が 2010（平成 22）年現在を表している。校区内の住民は、市民協活動に参加する住民と参加しない住民のいずれかに属すると仮定した場合、市民協への参加には大きく 3 つの形態がある。すなわち、「市民協運営委員（役員）」として組織の意思決定と運営に携わる参

¹¹ 具体的な数値を示すことはできないが、2010（平成 22）2011（平成 23）年に行った地域活動団体へのヒアリング調査でも、市民協を知っている人はほとんどいなかった。

¹² 地縁組織の多くが、このような動員型の運営形態を特徴とする。

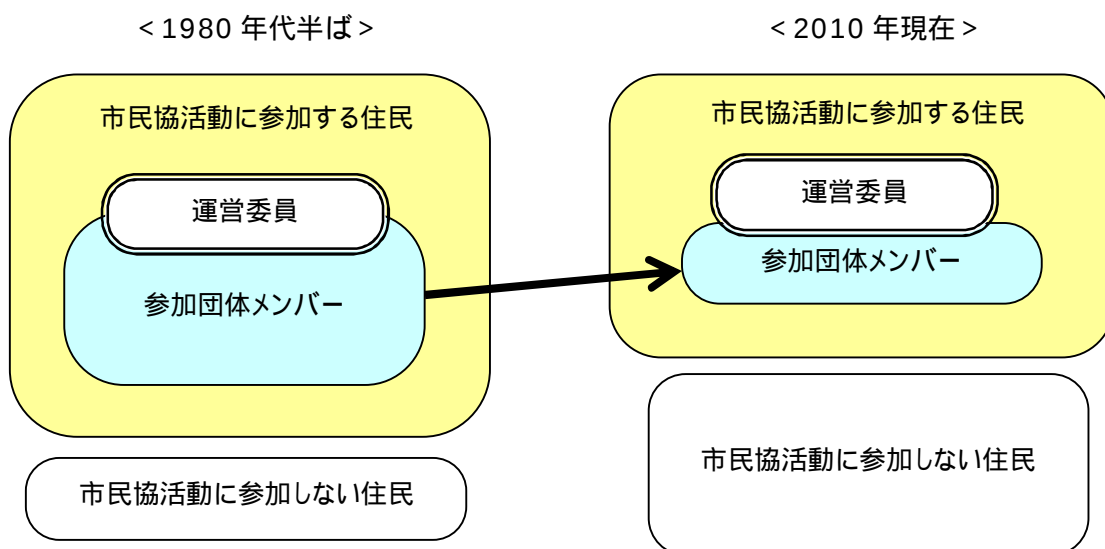
¹³ 全市を対象とした市民協の認知度に関する調査は 2007（平成 19）年の調査以外に行われたことがなく、十分な論証をすることは困難である。

¹⁴ この仕組みは、地域団体間の金銭的關係によってより強固なものになりうる。先にみたように、校区連合会から市民協へは分担金が拠出されており、それは市民協収入の約 1/3 を占める。このことが「校区連合会のもとに集わない市民（町会・自治会に未加入の住民および校区連合会に加入していない町会・自治会に所属する住民など）は、市民協の運営にかかる負担だけでなく金銭的負担もしていないのだから、行事に参加する資格はない」というような論理を生む根拠にもなっている。

加、市民協の「参加団体メンバー」として運営や行事に携わる参加、広い意味で「市民協活動に参加する住民」としての参加である。枠の大きさは校区内に占める相対的な割合（イメージ）を表している。

1980年代半ば（昭和50年代後半）と2010（平成22）年現在との違いは、市民協活動に参加する住民の減少と参加しない住民の増加である。その内容は2つある。ひとつは、矢印で示したように参加団体メンバーの層が薄くなっているということである。これは参加団体に所属するメンバーの数が減少傾向にあるだけでなく、参加団体に所属するメンバーが市民協活動に協力するしくみ自体が形骸化したことを表している¹⁵。もうひとつは、市民協活動に参加しない住民の増加である。1980年代半ば（昭和50年代後半）の「市民協活動に参加しない市民」とは、何らかの事情等により既設の町会・自治会に加入しない住民のことであったが、2010（平成22）年現在はこれに、校区連合会（町会連合会）に未加入の町会・自治会に加入している住民が加わる。町会連合会は1958（昭和33）年の発足以来、新設された町会・自治会を随時組織化していったが、この過程で校区連合会（町会連合会）には加盟しないというスタンスの地縁組織も一定数出てくるようになった。これにより、校区の中に市民協に参加するルートのない地域が存在するようになったのである。

図4-7 市民協への参加の形態



出所）関係機関へのヒアリング等より作成。

以上みてきたように、現在の市民協は構成団体（参加団体）のメンバーにのみ開かれた組織構造になっている。これは「地域に開かれた組織である」というコミュニティ活動の主体としての

¹⁵ ヒアリング調査等によると、婦人会や子ども会といった地域団体でメンバーの減少がみられる。参加団体に所属するメンバーが市民協に参加する仕組みとして、たとえば旭・太田地区市民協議会では、参加団体のメンバー（または一部の役職者）が市民協行事の運営に協力する「市民協委員」に指名されるというものがある。現在も毎年、市民協委員の名簿が作成されているが、その人数は1980年代（昭和50年代）と比べると大幅に減少したという。

要件を満たすものとはいえない。さらに、このことは、参加団体である地縁組織や地域団体の組織力の低下が、そのまま市民協の組織力の低下につながる構造でもあることも意味している。つまり現在の市民協が抱えている課題は、これまでの市民協のあり方そのものが市民協の存立を脅かす仕組みになっているということなのである。

市はこうした市民協の状況を正しく認識したうえで、「岸和田市自治基本条例」の理念を実現する主体として位置づけ、支援を行っていく必要がある。先にみたように、現時点ではコミュニティについて、担当部局を超えたヨコの連携がなされる体制は作られていない。「岸和田市コミュニティ計画」で提唱されていた庁内横断組織の設置は、行政がコミュニティづくりを推進していくためには必須のものなのである。

■おわりに

本章では、市民協の組織と運営のしくみを整理し、市民協の安定的な運営が連合町会（校区連合会）からの支援によって担保されている現状をみた。「第二次総合計画」以降の市の市民協への支援は、自治振興課を通じての人材育成と金銭的補助が中心であり、組織運営については地域の自主性に任された。このような市との関係を背景に、市民協は参加団体の枠組みを基盤にした組織運営と活動の仕組みを作り上げてきた。

岸和田市と市民が『岸和田市自治基本条例』の理念のもとでまちづくりを進めていくためには、市民協が校区内の市民に開かれた組織であることが必須とされる。しかし、現在の市民協は組織構造として地域に開かれたものになっていない。たとえば、町会・自治会未加入者や校区連合会に加盟していない町会・自治会は、校区内に存在していても市民協に参加することができないのである。これは、コミュニティ活動の主体としての要件よりも先に、市民協の存立に関わる問題として捉えられる必要がある。

・他都市事例からのインプリケーション-----今後のコミュニティ支援のあり方

(1) 岸和田市における市と地域との関係

第 部でみたように、岸和田市では小学校区をコミュニティの基礎単位として、1960 年代（昭和 40 年代）以降、校区青少協、地区福祉委員会、市民協の設置によるコミュニティづくりが行われてきた。これら 3 つの協議会組織の成り立ちとその関係をみていく中で明らかになったのは、次の 2 点である。まず、岸和田市における市と地域との関係は、地縁組織の連合体である町会連合会との協力関係を基盤に作られてきたということである。これは岸和田における地縁組織の強固なネットワークを反映している。本論でみたように、市民協の設置と運用もまた地縁組織のネットワークによって支えられている。2 点目に、2010（平成 22）年現在の市民協は、地域内連携組織としてコミュニティ活動を実現する主体となっているが、これ自体が市民協設置の主要な目的ではなかったということである。1970 年代末（昭和 50 年代前半）に『岸和田市コミュニティ計画』で提案されたコミュニティづくりは、市民協を母体として地域から行政にまちづくりの計画（「コミュニティ計画」）を提案するというもので、市と地域との関係を大きく変えうるものであった。市民協は地域団体の連携の場としてだけでなく、当該地域の課題の把握やその解決のための住民の意見の調整を担う組織として設置されたのである。その手法が地域ごとの「コミュニティ計画」づくりであった。しかし、全小学校区への市民協の設置に 20 年の歳月を要したこと、庁内の推進体制が当初の計画通りには整備されなかったことなどにより、市民協は次第に校区単位のコミュニティ活動を行う組織として定着していくことになった。

こうした点をふまえると、市民協を中心とするコミュニティ支援のあり方は、次のような観点から検討される必要があるだろう。第一に、これまで地域で培われてきた市民協の機能をいかに維持していくかということである。本論でみたように、市民協は岸和田市のコミュニティ活動の主体としてなくてはならない存在となっている。組織形態や運営のあり方は地域ごとにさまざまであるが、概ね地域内連携組織としての機能を実現している。この仕組みを維持していくためには、市民協の構成団体をはじめとするコミュニティ活動の担い手の確保と育成が不可欠である。勤務（雇用）形態の多様化や少子高齢化の進行といった社会状況の変化もあり、市民がコミュニティ活動へ参加するハードルは以前よりも高くなっている。したがって、まずはそのハードルを低くするための支援が必要である。また、地方分権の進展のなかで岸和田市が自律的な自治体運営を行っていくためには、地域自治の一層の強化が求められる。行政のコミュニティ支援は、これまでのような既存の組織とその活動を維持していくための支援だけではなく、地域が自主的に地域の課題を発見・解決していくための分析力や、より多くの人々を巻き込むことのできる企画づくりの能力を高めていけるような「学びの機会」を提供し、コミュニティ活動の担い手を育成するための支援を行っていく段階にきているともいえるのである。第二に、地域自治組織の機能の付与についてどう考えるかということである。これについては、「おわりに」で述べる。

以下ではまず、コミュニティ活動の担い手を育成し地域力を高めるための特色ある取り組みを行っている、大阪府枚方市と大阪府堺市中区の事例をみていこう。

(2) 他都市におけるコミュニティ支援のとりくみ ----- 事例紹介

■ 校区コミュニティ協議会を核とした地域支援-----大阪府枚方市「地域づくりデザイン事業」

大阪府枚方市では、小学校区ごとに住民の自治組織として「校区コミュニティ協議会」が組織されている。枚方市のコミュニティ支援の特徴は、この校区コミュニティ協議会を「地域の窓口」と位置づけて市との関係を一本化し、市は地域が自立的に事業を実施していけるようになるための支援を行っているということである。2007（平成 19）年に始められた「地域づくりデザイン事業」は、地域が発案・企画する事業の実施に必要な経費の一部を補助する制度である。

まず、枚方市の地域コミュニティ支援の経過についてみていこう。

表 2-2-1 枚方市の地域コミュニティ支援の経過

年		枚方市
1987	昭和 62	* 区長制度の廃止 自治推進委員制度創設
1990	平成 2	* 「校区コミュニティ協議会」組織化の開始 「枚方市校区コミュニティ活動補助金」創設
1995	平成 7	
1997	平成 9	「枚方市コミュニティ連絡協議会」結成
2001	平成 13	『第 4 次枚方市総合計画』
2002	平成 14	「総合計画・第 1 次実施計画」
2004	平成 16	「総合計画・第 2 次実施計画」
2005	平成 17	校区コミュニティ協議会・全 45 校区に組織 * 「コミュニティのあり方について(基本方針)」周知 ▲ 補助金の統合
2006	平成 18	* 「今後の自治振興施策について(方針)」 「市との依頼・情報伝達のあり方」検討 ▲ 補助金の統合
2007	平成 19	* 地域づくりデザイン事業スタート
2009	平成 21	▲ 補助金の統合

校区コミュニティ協議会の結成

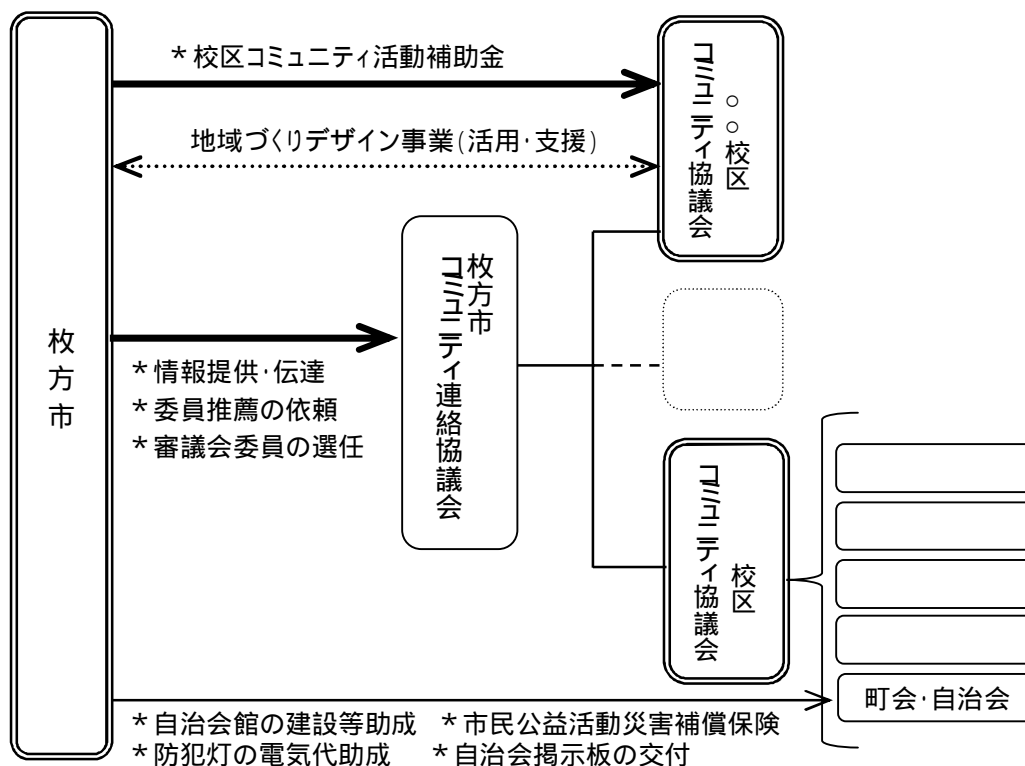
出所) ヒアリング調査、枚方市市民活動課資料より作成。

枚方市のコミュニティ支援は、表 2-2-1 にあるように、1987（昭和 63）年 3 月の区長制度の廃止を契機にはじめられた。市はこれと併せて地域より自治振興委員を選任し、校区を一つのまとまりとする新たなコミュニティづくりの検討を始めた。この結果、1990（平成 2）年からは校区内の各種団体で構成される「校区コミュニティ協議会」づくりが行われていった。1997（平成 9）年には、各校区コミュニティ協議会の情報交換・連絡調整を行う組織として「枚方市コミュニテ

イ連絡協議会」が結成された。全ての小学校区（45）で、校区コミュニティ協議会が組織された2005（平成17）年には、市の『コミュニティのあり方について（基本方針）』が出され、市とコミュニティについての次の2つの位置づけが示された。第1に、「小学校区を住民自治の基本単位と位置づけ、その単位の中で、自治会をはじめとする各種団体が結集して組織された校区コミュニティ協議会を、『地域の窓口』として位置づける」ことである。第2に、「行政と校区コミュニティ協議会は、その果たすべき役割を自覚し、相互に自立し対等で協力・協働しあう関係で地域のまちづくりに取り組む」ことである。翌2006（平成18）年の『今後の自治振興施策について（方針）』では、コミュニティ（校区コミュニティ協議会）への支援について次のような考え方が示されている。

「より良いまちづくりの実現のためには、地域住民が自らの意思で、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいただくことが重要であり、その為に地域に委ねることが望ましい事項については、積極的に地域に委ね、行政は市民と協働を図っていく必要があります。しかし、市が『地域の窓口』として位置づける校区コミュニティ協議会においては、人的にも組織的にも未だ課題を抱えており、今後、校区コミュニティ協議会が地域の中で調整力を発揮し、自治会や各種団体の役割分担をはかって様々な課題に対する取り組みを進めていくためには、その体制づくりを含め、行政は積極的に支援していく必要があります」¹。

図 2-2-1 枚方市における市と地域との関係(2009 年度)



出所）枚方市市民活動課資料より作成。

¹ 枚方市（2006）「今後の自治振興施策について（方針）」。

このような方針の下で作られた市と地域との関係を表したのが、図 2-2-1 である。枚方市のコミュニティ支援は、市と地域との窓口を一本化して行われているのであるが、それを象徴するのが、市から地域への補助金の統合と情報提供や依頼の方法である。

まず、市から地域に出されている補助金は、庁内組織である「地域自治振興等連絡調整委員会」などでの検討を経て、2005（平成 17）年度から 3 段階の過程を経て統合されていった。図 2-2-2 にあるように、まず、2005（平成 17）年に、小学校区単位で支出されている 3 つの補助金（地域コミュニティ活動補助金、小学校区体育祭補助金、地域青少年参加モデル事業補助金）が統合された（自主防災組織を結成した校区については、これに自主防災活動補助金を加算）。2006（平成 18）年には、さらに 4 つの補助金（自主防災活動補助金、青少年を守る会連絡協議会補助金、交通対策協議会の支部活動助成金、防犯協議会支部活動助成金）が追加された。2009（平成 21）年には、枚方市社会福祉協議会から校区福祉委員会へ交付されていた「小地域ネットワーク活動補助金」が統合された。

図 2-2-2 校区コミュニティ活動補助金の統合（枚方市）

	市民活動課	スポーツ振興課	社会教育 青少年課	交通 対策課	危機 管理室	福祉 総務課
～ 平成 16 年度	地域コミュニティ活動補助金	小学校区体育祭補助金	地域青少年参加モデル事業補助金	青少年を守る会連絡協議会補助金	交通対策協議会の支部活動助成金	防犯協議会支部活動助成金
平成 17 年度	[3 補助金を統合] 校区コミュニティ活動補助金 自主防災活動補助金 [新設]					小地域ネットワーク活動補助金 社会福祉協議会→校区福祉委員会
平成 18 年度	[4 補助金を統合] 校区コミュニティ活動補助金 (1 校区あたり) < 基礎額 > ・均等割 30 万円 ・人口割 1 人当たり 10 円 < 特別事業に対する補助金 > 自主防災活動 3 万円 青少年健全育成活動 3 万円 交通対策協議会活動 2.3 万円 防犯協議会活動 均等割 2 万円 人口割 1 人当たり 4 円					
平成 19 年度						
平成 20 年度						
平成 21 年度	小地域ネットワーク活動 38 万円 【新設・追加】					
平成 22 年度	青色防犯パトロール活動 2 万円 【新設・追加】					

出所）枚方市市民活動課資料より作成。

地域に対しての依頼や伝達・情報提供については、行政の「縦割りの対応を解消し、地域との連携をスムーズに行う」ことを目的に、2008（平成18）年度から次のようなルールに則って行われるよう市内体制の整備を行っている。第1に、自治会や各種団体等への依頼や伝達等を行う場合には、原則として校区コミュニティ協議会に対しても同様の周知を行うということである。第2に、校区コミュニティ協議会に対する依頼や伝達等は、市民活動課で取りまとめて行うということである。市民活動課で取りまとめられた依頼・伝達事項は、枚方市コミュニティ連絡協議会でその周知の必要性が検討され、必要と認められたものは校区コミュニティ協議会を通じて地域に周知されることになっている。

補助金の統合と依頼・情報伝達方法の一新は、校区コミュニティ協議会の組織や運営のあり方にも影響を与えるものであった。たとえば、地域によっては地域の行事を行う実行委員会形式の組織として校区コミュニティ協議会が作られたところもあったが、補助金の統合を契機に地域の課題解決のための活動が行われていくようになったという。補助金の改革を進める過程で、市は補助金の会計処理のモデルの提示や事務局設置の提案などを通じて、校区コミュニティ協議会の組織の自立化に向けたサポートを行った。

表 2-2-2 枚方市地域づくりデザイン事業の内容

応募要件	事業への応募には、地域の課題精査及び地域住民のニーズ把握、地域住民の相互理解、及び合意形成のプロセスを必須とし、応募要件は以下のとおりとする。 （1）個性と魅力あるまちづくりを行うために、地域の特色や住民独自の発想を生かし、地域コミュニティの活性化を図るための事業であること。 （2）自主的、自立的に住民が主体となて行う事業で、持続性、発展性があり、かつ、公共性、公益性を有すること。 （3）従来の活動に関連した事業である場合は、これまでにない新たな要素・取り組みが付加されていること。
支援内容	事業の計画策定及び事業実施に対して助成金の支援を行う。支援内容は以下のとおりとする。 （1）計画策定に対する支援 計画の策定に向けた地域課題の精査、アンケート調査の実施、住民意見の集約、計画のまとめ等の作業にかかる経費の一部を1校区につき最大10万円を限度に助成します。 また、課題抽出・精査を行うための専門の講師の派遣や紹介、計画策定のためのコーディネーターの紹介を行います。 ・補助金額 最大10万円 ・対象経費 調査費、研修費、消耗品費、コーディネーター経費等 （2）事業実施に対する支援 事業実施に伴う経費を1校区につき最大300万円（審査委員会で認められた場合は最大5年間に分けて交付も可）を限度に助成します。 また、他の助成制度の活用や広報等のメディアの活動など、事業の持続・発展のため行政として可能な範囲で支援を行います。 ・補助金額 最大300万円 ・対象経費 委託費、工事費、消耗品費、備品費、複写・印刷費、謝礼金、運搬費、保険料等

出所）枚方市市民活動課資料より作成。

2007（平成 19）年度から始められた「地域づくりデザイン事業」（表 2-2-2）は、地域住民が創意と工夫にあふれた「地域づくりデザイン」を発案・企画し、そのテーマや目標を自ら示すことによって、地域に対する住民共通の理解と関心を深め、校区の特色を生かした地域づくりに主体的に取り組んでもらうことを目的としたものである。地域での事業の実施に対して、市から最大 300 万円の助成金が交付される。この事業には「地域力」の育成と地域自治の促進を図るための 3 つの仕掛けがある。まず、1 つ目に、校区コミュニティ協議会のみを対象としており、他の住民組織が単独で応募することができないということである。自治会や地域団体が何らかの事業を発案・企画したい場合、当該地域の校区コミュニティ協議会で協議・取りまとめをし、校区コミュニティ協議会として応募する必要がある。2 つ目に、「地域づくりデザイン事業」の応募に必要な事業計画の策定に最大 10 万円の支援がなされるということである。これにより、地域の課題抽出や住民の意見の取りまとめといった作業を、専門家の援助を受けながら進めることができる。市は、講師の派遣やコーディネーターの紹介についても支援している。3 つ目に、支援が決定した事業については、事業の概要や事業実施助成金の実績などが市民活動課のホームページ上に公開されるということである。これは、他の地域で行われている取り組みが市民に広く共有されることを目的としているだけでなく、市の助成金が適切に運用されているのかどうかを市民の目でチェックしてもらうということが意図されている。

これまでに 6 つの校区コミュニティ協議会が地域づくりデザイン事業に応募し、表 2-2-3 にあるような地域独自の事業を実施している。

表 2-2-3 地域づくりデザイン事業の事例

平成 19 年度	菅原東校区コミュニティ協議会	「ぶらっとホームすがはらひがし運営事業」
平成 20 年度	五常校区コミュニティ協議会	「五常の四季を楽しみ、安心安全なまちづくり事業」
	開成校区コミュニティ協議会	「地域でつくる環境に優しい安全・安心なまちづくり事業」
平成 21 年度	樟葉西校区コミュニティ協議会	「人の和（輪）が広がる明るく楽しい地域づくり」
	蹉跎校区コミュニティ協議会	「笑顔あふれるふれあいのまちづくり」
平成 23 年度	枚二校区コミュニティ協議会	「安心の笛『にっぴ〜』が奏でる防犯・防災機能を備えたまちづくり」

出所）枚方市市民活動課 HP より作成。

このように、枚方市のコミュニティ支援は、市が地域組織の運営や活動に直接関わっていくようなものではなく、校区コミュニティ協議会が地域の自治を推進する組織として自律していけるよう、市との関係における位置づけを明確化させた上で、地域団体同士が連携して地域の課題への取り組みを行っていくきっかけを提供するものといえる。

■自治会組織を核としたコミュニティ支援-----大阪府堺市中区「まちづくり考房」

地方自治体のコミュニティ政策は、小学校区単位のコミュニティの組織化とその支援として取り上げられることが多いが、旧来からの地域のまとまり（町会・自治会）を重視したコミュニティ支援を行っている自治体もある。大阪府堺市中区では、区内に 107 つある地縁組織をコミュニティの核（地域の自治の基礎単位）と位置づけ、その活性化のための支援を行っている。2004（平成 16）年度に発足した「中区域まちづくり考房（以下、まちづくり考房と略）」は、区内の地縁組織の連合体である「中区自治連合協議会」を基盤に作られたまちづくり組織で、行政と市民が協働してまちづくりを進める上で、自治会組織とのネットワークづくりと担い手の育成に取り組む拠点となっている。

以下ではまず、まちづくり考房が発足した経緯とその機能についてみていこう。

表 2-2-4 堺市中区のコミュニティ支援の経過

年		堺市・中区	まちづくり考房
1992	平成 4	中支所設置(市内一番目)	
1993	平成 5	第 1 回中区域市民フェスタ開催	
2001	平成 13	『第 4 次堺市総合計画』—前期基本計画	中区ふれあい事業スタート(支所)
2003	平成 15	地域コミュニティ担当参事の配置 (～平成 17 年度)	
2004	平成 16	*「まちづくり考房」立ち上げ準備	「中区まちづくり考房」発足 第 1 期 (2004 年～)
2005	平成 17	「中区まちづくりアンケート」実施	
2006	平成 18	堺市「政令指定都市」へ移行 「堺市区民まちづくり基金」創設	
2007	平成 19	「中区まちづくりカルテ」作成	第 2 期 (2007 年～)
2008	平成 20	『中区公民協働まちづくり指針』策定 「中区区民まちづくり会議」設置	
2011	平成 23	『第 4 次堺市総合計画』—後期基本計画 『堺市中区まちづくりビジョン』策定	第 3 期 (2011 年～)

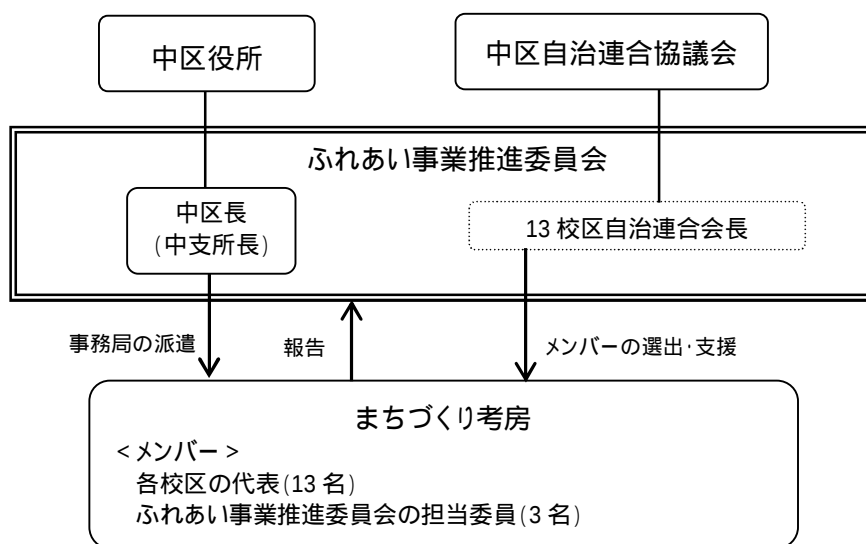
出所) 堺市中区資料より作成。

堺市中区のコミュニティ支援は、1992（平成 4）年の中支所の設置からスタートしている。表 2-2-4 にあるように、支所設置の翌年には地域からの要望に応える形で第 1 回中区域市民フェスタが開催されるなど、早くから地域との協働が行われてきた。2001（平成 13）年に、中区域 13 校区の自治連合会長と中支所長（当時）をメンバーとする「中区ふれあい事業推進委員会」が発足し、「中区区民フェスタ」、「中区文化のつどい」、「花と緑の憩いの空間づくり」など、それまで行われてきた区と地域との協働事業が「ふれあい事業」という枠組みでまとめられ、ふれあい事業推進委員会の下で実施されていくことになった。これにより、企画ごとに作られていた実行委員

会組織が一元化され、継続的なまちづくりについて区と地域とが議論していくことのできる体制が作られた。

「中区まちづくり推進事業」は、ふれあい事業の1つとして始められたもので、「市民をまちづくりのパートナーとして位置づけ、まちづくりを市民とじっくりと対話しながら、協働して進める体制づくりを行うとともに、市民の自主的な活動を促進することにより、市民の参加意識の高揚と多様な交流あるまちづくりを行う」²ことが目指されている。この事業の中で、公民協働のまちづくりを進めていくための「地域リーダーの育成」、「リーダーを支える人づくり」、「地域情報ネットワークの構築」を行う拠点として、2004（平成16）年に、まちづくり考房が作られた。

図 2-2-3 中区域まちづくり考房の位置づけ



出所）ヒアリング調査より作成。

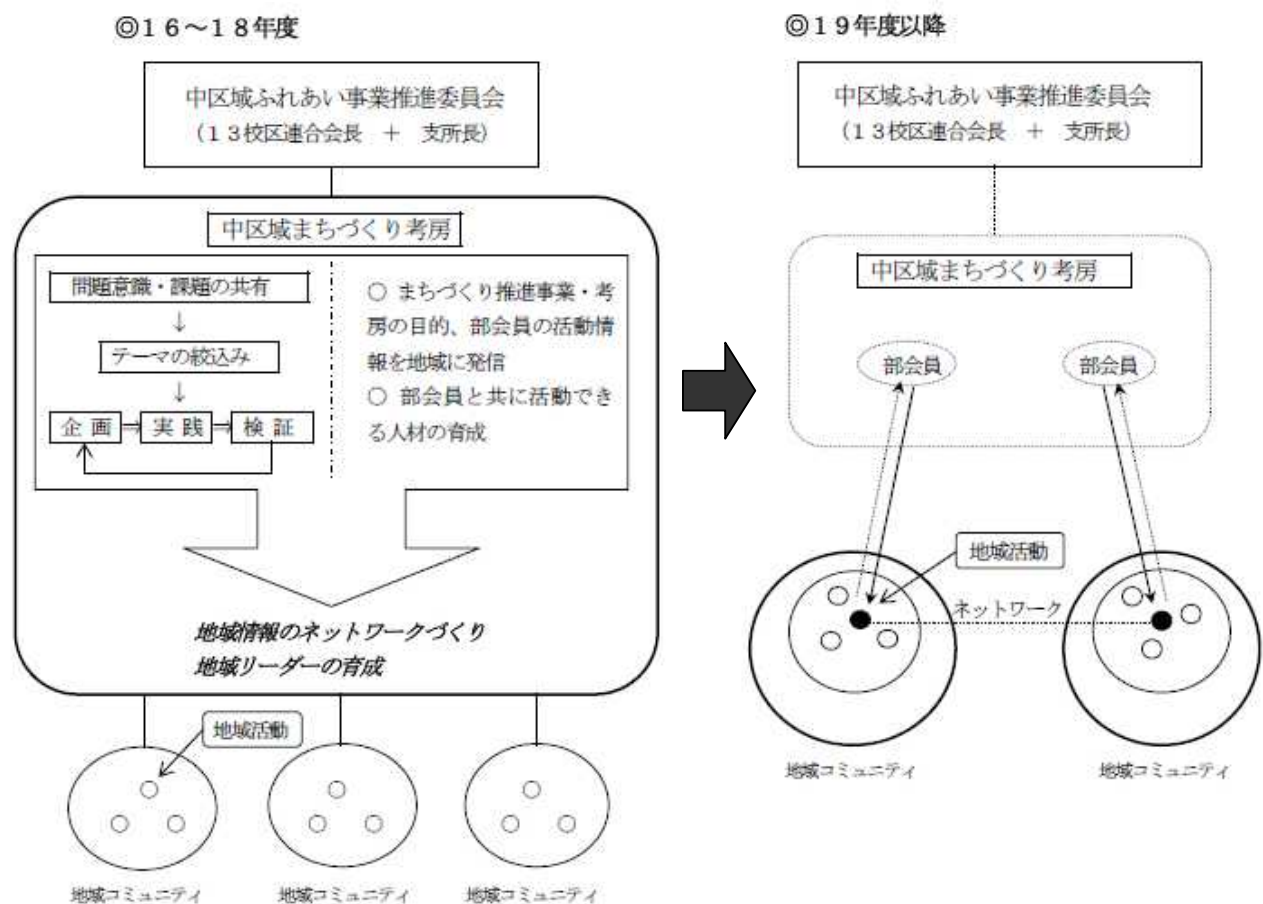
図 2-2-3 は、まちづくり考房の組織的な位置づけを表している。まちづくり考房は、各校区の代表とふれあい事業推進委員会の担当委員を構成メンバーとする組織で、ふれあい事業推進委員会のもとに位置づけられている。各校区の代表は、まちづくり考房の活動を通じて得た情報やノウハウを地域に持ち帰ることのできる人という観点から、各校区の自治連合会長の推薦によって選出されている。まちづくり考房担当委員は、まちづくり考房の会議や活動に参加して、その内容をふれあい事業推進委員会に報告する役割を担うもので、ふれあい事業推進委員会とまちづくり考房が連携して事業を進めていく要となっている。

まちづくり考房の活動と機能は次の3点に集約することができる。まず1点目に、まちづくりに関する学習会やワークショップ形式の討論を重ねることで、中区域におけるまちづくりの資源や課題を抽出・共有することである。2点目に、学習を通じて設定されたテーマについての企画・

² 中区域ふれあい事業推進委員会（2005）『中区域まちづくり推進事業—まちづくり考房活動報告書』（平成17年10月）p55。

実践・検証を繰り返し行っていくことである。3 点目に、まちづくり考房のメンバーが活動を地域に持ち帰り、その活動や手法を区域全体に広げていくことである³。たとえば、第 1 期まちづくり考房のテーマのひとつは「防災」であったが、最初の 2 年間は、まちづくり考房のメンバーによって、防災マニュアルの作成やモデル地区での防災マップづくり、自主防災組織の検討などが行われ、3 年目以降に各地域での防災マップづくりとその支援が行われていった。ここで重要なのは、図 2-2-4 にあるように、まちづくりの試行的実践を行いながらメンバーがその手法を学び、試行の結果を検証していく場としてスタートしたまちづくり考房は、各自治会へ試行の成果をフィードバックしていく中で、各地域でのまちづくりの実践を先導する組織の性格をも有するようになったということである。まちづくり考房は、地域活動の課題についての共有だけでなく、解決に向けた試行的実践を行う組織として、地域力の向上を目指している。こうした活動が市民に広く周知されるように、「中区域まちづくり考房便り」の発行、中区域広報紙「みどり」への記事掲載、ホームページの開設といった広報活動については、特に重視して取り組まれている。

図 2-2-4 中区域まちづくり推進事業計画図



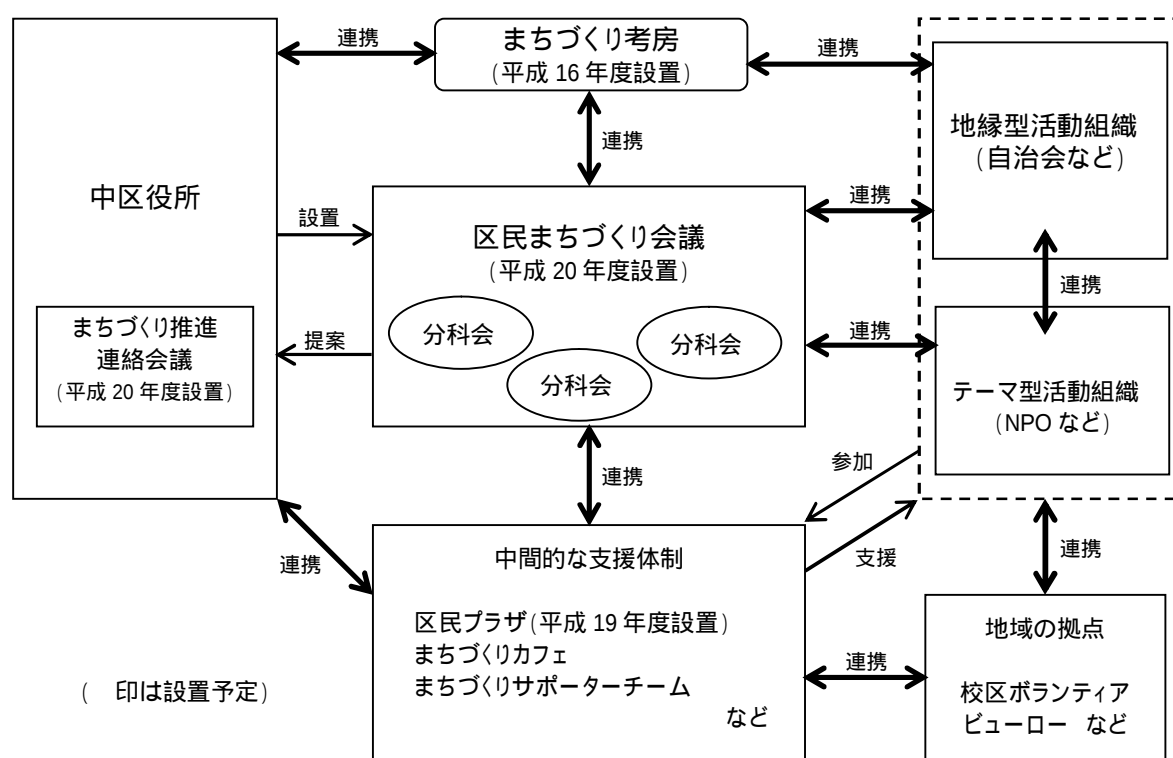
出所）中区域ふれあい事業推進委員会（2005）『中区域まちづくり推進事業—まちづくり考房活動報告書』
p58 より転載。

³ 中区域ふれあい事業推進委員会（2005）『中区域まちづくり推進事業—まちづくり考房活動報告書』（平成 17 年 10 月）p55。

2004(平成16)年から3年計画で始められたまちづくり考房の活動は、防災分野をはじめとして地域での新たな活動の展開を促すものであった。2007(平成19)年からは新たなメンバーによる第2期まちづくり考房(2年間)、2011(平成23)年からは第3期まちづくり考房が立ち上げられ、現在も継続した取り組みが行われている。

2011(平成23)年に策定された『堺市中区まちづくりビジョン』では、10年後のまちの将来像とその実現のためのまちづくりの方向性や取り組みとともに、今後の公民協働まちづくりの推進体制が、図2-2-5のような仕組みとして示されている。ここで特徴的なのは、協働の主体ごとに連携の仕組みが作られているということである。地縁型活動組織(自治会など)と区との協働を進めるものとしてのまちづくり考房をはじめとして、テーマ型活動組織との協働の仕組みや組織に属さない市民と協働を進めていく仕組みがそれぞれ提案されている。まちづくり考房によって作られてきた地域との関係を維持しながら、地縁型活動組織との関係だけでは網羅することのできない市民との関係作り、市民同士の協働を進めるという方向性が示されている。

図 2-2-5 中区公民協働まちづくり推進体制



出所) 堺市中区(2011)『堺市中区まちづくりビジョン—地域力と協働ですすめるまちづくり』p45より転載。

以上みてきたように、大阪府堺市中区ではコミュニティの基礎単位を自治会と位置づけ、その活性化のための支援を行っている。ただしここでいう支援とは、行政からの一方的な金銭的・人的援助ではなく、地域の課題の抽出と情報の共有、試行的実践を公民協働で行うことを通じて、地域活動の担い手の育成とそのネットワークづくりを行うというものである。自治会ごとの地域

活動の積み重ねが、将来的にはより広域な単位でのコミュニティづくりにつながるものとして、息の長いとりくみが続けられている。

おわりに

本報告書では、岸和田市のコミュニティ支援の歴史を概括し、その特徴と課題を明らかにした。第 部でみたように、岸和田市のコミュニティづくりは、町会・自治会といった地縁組織とそのネットワークを基盤にした小学校区単位の機能別協議会組織の設置を通じて行われてきた。岸和田市はこの協議会組織を「地域コミュニティ」組織として、分野ごとの公民協働を推進するための働きかけや支援を行ってきた。第 部では、地域内連携組織としての市民協とその基盤である町会・自治会への支援のあり方を考えるために、担い手の育成とまちづくりの手法を学ぶ機会の提供という観点から、大阪府枚方市と堺市中区の取り組みについてみた。市民協が『岸和田市自治基本条例』（p62 資料 4-4）にあるようなコミュニティ活動を実現する組織になるためには、この 2 つの事例にあるように、まずは、行政が市民協に対する制度的な位置づけを明確にしていこうと、さらに、地域の人々にコミュニティ活動の目的や手法を学んでもらう機会を提供していくことが必要といえる。

その上で、検討されるべき第二の論点は、市民協への「地域自治組織」の機能の付与をどうするかということである。高知県高知市や兵庫県川西市など、岸和田市と同時期にコミュニティ支援をスタートさせた自治体では、2010（平成 22）年以降、コミュニティ政策の「再構築」の議論が始められている。検討事項や新たに提案されている方策はさまざまであるが、その内容の中心は「地域内連携を目的とする組織（協働型）」として設置してきた地域組織を、「地域内分権を目的とする組織（分権型）」へと再整備していくというようなもので、地方分権の推進の先にある地域内分権への対応が見据えられている。これと同様に、市民協を当該地域の公共的意思決定を行う代表組織として整備していくには、少なくとも次のような課題がある。1 点目に、地域の代表性をどのように担保するかということである。これまでのコミュニティ支援は、地縁組織が地域全体を包括しているという前提のもとに行われてきた。したがって、小学校区内にある町会・自治会が市民協の構成団体であれば、市民協は当該地域の住民を網羅しているものと考えられてきた。しかし現実はそのようではない。地域組織への参加は住民のそれぞれの意思によって決められるものであるが、それとは別に、組織に参加するルートについては制度的に保障しておく必要がある。2 点目に、意思決定機能（機関）と執行機能（機関）の整理である。本論でみたように、現在の市民協の多くは、地域行事の実施という面では両方の機能を果たしているが、地域運営（地域課題の共有・解決）という面では、校区連合会や地区福祉委員会によるところが大きい。地域コミュニティの自治という観点から、これらの組織との関係のあり方について検討していく必要がある。

岸和田市の今後のコミュニティ支援は『岸和田市自治基本条例』に規定されている市民協を中心に検討されていく必要があるが、重要なのは、1970 年代末から 80 年代初頭（昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半）の時期に『第一次総合計画』と『岸和田市コミュニティ計画』で提唱され始められたコミュニティづくりの成果を継承していくということである。自治体のコミュニティ支援は、1970 年代（昭和 40 年代後半）以降全国各地で取り組まれたが、成功した地域はそれほど多くはない。既設の地域組織と新たに設置したコミュニティ組織との間に軋轢が生まれたり、担

い手が育たなかったりということもあり、市民協のように地域内連携組織としてコミュニティ活動の中心になっているというのは、実は非常に稀なケースなのである。これは岸和田における地域の自治力・地域力によるものといえる。市は、こうしたコミュニティ活動の蓄積と地域の自主性を尊重しながら、今後のコミュニティ支援に取り組んでいくことが求められる。

（謝辞）

第1期専門研究を進めるにあたり、関係機関と庁内外の多くの方々からご協力とご支援をいただきました。他の自治体（および社会福祉協議会）におけるコミュニティ支援については、高知県高知市、兵庫県川西市、川西市社会福祉協議会、大阪府枚方市、枚方市社会福祉協議会、大阪府堺市中区、堺市社会福祉協議会、大阪府豊中市の取り組みから大変多くのことを学ばせていただきました。特定非営利活動法人 sein（堺市）真野地区まちづくり推進会（神戸市長田区）の活動からは、市民主体のまちづくりとその支援のあり方についてのヒントをいただきました。

岸和田市のコミュニティづくりの歴史を紐解くためには、過去の文献・資料の収集と関係者等からの聞き取りが必要でした。市民協へのヒアリング調査の実施にあたっては、岸和田市町会連合会、地区市民協議会事務局連絡会、調査対象となった市民協の方々の多大なご協力をいただきました。資料収集の過程では、岸和田市立図書館、岸和田市社会福祉協議会、市民生活部自治振興課、教育委員会生涯学習部郷土文化室の担当の方に特にお世話になりました。庁内の関係者ヒアリングに際しては、当時の担当職員（元職員含む）と現在の担当職員の方々から、コミュニティづくりに関連する幅広いお話を伺わせていただきました。中でも、市民生活部自治振興課、教育委員会生涯学習部生涯学習課、環境部環境保全課、市民生活部人権推進課、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課の関係者の方々には、大変お世話になりました。この他にも、調査のコーディネートや実施にあたって、多くの職員の方にご協力いただきました。

研究を進めるにあたりご助言いただいた、政策研究推進委員会と政策研究会議の先生方そしてご協力いただいた全ての方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

2012 年 3 月

入江 智恵子

■岸和田市のコミュニティづくりについての参考文献・資料一覧

(1) 岸和田市コミュニティ関連施策・調査報告等

著者/編者	年	表題
岸和田市企画室総合計画室	1975	新しいまちづくりのための基礎調査報告書
岸和田市企画室	1975	岸和田市コミュニティ計画 基礎調査篇
岸和田市企画室総合計画室	1975	岸和田市コミュニティ計画 基本構想案
岸和田市企画室	1976	岸和田市コミュニティ計画 分析編
岸和田市総合計画室	1977	わがまち岸和田の明日をひらく 岸和田市総合計画・基本構想
岸和田市史編さん委員会	1977	岸和田市史第5巻 現代編
岸和田市	1979	岸和田市コミュニティづくり地区白書基礎資料 1979
市民センター管理運営調査研究PT	1980	市民センターの管理運営に関する調査研究報告書
岸和田市教育委員会社会教育課	1981	コミュニティと岸和田のまちづくり—第4期市民夏期大学の記録—1980（昭和55年度）
岸和田市教育委員会	1981	きしわだの社会教育のあゆみ
岸和田市企画部企画課	1984	コミュニティづくりの基本方策・I
岸和田市公民館運営審議会	1988	岸和田市における公民館の今後の方向とあるべき姿（建議）
岸和田市市長公室自治振興課	1989	コミュニティづくり地区白書基礎資料 まちづくりカルテ
岸和田市企画調整部企画課	1996	岸和田市の市制運営に関する市民意識調査報告書
岸和田市地域調査研究会	1993	岸和田市地域調査（中間報告書）--産業経済団体調査
岸和田市企画調整部企画課	1999	岸和田市総合計画についての市民アンケート調査—第3次総合計画策定に向けて
岸和田市企画調整部企画課	2005	岸和田市総合計画についての市民アンケート調査—岸和田型NPMの構築に向けて
岸和田市	2005	公民協働推進の指針
岸和田市企画調整部企画課	2006	岸和田市総合計画についての市民アンケート調査—岸和田型NPMの構築に向けて
岸和田市企画調整部企画課	2007	岸和田市総合計画についての市民アンケート調査—地域経営システムの構築に向けて
岸和田市企画調整部企画課	2007	岸和田市内で活動するNPO法人活動実態調査アンケート
岸和田市企画調整部企画課	2010	平成22年度地区市民協議会ヒアリング調査報告書

(2) 岸和田市のコミュニティづくりに関連する論稿

著者/編者	年	表題	（出所）
岸和田市職員労働組合/大阪自治体問題研究所	1969	岸和田市政の分析--ギャンブル都市のゆがみをつく	自治体研究社
岸和田市職員労働組合/大阪自治体問題研究所	1973	ワンマン市政のゆがみをつく--岸和田市政の分析と批判	自治体研究社
岸和田市職員労働組合/大阪自治体問題研究所	1977	岸和田市政白書--これからの自治と産業	自治体研究社
岸和田市職員労働組合/大阪自治体問題研究所	1981	市政白書1981 明日の岸和田 市職員の手づくり提言	自治体研究社
堀内 秀雄	1981	市民センター直営化を実現--「町会委託」の公民館体制に抗して--大阪・岸和田市	国土社 / 「月刊社会教育」編集委員会編『月刊社会教育』25(13) pp27～37

著者/編者	年	表題	(出所)
小堀 喜康	1981	コミュニティ政策について	自治体問題を考える会『びいまん』創刊号
高田 雅廣	1981	地域社会と自治体のコミュニティ政策	自治体問題を考える会『びいまん』創刊号
堀内 秀雄	1981	コミュニティセンターの覚え書き 岸和田の場合をどう考えるか—3人の話し合いから—	自治体問題を考える会『びいまん』創刊号
堀内 秀雄	1981	「公設民営」市政下でのコミュニティセンター直営化の 経験（岸和田市）	自治体問題研究所編集『地域と自治体、 第12集民間委託の争点』自治体研究社
自治体問題を考える会	1982	コミュニティをもとめて	自治体問題を考える会『びいまん』'82第2集
堀内 秀雄	1988	地区市民協議会づくりと関わって	日本地域開発センター『地域開発』（通 号286号）pp54～60
岸和田市地域調査研究会	1986	自立する都市 きしわだ	自治体研究社
堀内 秀雄	1988	地区市民協議会づくりと関わって—大阪府岸和田市	日本地域開発センター『地域開発』（通 号 286）pp54～60
真下 豊光	1988	複合施設のなかの地域公民館—市民センター6年間の活動 から	国土社 / 「月刊社会教育」編集委員会 編『月刊社会教育』32(2) pp56～63
岸和田市地域調査研究会	1990	城とだんじりの街—岸和田らしさを求めて	自治体研究社
岸和田市地域調査研究会	1993	そうりゃ岸和田—伝統と変革のまち	自治体研究社
都市政策研究会	1996	岸和田の新しいまちづくりシステムの構想	きしわだ都市政策研究所『都市政策』 vol.2
岸和田市地域調査研究会	1997	ともに生きるまち岸和田—民主市政24年間の総括と展望	自治体研究社
宮田 清子	1999	市民が綴った女性史『きしわだの女たち』—地域女性史づ くりに取り組んだ女たち	国土社 / 「月刊社会教育」編集委員会 編『月刊社会教育』43(11)pp72～77
佃 孝三	2000	めざせ!まちづくりの観点に立った産業振興—大阪・岸和 田市	自治体研究社 / 自治体問題研究所 編 『住民と自治』（通号 448）pp58～61
岸和田市地域調査研究会	2001	自治が輝くまち—可能性としての住民自治・地域内分権	自治体研究社
全国市長会館	2002	市政ルポ 歴史と未来が息づく独創的文化都市を目指して— -推進力は「だんじり」が培った市民パワー 岸和田市(大 阪府)(1)	全国市長会『市政』51(5) (通号 598)pp82～87,2～3
全国市長会館	2002	市政ルポ 歴史と未来が息づく独創的文化都市を目指して— -推進力は「だんじり」が培った市民パワー 岸和田市(大 阪府)(2)	全国市長会『市政』51(6) (通号 599) pp82～87
佃 孝三	2002	住民参加と地域内分権(岸和田市)	自治体研究社 / 自治体問題研究所 編 『住民と自治』（通号 467）pp38～41
近畿大阪銀行 / りそな総合 研究所大阪調査部	2002	調査レポート— 岸和田市の産業構造について	近畿大阪銀行 / りそな総合研究所大阪 調査部 企画・編集『近畿大阪経済情 報』13 pp11～15
中野 廣	2002	人間生活環境の実態と産業政策研究—岸和田市を事例に	『大阪産業大学人間環境論集』（通号 1）pp15～30
南 秀一	2004	事例報告— 岸和田市 市民との協働によるまちづくり	東信堂 / コミュニティ政策学会編集委 員会 編『コミュニティ政策』（通号 2） pp136～148
岸和田市地域調査研究会	2005	市民自治への展望—民主市政32年間の評価と継承	自治体研究社
佃 孝三	2005	地域コミュニティと市行政の関係を探った 第10次岸和田 市政白書 市民自治への展望—民主市政32年間の評価と継 承(大阪府岸和田市)	自治体研究社 / 自治体問題研究所 編 『住民と自治』（通号 512）pp60～65
山口 道昭 / 西川 照彦	2005	使える！岸和田市自治基本条例—活用のための制度設計—	第一法規

著者/編者	年	表題	(出所)
佃 孝三	2006	地区市民協議会を住民自治と協働の新たなステージへ(大阪・岸和田市)	自治体研究社 / 自治体問題研究所 編『住民と自治』(通号524) pp24～27
田中 晃代	2007	持続可能なまちづくり活動の課題と展望--岸和田市地区市民協議会をとりまく活動を事例に	きしわだ都市政策研究所『都市政策』vol.13
山田 浩之 / 石田 信博 / 井上 馨	2008	都市祭礼の社会経済的側面--岸和田だんじり祭の運営を中心として	文化経済学会(日本)『文化経済学』6(2)(通号 25) pp71～79
野口 聖	2008	わが市を語る 岸和田市(大阪府) 市民自治都市の実現を目指して	全国市長会『市政』 57(9)(通号 674)pp80～83
岸和田市地域調査研究会	2009	ゆらぐ自治のまち岸和田--市政転換の帰結	自治体研究社
栄沢 直子	2010	協働の実質化と再構築--岸和田市の地区市民協議会を事例として	東信堂/コミュニティ政策学会編集委員会 編『コミュニティ政策』(通号 7) pp133～148

(3) 地域組織・テーマ型組織 報告書等

著者/編者	年	表題
岸和田市青少年問題協議会	1972	青少年問題研究報告書
城北コミュニティ振興連絡協議会・岸和田市	1978	わがまち城北コミュニティ
岸和田市青少年指導協議会	1982	青少協 20 年のあゆみ
岸和田市青少年指導協議会	1983	岸和田市青少年指導員委託式・総会
中央地区まちづくり懇談会	1979	まちづくりを考えるために--岸和田中央地区整備・再開発に関するレポート
大芝地区運営協議会	1991	大芝郷土誌
岸和田女性会議	1991	岸和田市における女性内職者の調査アンケート報告書
旭地区市民協議会	1992	旭地区市民協議会 10 周年：住民アンケート調査報告書
民生委員制度創設七十周年記念誌編集委員会	1998	岸和田市民生委員制度創設 70 周年記念誌／岸和田市民生・児童委員協議会
岸和田市立女性センターきしわだの女性史編纂委員会	1999	市民がつづった女性史 きしわだの女たち
岸和田市ボランティア活動推進懇話会	2000	岸和田市市民活動に関する提言—市民と行政のパートナーシップの構築にむけて—
岸和田市町会連合会	2002	町会連合会のあゆみ--50 周年記念誌
岸和田市青少年指導員協議会	2002	岸和田市青少年指導員協議会 40 周年記念誌
岸和田市春木地区市民協議会	2004	20 周年記念誌--市民協議会のあゆみ
岸和田市民生委員児童委員協議会、岸和田市主任児童委員	2004	岸和田市主任児童委員活動の記録 H13.12～H16.11
岸和田市消費生活研究会	2005	30 年のあゆみ
岸和田障害者・児関係団体連絡協議会	1999	「ぎゅーっ!!」とひとつにみんなの岸障連—岸障連 20 年の歩み—
岸和田市国際親善協会	2000	国際親善協会十年の歩み：にゅ～とぴあを築こうわが町に—国際交流活動 10 年のあゆみ—
岸和田市学級・グループ連絡会/岸和田市教育委員会	2009	道しるべ (第32集) —平成20年度岸和田市学級・グループ活動等の記録—

【卷末資料】

岸和田市都市政策研究事業概要

① 専門研究員の配置

□ 配置年月日

平成 21 年 6 月 1 日

□ 組織形態

長期的な都市経営の推進を目指す政策企画課に配置

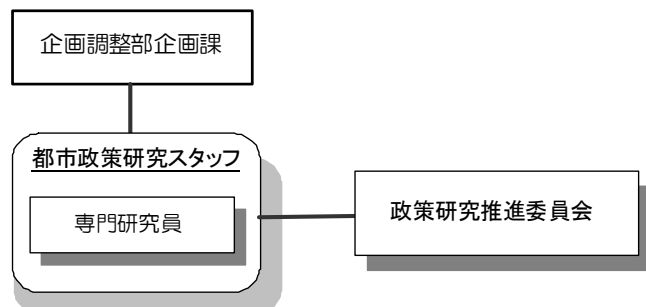
(平成 21・22 年度：都市政策研究スタッフ内、平成 23 年度：企画担当内)

□ 専門研究の役割

- 市の抱える都市課題や周辺環境を踏まえ、総合的かつ専門的な都市政策に関する調査及び研究を行う。
- 市の持続的な発展と計画的な市制の推進に資することを目的に、中長期的な視点に立った調査及び研究を行う。
- 自治体として自立性を高め、政策形成能力の向上に寄与する調査及び研究を行う。

② 組織概要

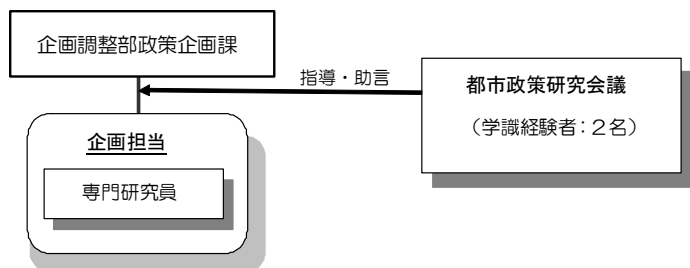
都市政策研究は、平成 23 年度 4 月の組織改編により、企画課都市政策研究スタッフから政策企画課企画担当へと引き継がれた。従前の体制では、調査研究事業の円滑かつ効果的な推進を図るため「岸和田市政策研究推進委員会」が設置され、専門研究に関する指導・助言を行っていた。



【平成 21 年・22 年政策研究推進委員会名簿】

役職	委員名	備考
委員長	久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授
副委員長	帯野 久美子	(株)インターアクトジャパン代表取締役、和歌山大学理事
委員	藤田 武弘	和歌山大学観光学部教授
委員	北出 芳久	大阪府商工労働部商工労働総務課総括研究員
委員	阪口 葉子	コイト航空会社関西国際空港支配人、関西国際空港航空会社運営協議会会長
委員	江 弘毅	編集集団(株)140B 取締役編集責任者
委員	此松 昌彦	和歌山大学教育学部教授
委員	岡田 昌彰	近畿大学理工学部准教授（平成 21 年度のみ）
委員	根本 治子	花園大学非常勤講師
委員	玉井 明子	大阪市立住まい情報センター職員（平成 22 年度のみ）

今回の改編に伴い、「岸和田市政策研究推進委員会」は廃止されたが、高い専門性を持つ学識経験者から直接、具体的な指導・助言を得ることができる組織体制へと移行された。



【平成 23 年度政策研究会議名簿】

氏名	所属
久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授
河音 琢郎	立命館大学経済学部教授

【委員会等経過】

年	月	会議等	報告内容
2009	6	平成 21 年度第 1 回 岸和田市政策研究推進委員会（8 日）	---
	11	平成 21 年度第 2 回 岸和田市政策研究推進委員会（2 日）	○専門研究の計画について
2010	3	平成 21 年度第 3 回 岸和田市政策研究推進委員会（29 日）	○専門研究の進捗状況と平成 22 年度の研究課題について
	6	平成 22 年度第 1 回 岸和田市都市政策研究推進委員会（8 日）	---
	8	平成 22 年度第 2 回 岸和田市政策研究推進委員会（19 日）	---
	10	平成 22 年度第 3 回 岸和田市政策研究推進委員会（19 日）	○専門研究の進捗状況 地区市民協議会調査について
2011	2	平成 22 年度第 4 回 岸和田市政策研究推進委員会（15 日）	---
	6	第 1 回都市政策研究会議（29 日）	○平成 23 年度の専門研究について
	7	コミュニティ政策学会第 10 回記念大会@ 同志社大学今出川キャンパス（9、10 日） 地区市民協議会事務局長研修会（3 日）	○総合的なまちづくりの担い手としての住民自治組織のあり方と課題 ○地域コミュニティのあり方とその可能性 ～岸和田市地区市民協議会のあゆみ～
	8	第 2 回都市政策研究会議（22 日）	○報告書第 I 部第 1 章の内容について
	11	第 3 回都市政策研究会議（4 日）	○報告書第 I 部第 2～4 章の内容について
	12	企画調整部政策企画課内報告会（12 日）	○岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性：地区市民協議会の設置による地域との関係づくりの歴史から
	12	第 4 回都市政策研究会議（13 日）	○報告書第 II 部のまとめ方について

③ 今期のテーマについて

今期の専門研究のテーマである「岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性（地域内分権、市民自治、市民主権）」は、地方分権が進む中、将来的に検討するに値する地域内分権を見据えて選定したものである。

「地域コミュニティのあり方とその可能性（地域内分権、市民自治、市民主権）」

地方分権改革により、これまで行政や地域社会によって担われてきた公共領域において、今後、対応が不可能な領域、既存の資源では担われることが困難な領域が拡大することが想定される。また、市民生活の多様化、主体性が最大限に発揮される多元価値社会（ソーシャル・ガバナンス）を実現していくためにも、本市における市民社会組織や地域コミュニティの実態について把握し、自律的な市民層の社会活動の強化・再生への支援を検討していくことが重要である。

岸和田市では、昭和 48 年から小学校区を単位とした地区市民協議会が順次設置され、市民主体の地域のまちづくりに多大な貢献をしてきた。一方、地方分権が本格化する中で、市民自治・市民主権の原則に則った地域内分権や、新しい公共としての地域コミュニティのあり方を考えていくことが、ますます重要な課題となっている。

平成 13 年（2001 年）4 月から実施されている『第 3 次岸和田市総合計画』でも「人がいき、地域が輝くまち・岸和田」の実現のために、地区市民協議会などの地域ごとのコミュニティ活動に加え、福祉、環境、防災などさまざまな分野で活動するボランティア・NPO（民間非営利組織）などの市民活動への支援・育成が位置づけられている。

本研究は、岸和田市の地域に根ざしたコミュニティ活動と多様な市民活動のネットワークの実態を解明し、新しい岸和田市のまちづくりに対応した地域コミュニティのあり方とその可能性について検討する。

④ 参考

【岸和田市都市政策研究事業実施要綱（抜粋）】

（研究事業）

第 2 条 都市政策研究事業は、中長期的視点から本市を取り巻く社会情勢に対応したより良いまちづくりの実現を図るため実施すべき重要な政策（以下「政策」という。）に関する研究を、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）専門研究（政策の形成に関し、専門的な見地から行う調査研究をいう。）

（2）（3）は省略

（専門研究員）

第 3 条 専門研究を行うため、専門研究員を配置する。

2 専門研究員は、公募により選考し、採用した学識経験を有する非常勤職員をもって充てる。

3 専門研究員は、市長から指示された研究テーマについて、市長が別に定める研究計画（以下「研究計画」という。）に基づき研究を行うものとする。

(報告)

第5条 専門研究員及び共同研究チームは、研究計画に基づき、研究内容に関する報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第6条 市長は、都市政策研究事業の実施するための情報等を収集するため、当該研究事項に関し学識経験を有する者から意見を聴取し、及び資料等の提供を求める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

【研究事業の変遷】

年度	組織形態		研究テーマ
平成5年度	内部	都市政策調査室	—
平成6年度	内部	都市政策研究会	21世紀をめざした泉州地方・産業経済の活性化方策
平成7年度	内部	都市政策研究会	岸和田の新しいまちづくりシステムの構想
平成8年度	内部	都市政策研究会	地方分権時代における岸和田市の自治体経営のあり方
平成9年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地方分権時代における岸和田市の自治体経営のあり方
平成10年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域福祉システムのあり方
平成11年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域福祉システムのあり方
平成12年度	外部	きしわだ都市政策研究所	21世紀の岸和田の国際化戦略を考える
平成13年度	外部	きしわだ都市政策研究所	岸和田をめぐる合併問題の動向や諸条件についての実証分析
平成14年度	外部	きしわだ都市政策研究所	ユニバーサルデザインのまちづくり
平成15年度	外部	きしわだ都市政策研究所	スロータウンのまちづくり①
平成16年度	外部	きしわだ都市政策研究所	スロータウンのまちづくり②
平成17年度	外部	きしわだ都市政策研究所	協力社会と持続可能なまちづくり①
平成18年度	外部	きしわだ都市政策研究所	協力社会と持続可能なまちづくり②
平成19年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域力の創造にむけて
平成20年度	外部	きしわだ都市政策研究所	地域力の創造にむけて
平成21年度	内部	都市政策研究スタッフ	地域コミュニティのあり方とその可能性
平成22年度	内部	都市政策研究スタッフ	地域コミュニティのあり方とその可能性
平成23年度	内部	企画担当	地域コミュニティのあり方とその可能性

第 1 期専門研究報告書
「岸和田市における地域コミュニティのあり方とその可能性」

平成 24 年 3 月

発行：岸和田市

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

TEL：072-423-9502（直通）

HP：<http://www.city.kishiwada.osaka.jp>

E-mail：kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

編集：岸和田市企画調整部政策企画課

企画担当

